

児童生徒性暴力等防止推進事業 報告書

令和5年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

目 次

第1章 はじめに	1
1. 事業概要	3
(1) 事業目的	3
(2) 事業フロー	3
2. 各事業内容	4
(1) 教育委員会に対するアンケート調査	4
(2) 児童生徒性暴力等防止推進事業有識者委員会の開催	4
(3) 研修動画並びに周知用資料の作成	4
第2章 教育委員会に対するアンケート調査	5
1. 調査概要	6
(1) 調査背景	6
(2) 調査方法・調査対象・回収率	6
(3) 留意事項	6
2. 調査結果概要（総論）	7
(1) 児童生徒性暴力防止に向けた教育職員等に対する研修について	7
(2) 児童生徒性暴力等対策連絡協議会について	8
(3) 児童生徒性暴力の早期発見に向けたアンケート調査について	8
(4) 児童生徒性暴力の早期発見に向けた相談窓口の設置等について	9
(5) 教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置について	10
(6) その他の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策について	10
3. 児童生徒性暴力防止に向けた教育職員等に対する研修	11
(1) 研修の実施状況	11
(2) 研修内容・研修方法	21
(3) 研修実施上の課題	29
(4) 研修を実施していない理由	30
4. 児童生徒性暴力等対策連絡協議会	31
(1) 児童生徒性暴力等対策連絡協議会設置状況	31
(2) 児童生徒性暴力等対策連絡協議会を設置していない理由	32
5. 児童生徒性暴力等の早期発見に向けたアンケート調査	33
(1) アンケート調査の実施状況	33
(2) アンケート調査方法	42
(3) 児童生徒性暴力等実態把握についての市町村への通知等	47

6.	児童生徒性暴力の早期発見に向けた相談窓口の設置等	48
(1)	相談窓口の設置と周知	48
(2)	相談体制の構築及び工夫等	54
(3)	相談窓口の設置予定がない理由	61
(4)	児童生徒性暴力等に関する相談窓口の設置と周知に係る通知等	62
(5)	早期発見に特化した研修	63
7.	教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置	64
(1)	事案があると思われるときの対応の明示	64
(2)	児童生徒等と教育職員等の接触回避	68
(3)	被害児童生徒及び保護者への対応の想定	70
(4)	法第19条第3項に基づく、学校の設置者が専門家の協力を得た調査が適切に行えるような、専門的な知識を有する者に関する情報提供を行う準備の実施状況	71
8.	その他の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策	72
(1)	SNS等の利用	72
(2)	執務環境の見直しによる密室状態の回避や教育指導体制の見直しによる組織的な対応等に係る、学校や市区町村教育委員会への指導や通知等	77
第3章	児童生徒性暴力等防止推進事業有識者委員会の開催（委員会委員による点検・分析）	79
1.	有識者委員会の概要	81
(1)	有識者委員会設置の主旨	81
(2)	委員会体制	81
(3)	開催概要	82
第4章	研修動画並びに周知用資料の作成	83
1.	研修動画の作成	84
(1)	研修動画の目的	84
(2)	研修動画の概要	84
2.	周知用資料の作成	85
(1)	周知用資料の目的	85
(2)	周知用資料の概要	85

参考資料

第1章 はじめに

1. 事業概要

(1) 事業目的

令和3年通常国会で議員立法により成立し、令和4年4月1日から施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（以下「法」という。）により、学校及び学校設置者等は、児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに児童生徒性暴力等への対処（以下「児童生徒性暴力等の防止等」という。）に関する措置を講じ、実際に児童生徒性暴力等がある又はその疑いがある場合は、法に定める対応をとることが義務づけられた。また、法に基づき、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な指針として、令和4年3月18日には「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（以下「基本指針」という。）が策定された。

各地方公共団体は、法及び基本指針並びにこれらに関連する文部科学省通知（以下「法等」という。）を踏まえて法に則った対応を進めることとなるが、各地方公共団体における児童生徒性暴力等の防止等のための取組状況は必ずしも明らかではなく、取組状況に差があることも考えられるところである。

こうしたことを踏まえ、各都道府県・市区町村教育委員会の法等を踏まえた取組状況等について状況を把握した上で有識者による点検・分析を行い、必要な指導・助言を行うための知見を得るとともに、その過程で得られた知見からモデル例・事例集や研修等の実施に資する動画等資料を作成し、各都道府県・市区町村教育委員会及び所管の学校における児童生徒性暴力等の防止等の取組の充実に資することを旨とする。

(2) 事業フロー

本事業では、「各都道府県・市区町村教育委員会等に対する調査」を実施し、児童生徒性暴力等に対する各都道府県・市区町村教育委員会における現在の取組状況の全体像を把握するとともに、具体的な取組事例を収集する。

その上で、有識者等により、現在の取組に対する「点検・分析」を実施し、各教育委員会に提供するための児童生徒性暴力防止に向けたモデル例及び事例を内容とする「周知用資料」並びに「研修動画等資料」を作成する。

なお、調査結果や成果物の作成にあたり、全4回の有識者委員会を開催する。



2. 各事業内容

(1) 教育委員会に対するアンケート調査

児童生徒性暴力等防止に向けた取組状況を把握するため、全都道府県・市区町村教育委員会を対象としたアンケート調査を実施した。(→P5)

(2) 児童生徒性暴力等防止推進事業有識者委員会の開催

各調査結果を議論し、児童生徒性暴力等防止推進に向けた研修動画、周知用資料を作成するため、学識者、学校関係者、教育委員会等による「児童生徒性暴力等防止推進事業有識者委員会」を開催した。(→P79)

(3) 研修動画並びに周知用資料の作成

① 研修動画の作成

児童生徒性暴力等防止推進に向け、主に教育職員等を対象とし、児童生徒性暴力等を自分事として捉えるための研修動画を作成した。(→P84)

② 周知用資料の作成

児童生徒性暴力等防止に向けた取組について、アンケート調査結果から好事例を抽出した上で、各教育委員会の具体的な取組み状況を把握するためのヒアリング調査を実施し、児童生徒性暴力等防止に向けた取組方法等の参考になることを目的として、周知用資料（事例集）を作成した。(→P85)

第2章 教育委員会に対するアンケート調査

1. 調査概要

(1) 調査背景

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(以下、「法」)が令和4年4月1日に施行され、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」(以下、「指針」)(令和4年3月18日策定)や関連する文部科学省通知を踏まえてこれらに則った対応が求められているところであるが、各都道府県・市区町村教育委員会による取組状況は明らかではない。

そこで、各都道府県・市区町村教育委員会における現在の取組状況の把握を目的に、各都道府県・市区町村教育委員会に対するアンケート調査を実施した。

(2) 調査方法・調査対象・回収率

■調査期間

令和4年8月25日(木)～令和4年9月15日(木)

■調査方法

電子調査票を用いE-Mail 発送・回収による調査

■調査対象・回収率

全都道府県・市区町村教育委員会

自治体区分	教育委員会数	回収数	回収率
都道府県	47	47	100%
政令指定都市	20	20	100%
特別区	23	23	100%
中核市・施行時特例市	85	81	95.3%
一般市 [※]	687	683	99.4%
町・村・広域連合	923	910	98.6%
合計	1,783	1,764	98.9%

※、政令指定都市以外の市のうち、中核市・施行時特例市を除くその他の市を「一般市」とする。

■集計対象

本調査においては教育事務組合2組合からも回答があったため、町・村・広域連合910件に2件を加え912件を「町・村・広域連合等」として集計することとした。

そのため、集計対象は上記回収数1,764件に2件を加えた1,766件である。

(3) 留意事項

- ・ 小数第2位を四捨五入していることから、グラフ上に表示された数値(割合)の合計が100%とならない場合がある。
- ・ また、グラフ上0.0%以下は非表示としている。

- 各設問には法、指針の対応について記載をしている。法の概要、指針は以下を参照のこと。
 - 法概要
https://www.mext.go.jp/content/210702-mxt_kyoikujinzai01-01584_2.pdf
 - 指針
https://www.mext.go.jp/content/20220323-mxt_kyoikujinzai01-000011979_02.pdf
- 本文中の表記については次の通り。
 - SA：単数回答
 - MA：複数回答
 - NA：数値回答
 - FA：自由回答
- 回答数あるいは回答該当数、無回答数等が多い場合等、データの信頼性が低い結果について本文中「(参考)」あるいは「(参考値)」と付している箇所がある。
- 自由回答については回答教育委員会が特定されないよう一部の回答のみとし、原則原文通りに掲載している。

2. 調査結果概要（総論）

（1）児童生徒性暴力防止に向けた教育職員等に対する研修について

基本指針第2-1（1）教育職員等に対する啓発、法 防止に関する措置①

（P11～P30）

■研修の実施状況

- 教育職員等に対し、教育委員会独自に研修を実施している割合は都道府県、政令指定都市、特別区で100%であり、中核市・施行時特例市においても過半を超えている。一方で、一般市では37.2%、町・村・広域連合等では18.3%に留まっている。なお、実施している教育委員会、本年度中に具体的に実施することが決まっている又は検討は行っている教育委員会を合わせて一般市で7割強、町・村・広域連合等は5割強となることから、今後、多くの教育委員会に置いて研修が進められるものと見込まれる。
- 教育職員等以外の学校関係者に対する研修の実施状況は、教育職員等に対する研修の実施状況に比べ低い傾向にある。児童生徒性暴力等防止に向けては、部活動等の外部指導者やその他学校に出入りする関係者を含め、児童生徒に接触する可能性のあるすべての大人に対して研修を実施し、児童生徒性暴力等防止の啓発を行うことが求められる。

■研修の工夫

- 研修講師として招聘する外部専門家については、人権や性暴力等の知見を有する弁護士や大学教授、医師、臨床心理士、公認心理師などが挙げられた。
- 効果的と思われる研修については、児童生徒性暴力に関する具体的な事例や、都道府県・市区町村内での事案発生数などを提示するほか、事例研究、ワークショップ（ロールプレイ、少人数討議等）、ワークシートを活用した自己点検など、児童生徒性暴力を自分事として捉え

ることのできる研修について効果が高いとの評価であった。

- ・ 研修には、主に文部科学省が作成した児童生徒性暴力の概要等の動画を使用しているとの回答が多い。

■研修の課題

- ・ 研修実施上の課題として専門的知見を有する講師がいないとの割合が高く、今後研修を実施する教育委員会に対して外部専門家等とのネットワーク構築に向けた支援が求められる。
- ・ また、研修の効果がわからないとの指摘も多く、児童生徒性暴力等防止に向けた効果的な研修の在り方についての検討が必要である。
- ・ なお、研修を実施していない理由としては「検討する時間・余裕が不足している」割合が高く、児童生徒性暴力等防止に関する研修の実施促進に向けては、パッケージ化された研修方法の提示や研修に活用可能な教材の展開などが考えられる。

(2) 児童生徒性暴力等対策連絡協議会について

基本指針第2-1 (4) 児童生徒性暴力等対策連絡協議会、法 防止に関する措置④

(P31～P32)

- ・ 児童生徒性暴力等対策連絡協議会について、現在設置している教育委員会は非常に少ないものの、来年度以降に設置予定とする割合は4割強である。
- ・ 検討する時間・余裕が不足しているとの指摘もあることから、対策連絡協議会の設置方法や議題等の具体例や設置の意義を示していくことが求められる。

(3) 児童生徒性暴力の早期発見に向けたアンケート調査について

基本指針第2-2 (1) 早期発見のための措置及び相談体制の整備、法 早期発見対処に関する措置①

(P33～P47)

■アンケート調査の実施状況

- ・ 早期発見に向けたアンケート調査について、児童生徒に対するアンケート調査の実施状況は都道府県、政令指定都市、特別区で過半を超える。
- ・ しかしながら、それ以外の自治体区分では4割に満たず、検討は行っているものの現状で実施には至っていない。加えて、教育職員等向け、教育職員等以外の学校関係者向けのアンケート調査は、児童生徒に対するアンケート調査に比べ実施率が低い。
- ・ しかしながら、早期発見に向けては被害者である児童生徒だけでなく、加害者の同僚(周囲)の発見も重要であることから、学校に関係するすべての大人に対するアンケート調査の実施が望ましい。

■アンケート調査の実施方法

- ・ アンケート調査を実施している教育委員会については、実施に当たって教育委員会独自にあ

るいは専門家の助言を得るなどして調査票を作成している教育委員会が多い。

- ・ 一方で、アンケート調査を実施していない教育委員会においては検討する時間・余裕が不足している、専門的知見・ノウハウが不足していることを指摘しており、調査票作成が障壁となっている可能性は否定できない。
- ・ 既にアンケート調査を実施している教育委員会の調査票を横展開できる仕組みづくりや、調査票作成に向けた専門家とのネットワーク構築などの支援が望ましい。

■アンケート調査結果の活用方法

- ・ 多くの教育委員会では、アンケート調査結果を整理・分析し、各校へフィードバックすることとしている。
- ・ 一方で、効果の高いと思われる研修として実際の数値等を用いることなどが挙げられており、アンケート結果を研修にて活用したり、アンケート内容に基づき事例研究や討議を行ったりするなど、発展的活用が望ましい。

(4) 児童生徒性暴力の早期発見に向けた相談窓口の設置等について

基本指針第2-2(1) 早期発見のための措置及び相談体制の整備、法 早期発見対処に関する措置①

(P48～P63)

■相談窓口の設置・周知

- ・ 児童生徒性暴力に関する相談窓口については、いじめや虐待等、その他の相談窓口において相談を受け付けている割合が高く、児童生徒性暴力に特化した相談窓口を世知・周知している教育委員会は少ない。
- ・ 児童生徒性暴力等に特化した相談窓口が設置されることが望ましいが、自治体規模によってはマンパワー不足となる可能性もある。
- ・ そのため、児童生徒性暴力に特化せずとも、児童生徒性暴力等の相談もできることを明らかにし、かつ、児童生徒性暴力等に対応可能な専門家・職員を配置し、関係機関と適切に連携するなど、児童生徒性暴力に関する相談に対しても充分対応可能な体制を構築することが求められる。

■相談窓口設置の工夫

- ・ 相談窓口設置の工夫として、複数の相談窓口を設置することや、同性の相談員に相談できるようにしている、SCやSSWに相談できるようにしているなどが挙げられた。
- ・ また、相談方法についても電話だけでなく、メールやLINE等のSNSを用いたり、こうしたツールが使いづらい主に小学校低学年等に対して手紙相談を実施可能としたり、24時間相談可能とするなど、各教育委員会で様々な工夫が挙げられた。
- ・ 相談方法については、個人情報やプライバシー、人権への配慮、情報開示等に対する同意の取得などを徹底しているとの回答が挙げられた。

(5) 教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置について

基本指針第2-2(2) 教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置

(P64～P71)

■対応マニュアル等の策定状況

- ・ 事案があると思われるときの対応や、被害児童との接触回避マニュアル等の策定状況は、概ね1～2割程度であり、関係機関との連携・協定を定めている教育委員会も少ない。
- ・ 一方で、児童生徒性暴力等に対する教育委員会・学校の初動対応は非常に重要であることから、マニュアル等の策定に向けた支援等が求められる。
- ・ また、マニュアルを策定している教育委員会においても、マニュアル策定後、特になにも実施していない割合が高く、作って終わりではなく、研修やロールプレイなどを実施し、実効性の高いマニュアルとすることが求められる。

■被害児童生徒及び保護者への対応の想定

- ・ 被害対象児童生徒等への保護及び支援等に向けた児童生徒等及び保護者への対応の想定としては、「医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の紹介」「教育環境の確保・学習支援」、「マスコミへの対応（個人特定の防止や取材の防止など）」が多い。

(6) その他の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策について

基本指針第2-1(5) その他の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策

(P72～P77)

■SNS等を用いた児童生徒等との連絡

- ・ SNS等を用いた児童生徒等との私的なやり取りの禁止について、一般市で8割弱、町・村・広域連合等では5割強であったものの、都道府県、政令指定都市ではほぼすべて、特別区ではすべて、中核市・施行時特例市では9割弱の教育委員会で明確化している。
- ・ しかしながら、SNS等を用いた私的なやり取りを通知等で禁止しているものの、取り扱いの遵守・徹底の確認を行っている教育委員会は4割に満たず、SNS等の利用に特化した研修の実施状況も低調である。
- ・ SNS等でのやり取りが児童生徒性暴力等のきっかけとなりうることを認識し、遵守・徹底の確認、研修の実施等、実効力の高い施策となるよう工夫する必要がある。

■執務環境の見直し

- ・ 執務環境の見直しによる密室状態の回避や教育指導体制の見直しによる組織的な対応等は、都道府県、政令市、特別区のほぼすべて、中核市・施行時特例市では7割強、一般市では7割弱の教育委員会で実施されている。

3. 児童生徒性暴力防止に向けた教育職員等に対する研修

■ 関連基本指針・法律

- ✓ 基本指針：第2-1（1）教育職員等に対する啓発
- ✓ 法律：防止に関する措置①

（1）研修の実施状況

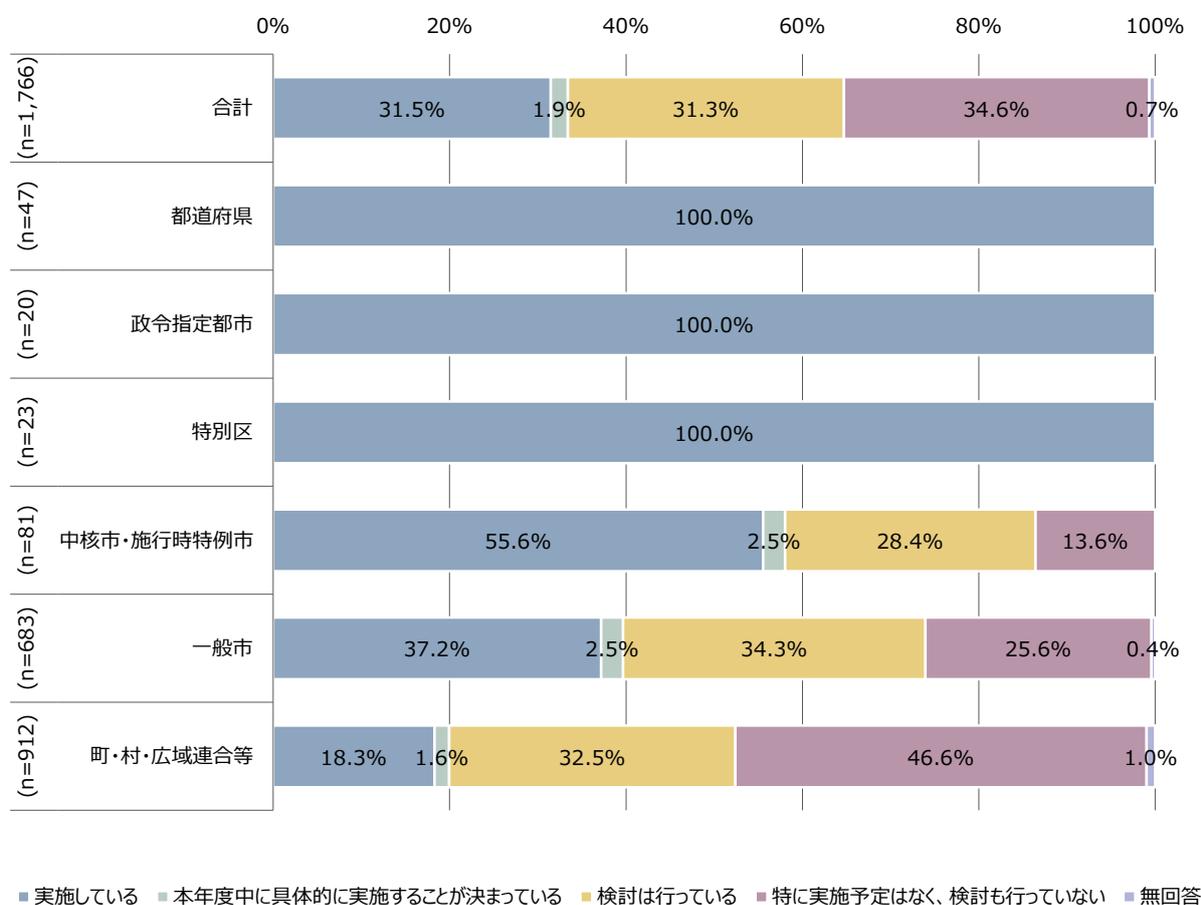
① 教育職員等に対する研修の実施状況

1) 教育委員会独自の研修

教育職員等に対する教育委員会独自の研修の実施状況についてみると、都道府県、政令指定都市、特別区ではすべて「実施している」となった。

なお、中核市・施行時特例市、一般市では「実施している」割合がそれぞれ55.6%、37.2%と最も高いが、町・村・広域連合等では「実施している」割合は18.3%に留まり、「特に実施予定はなく、検討も行っていない」割合が46.6%と最も高い。

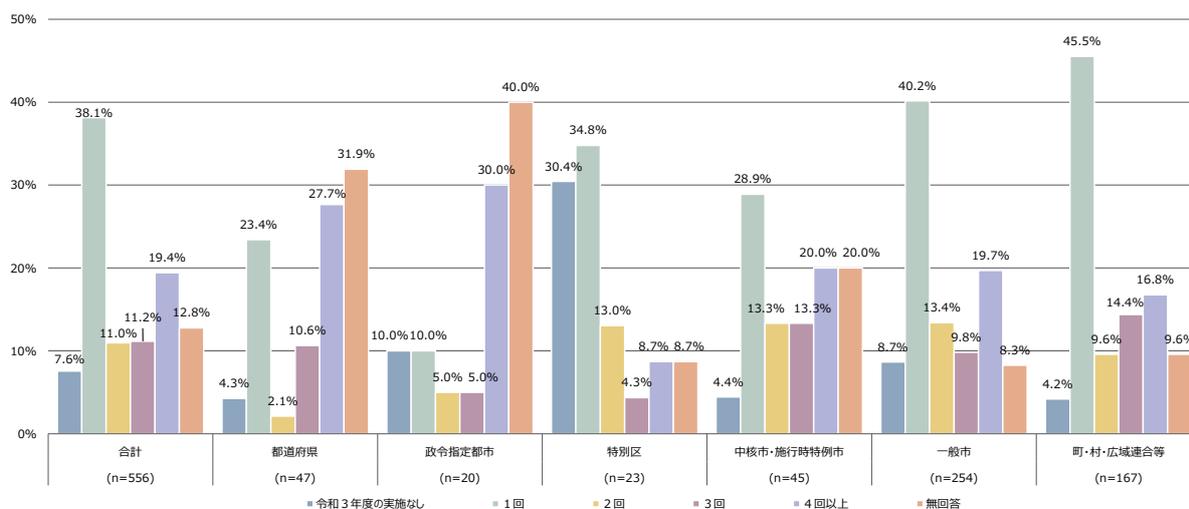
図表 2-1 教育職員等に対し教育委員会独自の児童生徒性暴力等防止に関する研修を実施しているか（SA）



研修を実施している教育委員会のうち、昨年度の実施状況は「1回」の割合が最も高く、昨年度実施している教育委員会のうち、1回あたりの平均研修時間は「30分以下」の割合が最も高い。

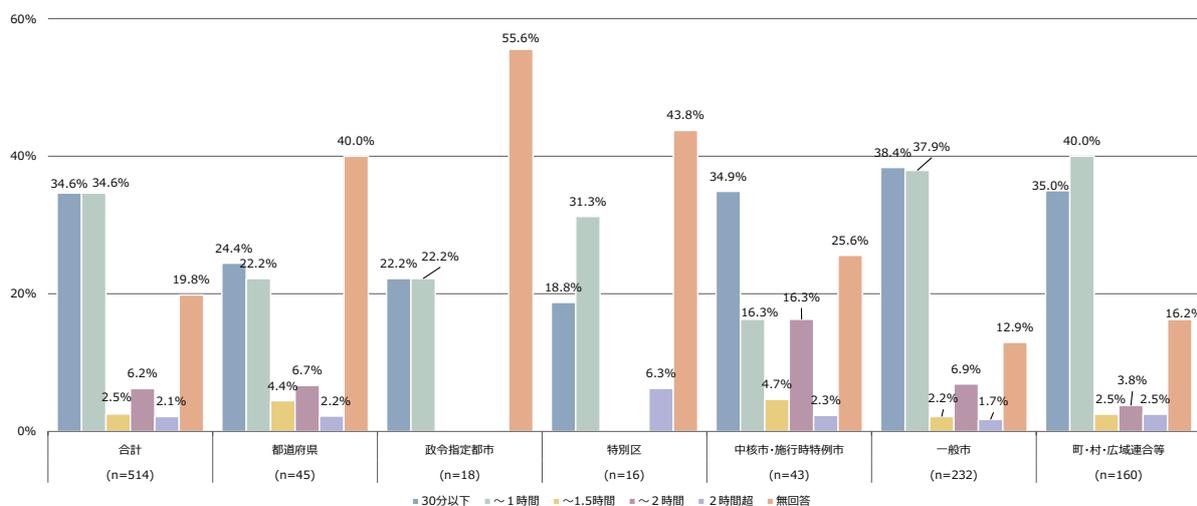
今年度研修を実施予定の教育委員会のうち、研修の実施予定回数（実施済みを含む）をみると「1回」の割合が最も高いが、自治体区別にみると、都道府県及び政令指定都市において「4回以上」の割合が最も高い。

図表 2-2 教育職員等に対する教育委員会独自の児童生徒性暴力等防止に関する研修の昨年度実施状況 (NA)



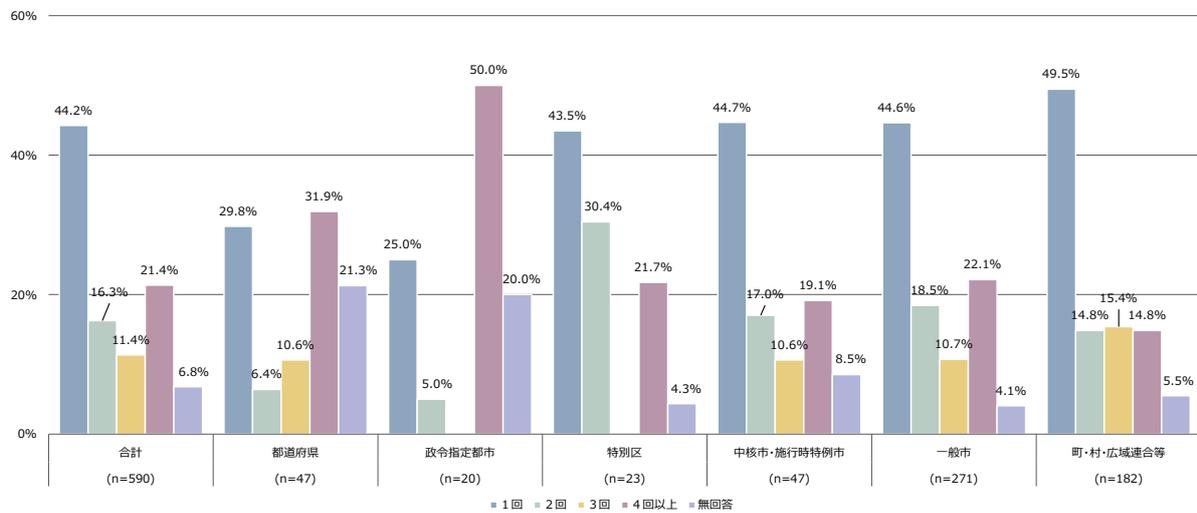
※都道府県、政令指定都市、特別区においては研修の実施状況が100%であるものの、令和3年度についてはコロナ禍の影響で実施できなかった自治体があり、令和3年度の実施無し自治体があることに留意が必要である。

図表 2-3 教育職員等に対する教育委員会独自の児童生徒性暴力等防止に関する研修の昨年度1回あたりの平均研修時間 (NA)



※無回答が多いことに留意が必要である

図表 2-4 教育職員等に対する教育委員会独自の児童生徒性暴力等防止に関する研修の
今年度実施予定（実施済みを含む）（NA）



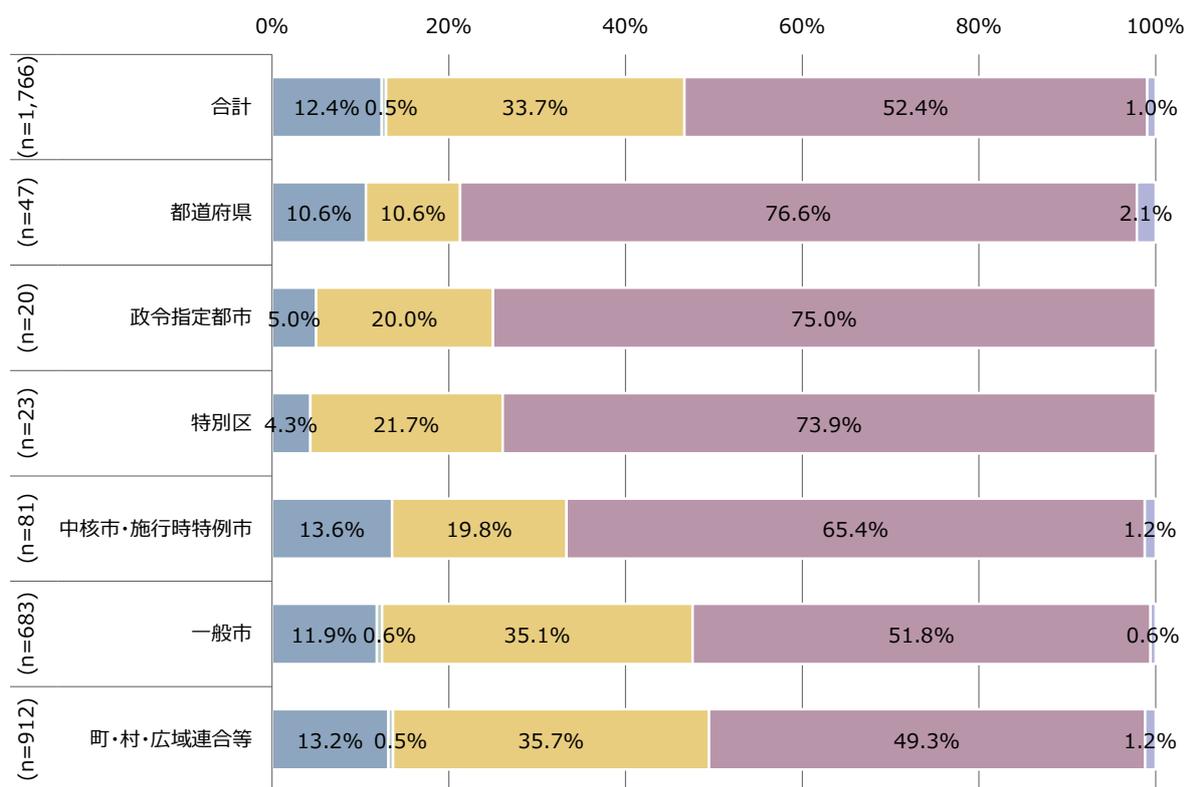
※無回答には実施回数未定を含む

2) 外部研修への派遣（都道府県教育委員会等、他の教育委員会が主催の研修への参加を含む）

教育委員会以外が主催の外部研修への教育職員等の派遣についてみると、いずれの自治体区分においても「実施している」割合は1割前後となっており、「特に実施予定はなく、検討も行っていない」の割合が最も高い。

なお、自治体規模が小さくなるほど「実施している」、「本年度中に具体的に実施することが決まっている」、「検討は行っている」を合わせた割合が高い傾向にある。

図表 2-5 教育委員会以外が主催の外部研修に教育職員等を派遣している（SA）



■ 実施している ■ 本年度中に具体的に実施することが決まっている ■ 検討は行っている ■ 特に実施予定はなく、検討も行っていない ■ 無回答

※市区町村教育委員会が都道府県教育委員会主催の研修に派遣する場合を含む

(参考) 昨年度教育委員会以外が主催の外部研修への教育職員等を派遣した回数を見ると、「1回」の割合が最も高く、本年度の派遣予定回数も「1回」の割合が最も高い。

図表 2-6 昨年度教育委員会以外が主催の外部研修に教育職員等を派遣した回数 (参考値)

(NA)

自治体区分	実施なし	1回	2回	3回	4回以上	無回答
合計	3	83	26	13	14	97
(n=236)	1.3%	35.2%	11.0%	5.5%	5.9%	41.1%
都道府県	1				3	2
(n=6)	16.7%				50.0%	33.3%
政令指定都市		1				
(n=1)		100.0%				
特別区						1
(n=1)						100.0%
中核市・施行時特例市	1	4	3	2	1	1
(n=12)	8.3%	33.3%	25.0%	16.7%	8.3%	8.3%
一般市		35	11	3	7	29
(n=85)		41.2%	12.9%	3.5%	8.2%	34.1%
町・村・広域連合等	1	43	12	8	3	64
(n=131)	0.8%	32.8%	9.2%	6.1%	2.3%	48.9%

図表 2-7 本年度教育委員会以外が主催の外部研修への教育職員等派遣予定回数 (参考値)

(NA)

自治体区分	1回	2回	3回	4回以上	無回答
合計	97	29	10	14	95
(n=245)	39.6%	11.8%	4.1%	5.7%	38.8%
都道府県	1	1		2	2
(n=6)	16.7%	16.7%		33.3%	33.3%
政令指定都市	1				
(n=1)	100.0%				
特別区					1
(n=1)					100.0%
中核市・施行時特例市	3	2	2	1	4
(n=12)	25.0%	16.7%	16.7%	8.3%	33.3%
一般市	40	11	2	7	29
(n=89)	44.9%	12.4%	2.2%	7.9%	32.6%
町・村・広域連合等	52	15	6	4	59
(n=136)	38.2%	11.0%	4.4%	2.9%	43.4%

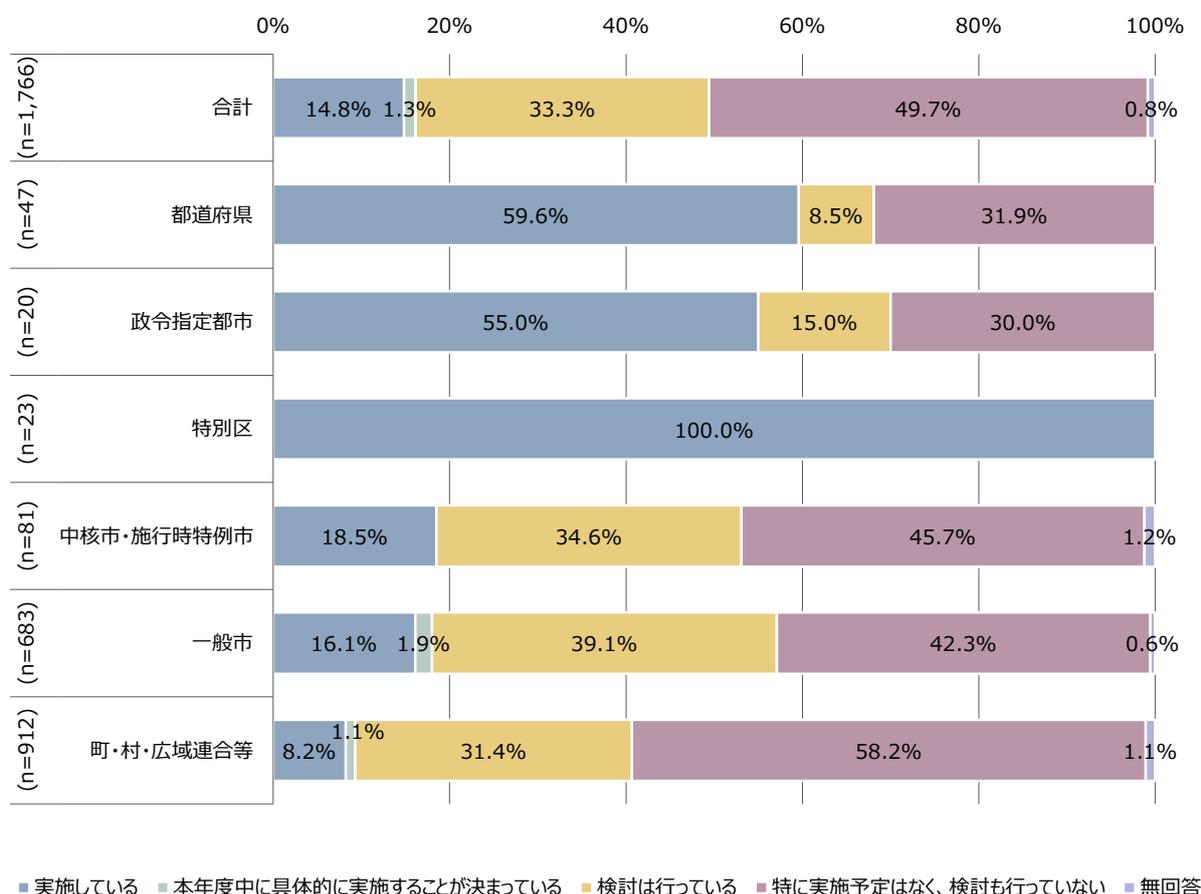
② 教育職員等以外の学校関係者に対する研修の実施状況

1) 教育委員会独自の研修

教育職員等以外の学校関係者に対する教育委員会独自の研修の実施状況についてみると、特別区はすべての教育委員会で実施しており、都道府県、政令指定都市では「実施している」割合がそれぞれ 59.6%、55.0%と最も高い。

なお、中核市・施行時特例市、一般市、町・村・広域連合等では「実施している」割合は1～2割程度に留まり、「特に実施予定はなく、検討も行っていない」割合がそれぞれ 45.7%、42.3%、58.2%と最も高い。

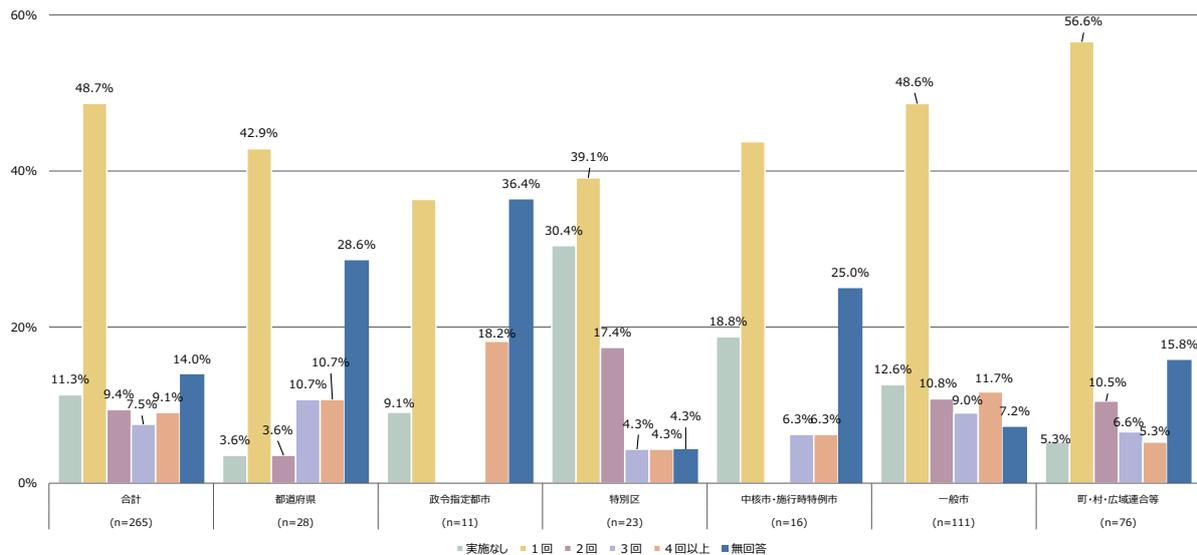
図表 2-8 教育職員等以外の学校関係者に対し教育委員会独自の児童生徒性暴力等防止に関する研修を実施しているか (SA)



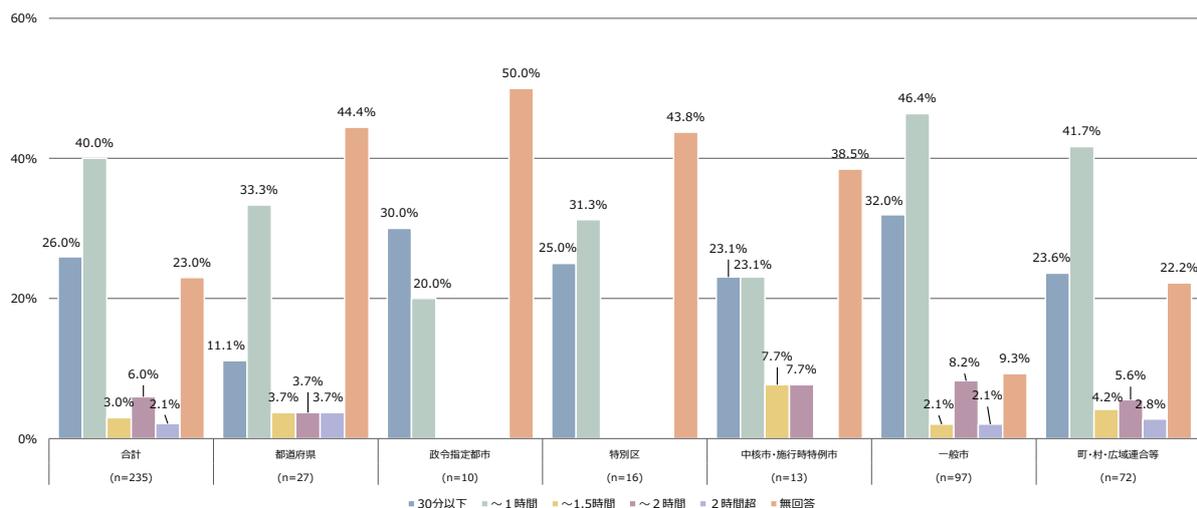
研修を実施している教育委員会のうち、昨年度の実施状況は「1回」の割合が最も高く、昨年度実施している教育委員会のうち、1回あたりの平均研修時間は「～1時間」の割合が最も高い。

今年度研修を実施予定の教育委員会のうち、研修の実施予定回数（実施済みを含む）をみると「1回」の割合が最も高い。

図表 2-9 教育職員等以外の学校関係者に対する教育委員会独自の児童生徒性暴力等防止に関する研修の昨年度実施状況（NA）

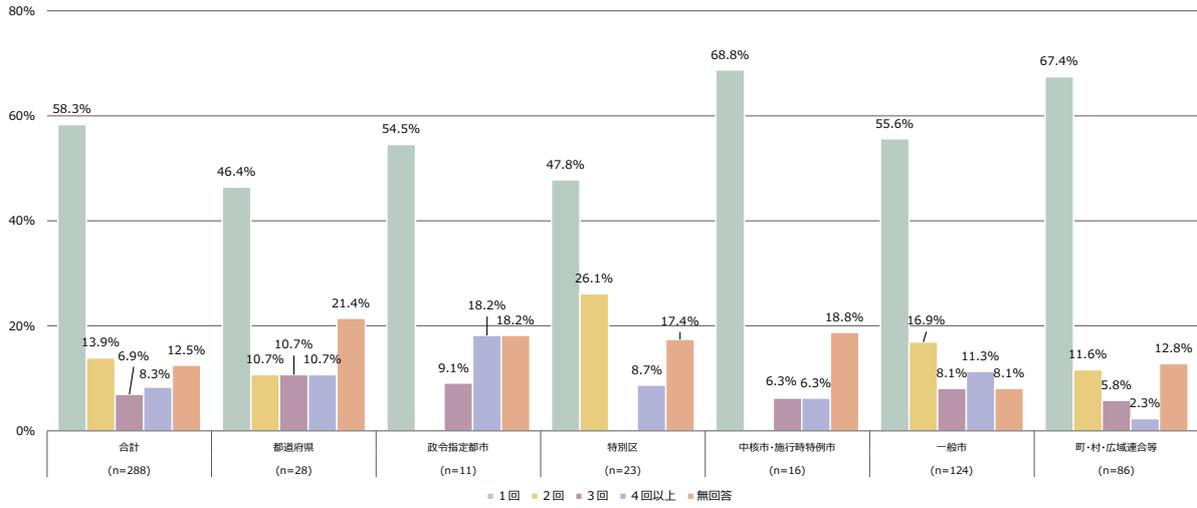


図表 2-10 教育職員等以外の学校関係者に対する教育委員会独自の児童生徒性暴力等防止に関する研修の昨年度1回あたりの平均研修時間（NA）



図表 2-11 教育職員等以外の学校関係者に対する教育委員会独自の児童生徒性暴力等防止に

関する研修の今年度実施予定（実施済みを含む）

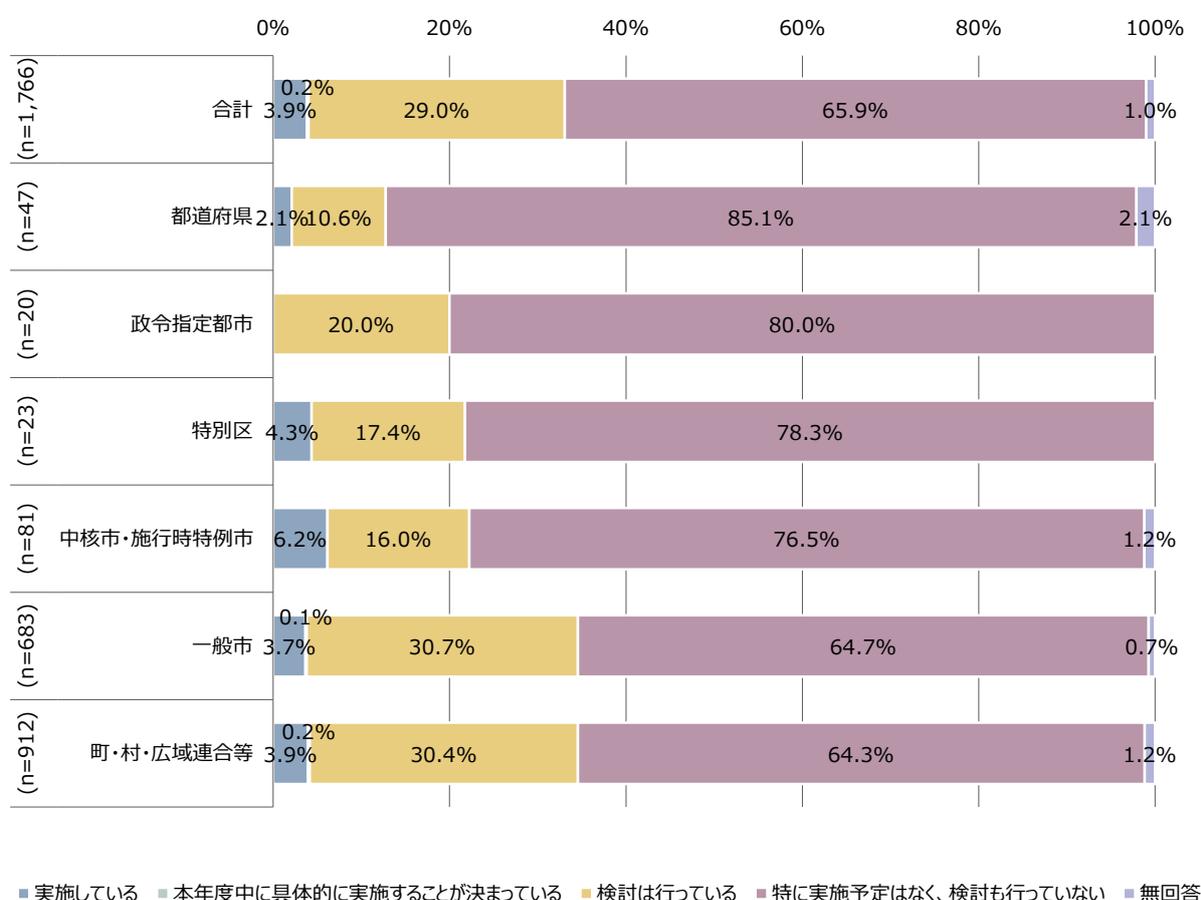


2) 外部研修への派遣（都道府県教育委員会等、他の教育委員会が主催の研修への参加を含む）

教育委員会以外が主催の外部研修への教育職員等の派遣についてみると、いずれの自治体区分においても「実施している」割合は0.5割程度に留まり、「特に実施予定はなく、検討も行っていない」の割合が最も高い。

なお、自治体規模が小さくなるほど「実施している」、「本年度中に具体的に実施することが決まっている」、「検討は行っている」を合わせた割合が高い傾向にある。

図表 2-12 教育委員会以外が主催の外部研修に教育職員等以外の学校関係者を派遣している（SA）



※市区町村教育委員会が都道府県教育委員会主催の研修に派遣する場合を含む

(参考) 昨年度教育委員会以外が主催の外部研修への教育職員等を派遣した回数を見ると、「1回」の割合が最も高く、本年度の派遣予定回数も「1回」の割合が最も高い。

図表 2-13 昨年度教育委員会以外が主催の外部研修に教育職員等以外の学校関係者を派遣した回数 (参考値) (NA)

自治体区分	実施なし	1回	2回	3回	4回以上	無回答
合計 (n=86)	1 1.2%	27 31.4%	4 4.7%	3 3.5%	1 1.2%	50 58.1%
都道府県 (n=2)						2 100.0%
政令指定都市 (n=0)						
特別区 (n=1)						1 100.0%
中核市・施行時特例市 (n=6)		3 50.0%		1 16.7%		2 33.3%
一般市 (n=30)		13 43.3%	2 6.7%			15 50.0%
町・村・広域連合等 (n=47)	1 2.1%	11 23.4%	2 4.3%	2 4.3%	1 2.1%	30 63.8%

図表 2-14 本年度教育委員会以外が主催の外部研修への教育職員等以外の学校関係者の派遣予定回数 (参考値) (NA)

自治体区分	1回	2回	3回	4回以上	無回答
合計 (n=89)	34 38.2%	3 3.4%	3 3.4%	1 1.1%	48 53.9%
都道府県 (n=2)					2 100.0%
政令指定都市 (n=0)					
特別区 (n=1)					1 100.0%
中核市・施行時特例市 (n=6)	4 66.7%		1 16.7%		1 16.7%
一般市 (n=31)	17 54.8%	1 3.2%			13 41.9%
町・村・広域連合等 (n=49)	13 26.5%	2 4.1%	2 4.1%	1 2.0%	31 63.3%

(2) 研修内容・研修方法

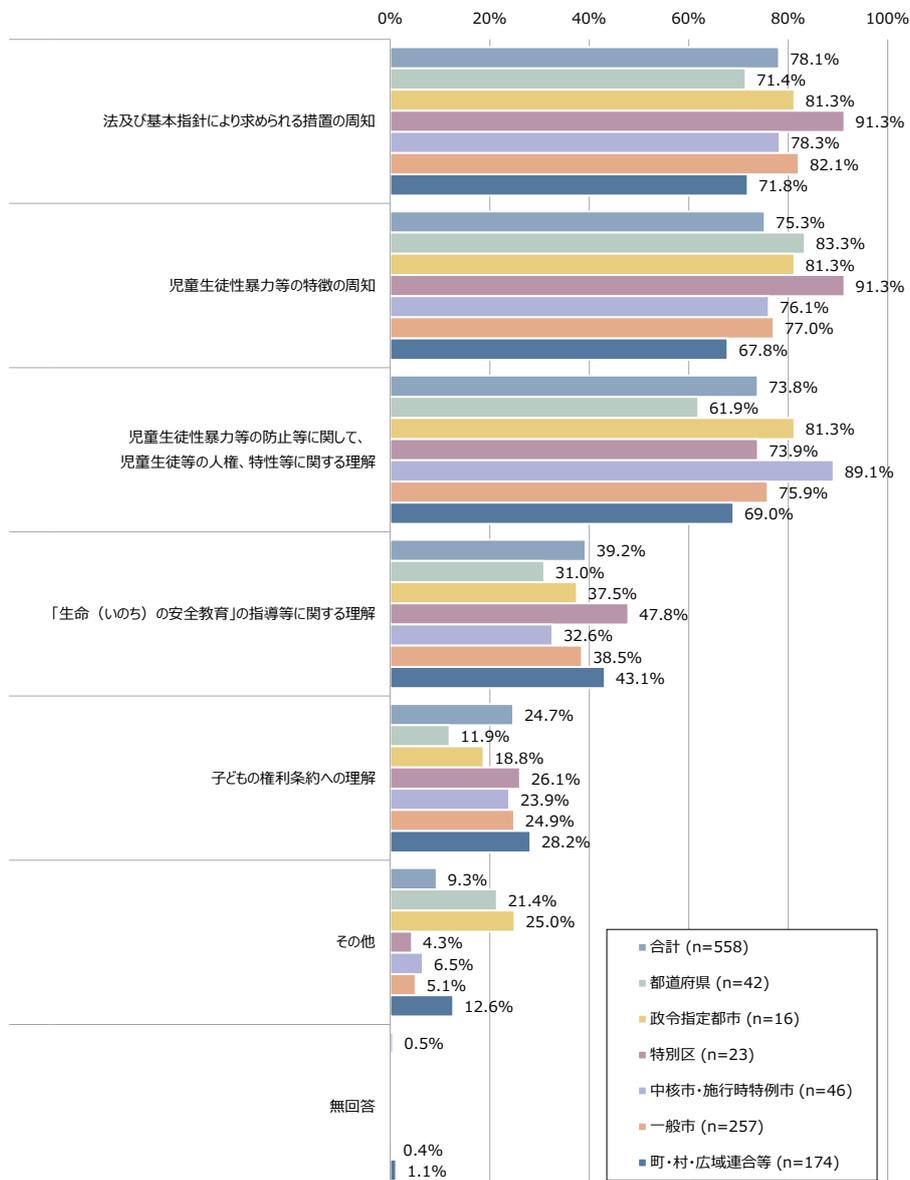
① 研修内容

教育委員会独自に研修を実施している場合の研修の内容についてみると、都道府県では「児童生徒性暴力等の特徴の周知」の割合が最も高い。

政令指定都市では「法及び基本指針に求められる措置の周知」、「児童生徒性暴力等の特徴の周知」の割合が同率で最も高い。

特別区では「法及び基本指針に求められる措置の周知」、「児童生徒性暴力等の特徴の周知」、「児童生徒性暴力等の防止等に関して、児童生徒等の人権、特性等に関する理解」の割合が同率で最も高く、中核市・施行時特例市では「児童生徒性暴力等の防止等に関して、児童生徒等の人権、特性等に関する理解」、一般市・町・村・広域連合等では「法及び基本指針に求められる措置の周知」の割合が最も高い。

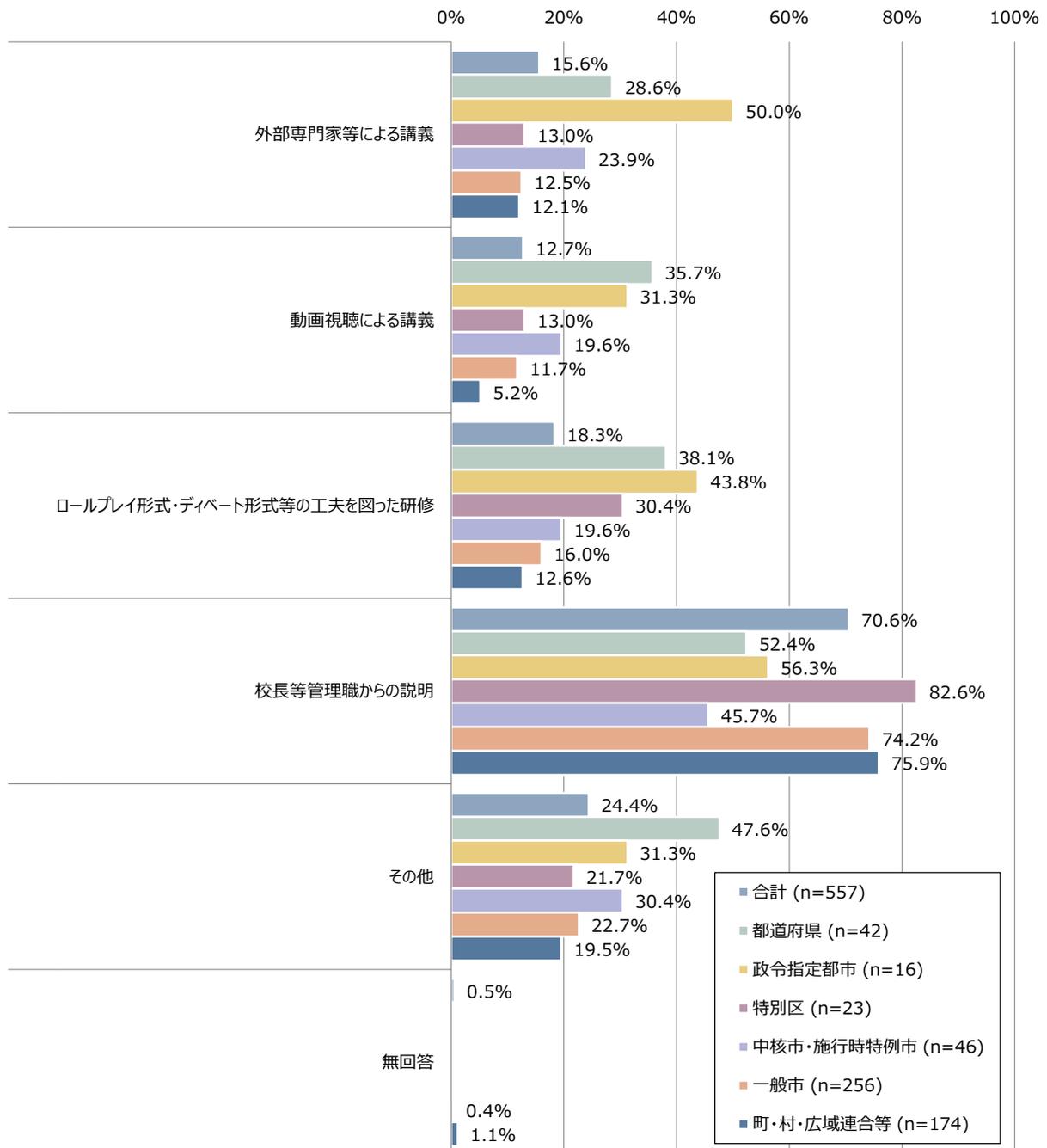
図表 2-15 教育委員会独自に研修を実施している場合の研修の内容 (MA)



② 研修手法

教育委員会独自に研修を実施している場合の研修の手法についてみると、いずれの自治体区分においても「校長等管理職からの説明」の割合が最も高い。

図表 2-16 教育委員会独自に研修を実施している場合の研修の手法 (MA)



図表 2-17 選定する外部専門家と選定理由等 (FA)

自治体区分	自由回答
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学教授、スクールカウンセラー ・ 臨床心理士。被処分者に対する心理面談を依頼 ・ 臨床心理士や青少年の性暴力等の現状及び対策に精通している警察関係者 ・ 弁護士：法的な立場から専門的なアドバイスをいただくために選定した。 ・ SCが校内研修として、児童生徒理解に関する研修を実施 /等
政令指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士：実際の判例を用いた性被害事案の実態についての講話など ・ 臨床心理士・公認心理師：性被害事案の被害者のケア・サポートの観点から ・ デートDV防止プログラムのファシリテーター ・ 性暴力対策等推進委員会の委員（精神科医師） ・ 産婦人科医（大学助教授）による講話 ・ 警察関係者、警察出身者 ・ 部活動指導に関する専門家 /等
特別区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床心理士・公認心理士を講師として招聘 ・ 弁護士から講義と振りかえり時の助言を受けている。 /等
中核市・ 施行時特例市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退職校長に講師を依頼している ・ 弁護士、大学教授、大学講師に依頼 ・ 大学講師（教育学） ・ 性暴力被害者支援センター /等
一般市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育委員会管理主事 ・ 子どもを扱う市長部局の専門の担当課、警察・児童相談所等の外部機関 ・ 児童相談所子ども支援SVによる専門的な知見からの講義を行った。 ・ 体育科領域を専門とする大学教授 ・ 警察関係者。性的虐待を受けた子どもたちを支えている方から実際にお話を聞くことで、性暴力防止の意識を高めるとともに、その特徴を理解するため。 ・ 他市町での講師実績があること。 ・ NPO 団体職員 ・ 性暴力被害者支援センター ・ 弁護士（いじめ予防授業、主権者教育等） ・ 市所属の法務官によって、法的根拠についての正しい知識の周知を図る。 ・ 心の教育センターSC ・ SNSの利用に関する研修会において、情報管理の専門家に講義を依頼。 ・ 青少年養育施設代表の方等 ・ 医師で命の教育に関する専門性を持つ /等
町・村・広域連 合等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育の専門家 ・ スクールソーシャルワーカー。町及び所管学校の実状を理解しているため、より具体性をもって研修が実施できるから。 ・ 県教育委員会副参事補による講義・演習 ・ 警察関係者による講義 ・ 他県の思春期保健相談士に依頼した。 ・ 臨床心理士、SC 経験者、長年性被支援に取り組んでいる者、的確なスーパーバイスができる者。現場経験 10 年以上の者。 /等

図表 2-18 参加者からの評価が高い、研修効果が高いと思われる研修（FA）

自治体区分	自由回答
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・文科省作成の動画視聴 ・ワークシートを活用した事例研究 ・不祥事防止のためのチェックシートの活用、チェックシートによる自己点検 ・N字型研修：毎月1回、15分程度の短時間の研修を積み上げていくことで意識を向上させる研修。 /等
政令指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事例を挙げ、不祥事が学校に与える影響について。 ・スクールセクハラ等に関わる事例をもとにしたグループ協議 ・過去の処分事案の紹介 ・犯罪につながる依存症 ・本市における懲戒処分の現状（性暴力等・わいせつ関係の件数や内容等） ・不祥事（性暴力等・わいせつ行為）を起こさない職場環境・人間関係づくりの重要性 ・不祥事（性暴力等・わいせつ行為）の未然防止に向け、教職員一人一人のモラルや自尊感情を高めることの重要性 ・不祥事防止をテーマに定期的に行う「10分研修」は、具体的な不祥事事例の内容や防止策を簡潔に伝えることで、教職員が自分ごととして考えることができ、コンプライアンスについての理解が深まったとの評価を得ている。 ・警察関係者を講師とした、具体的事案を例に法令等の説明。 /等
特別区	<ul style="list-style-type: none"> ・事例研究をグループで行ったことで意識が高まり、共通認識を持つことができた。さらにサービス事故防止のためのチェックリストを使用することにより、教職員のサービスにかかわる行動について再認識することができた。 ・シミュレーションによる研修「児童生徒性暴力等の防止」 ・東京都が作成した事例研究ワークシート等は分かりやすく良い。 ・東京都教育委員会から全教職員に毎年配布されている「人権教育プログラム」や「使命を全うする～教職員のサービスに関するガイドライン～」を活用しながら研修を実施している。区で作成した「子どもの権利条例」に関する資料も活用している。 /等
中核市・ 施行時特例市	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒暴力の実態や被害にあった児童生徒への対応 ・県内で生じたわいせつ事案の事例をもとにした研修 ・実体験に基づく講演 ・SNSを発端とした「わいせつな行為」の事例、SNSの特性とリスク ・事例検討で多様な視点に触れることや現場の校長の経験談から考えが深まることから、研修効果が高いと考えられる。 ・e-ラーニング研修では、研修後に簡単な問題を提示しているが、わいせつや性暴力につながる言動がないかどうか、改めて受講者が振り返ることができるようにしている。 ・ミーティング形式の研修で、事例をもとに行う研修 ・教育委員会が管理・運営できる Web サービス内のクラス（Google classroom）で、児童生徒性暴力等防止等のサービスに係る記事を掲載し、校内研修等で活用できるようにすることにより、よりタイムリーな教職員への啓発を行っている。 /等
一般市	<ul style="list-style-type: none"> ・情報活用能力の向上を図った、児童ポルノ事犯の被害・加害予防 ・教育委員会主催のサービス倫理対策委員会に基づいて各学校で実施しているサービス倫理委員会 ・ワークショップ形式での研修、自身の考えをまとめたり意見交換したりする

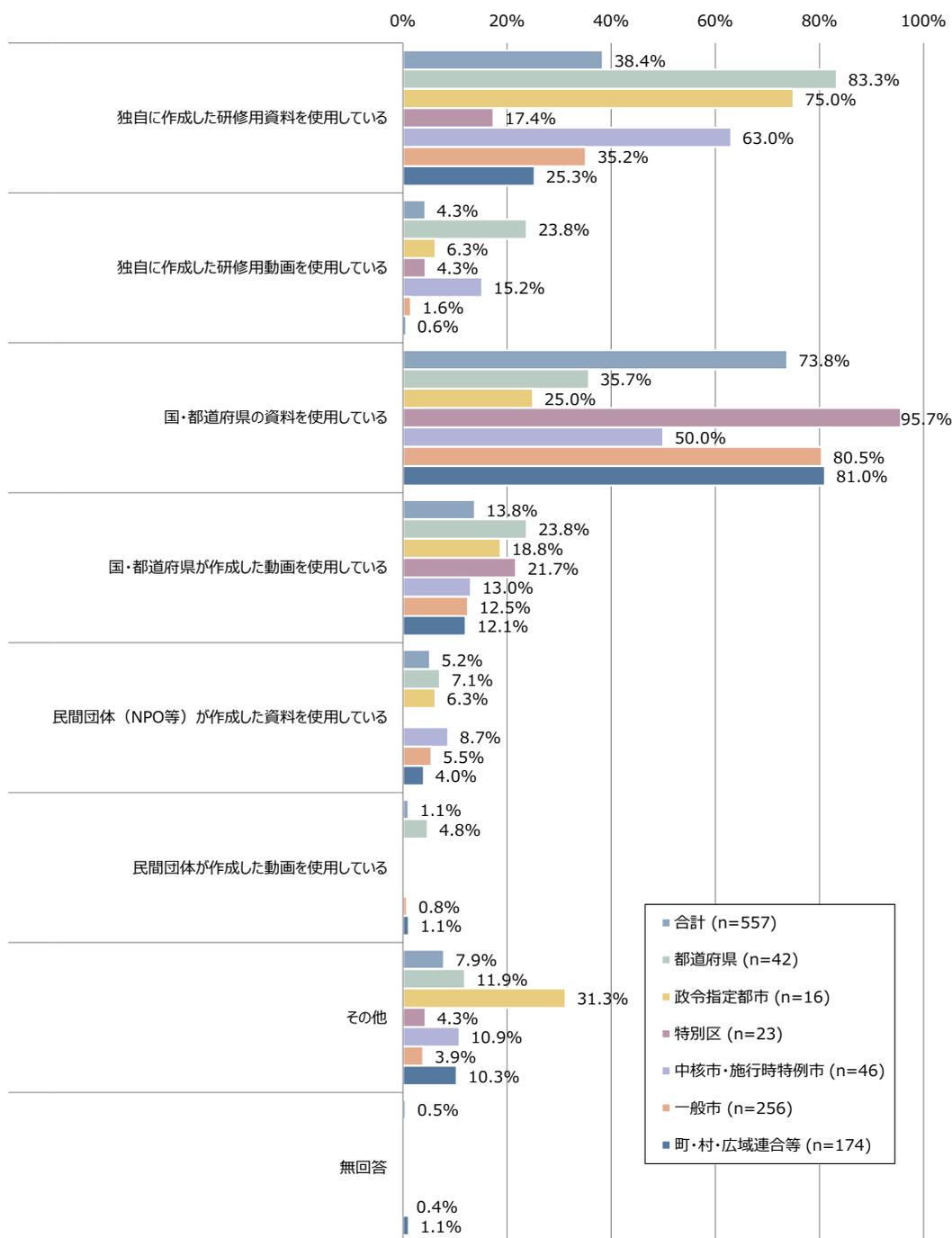
	<p>参加型の研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の事例を基にしたワークショップ ・厚生労働省の動画を利用した研修 ・わいせつセクハラ事案で懲戒処分を受けた件数をデータで示す ・小グループに分かれての課題解決に向けての話し合い活動、具体的な事例研究。 ・ワークシートに記入し、教員間で協議を行う研修 ・文部科学省作成の啓発動画（基本的な指針・性暴力等の特徴など） ・シミュレーション研修を通じた教員の意見交流 ・事案を自分事としてとらえるために、グループワークを行った。その活動を通して、具体的な考えを出すことができたと評価された。 ・人には、「安心」「自信」「自由」の権利があることを、ロールプレイを通して子どもたちに伝えていくこと。 ・実際にあった事例を用いたり、アンケート（チェックシート）により自分自身の行動を見つめ直したりする活動。を用いることにより、自分事として捉えることが出来たとの感想が多かった。 ・講義型ではなく、ロールプレイ方式やチェックリストを活用した内容 ・岡山県教育委員会より提供いただいた「不祥事防止に向けた新たな研修プログラム」、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」研修資料等を活用した研修（短時間研修も含む）。 ・医療現場の命に関わる医師のお話なので評価が高い /等
町・村・広域連合等	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート、チェックシート ・直近で発生した事案とその具体的な対策事例等を記載した資料など ・事例研修 ・県教委発令通知の中の、事例や事案の数値についての研修は効果的であった。 ・具体的事案について、自分事として考えるロールプレイ。ロールプレイによる事例研修は、それぞれの立場で考えることができ、参加者に好評であった。 ・各学校の取り組み研修の報告 ・児童生徒向けの講演会を実施した後に、教職員・保護者向けの講演会をその日で実施したら子ども達と保護者のコミュニケーションツールがつながり誤解、語弊を招くこともなくより深い性教育につながる。 /等

③ 研修使用教材

教育委員会独自に研修を実施している場合の研修に使用する教材についてみると、都道府県、政令指定都市、中核市・施行時特例市では「独自に作成した研修用資料を使用している」割合が最も高い。

特別区、一般市、町・村・広域連等では「国・都道府県の資料を使用している」割合が最も高い。

図表 2-19 教育委員会独自に研修を実施している場合の研修の教材 (MA)



図表 2-20 研修に使用している動画の内容 (FA)

自治体区分	自由回答
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省が作成し YouTube に公開している動画 ・ ①児童・生徒に対応する際の適切な相談、指導のあり方について、具体的な場面を想定し、作成した映像資料「不祥事を自分事として考える-教職員によるわいせつ事案の根絶に向けて-」 ・ ②児童・生徒が受けた性被害による深刻な影響等を説明する映像資料「教員による子どもへの性加害について考える～子どもを守るためにすべきこと～」 ・ 「わいせつ事案未然防止研修」 ・ 教職員のコンプライアンス ・ 「学校の危機管理と教職員の服務規律」、「保健教育に果たす養護教諭の役割」、 ・ 「人権教育、ハラスメントの防止、危機管理等に関する研究」「教育公務員の職務について」 ・ 「教職員の倫理と服務」 ・ 児童生徒に対する不適切な言動のコントロール ・ コンプライアンスの遵守～生徒の人権を尊重した部活動の在り方～ / 等
政令指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省が作成し YouTube に公開している動画 ・ 教職員事故の防止について ・ 子どもの性暴力防止に向けた取組みについての説明動画 ・ 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」の概要 ・ 児童生徒性暴力等の特徴について解説するもの。 ・ 児童生徒に対する事実確認の聴き取りを行う際に注意すべき事項等について解説するもの。 / 等
特別区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省が作成し YouTube に公開している動画 ・ わいせつ事故の防止について / 等
中核市・ 施行時特例市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省が作成し YouTube に公開している動画 ・ 教職員の服務 ・ 子供や若者を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」 ・ 教職員の非違行為根絶に向けた研修として、市教委で作成した「公務員倫理研修～スクール・コンプライアンス～」のオリジナル動画。 ・ 不祥事撲滅（不祥事防止と事例をもとに） ・ 人権教育の推進と様々な人権課題 ・ 体罰・非違行為の防止について ・ 中堅教諭等資質向上研修における倫理及び服務に係る研修動画…講義題「教育公務員としての服務規律～中核的な役割を果たす中堅教諭に求められる意識～」 ・ 「児童生徒性暴力等の防止に関する理解を深める」研修例～教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について～
一般市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省が作成し YouTube に公開している動画 ・ 児童生徒性暴力等の特徴について ・ わいせつ事案未然防止 ・ 「今、知るべき『LGBTQ』～無意識に誰かを傷つけていませんか～」 ・ 厚生労働省から出ているセクハラやSNSトラブルに関する動画 ・ 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針につい

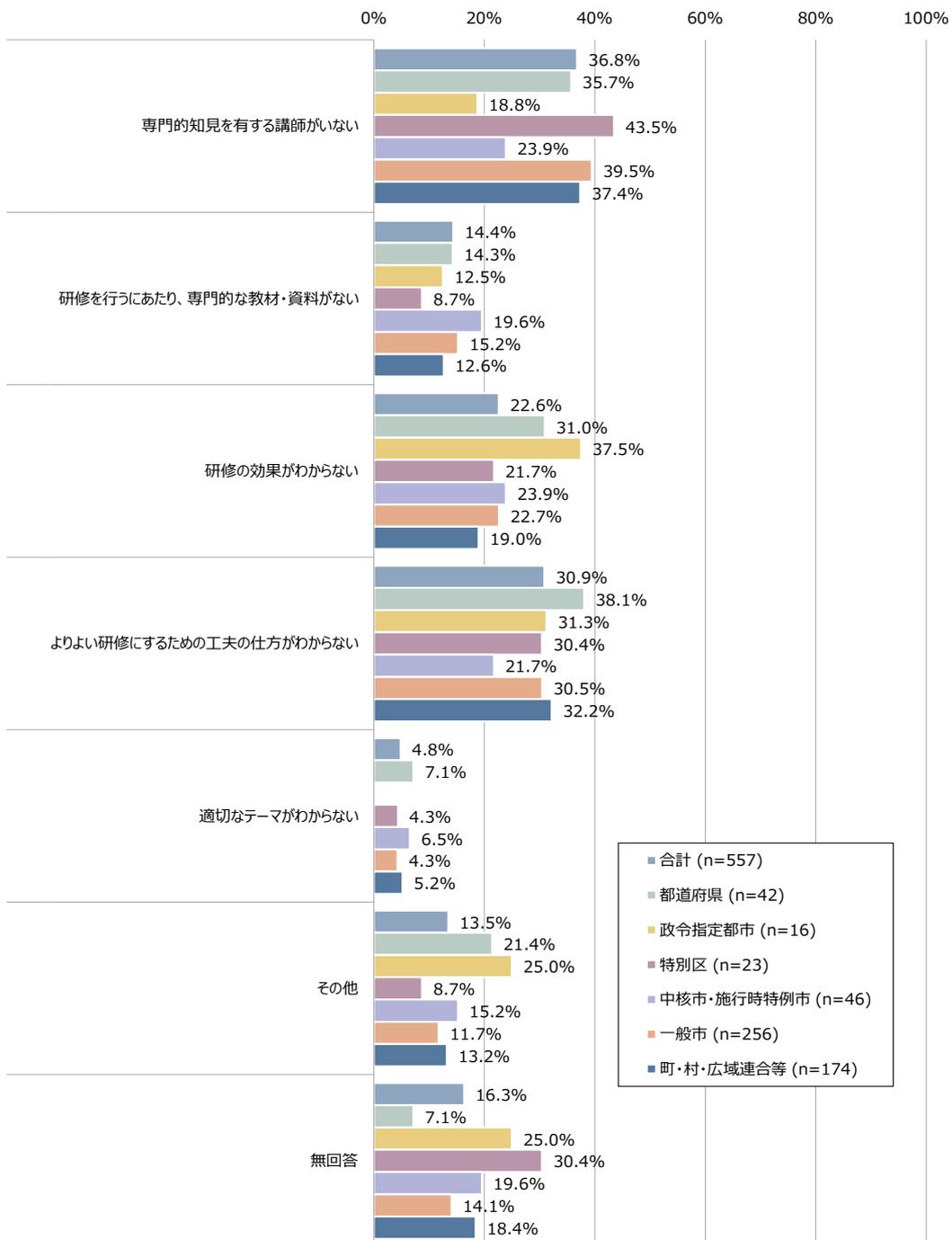
	<p>て」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒性暴力等に対する直接的な指導の入る動画ではないが、コーチング・アンガーマネジメント、望ましい部活動のあり方などの県作成の動画を視聴 ・神奈川県教育委員会作成のDVD（わいせつ事案） ・「学校におけるハラスメントの防止と対応」 ・「若年層における女性に対する暴力の予防・啓発について」 ・事実調査のための面接—司法面接を参考に— ・コンプライアンスに関する具体事例を扱ったもの。 /等
町・村・広域連合等	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省が作成し YouTube に公開している動画 ・デジタル性被害今起きていることを知る ・児童生徒性暴力等の特徴について <ul style="list-style-type: none"> ○基本的な指針について ○児童生徒性暴力等の特徴について ○面接手法について <p>令和4年6月3日付け4文科教第 350 号通知で公表された動画を活用するように、各学校に指導している。 /等</p>

(3) 研修実施上の課題

教育委員会独自に研修を実施している場合の研修上の困りごとについてみると、都道府県、特別区、一般市、町・村・広域連合等では「専門的知見を有する講師がいない」割合が最も高い。

政令指定都市では「研修の効果がわからない」割合が最も高く、中核市・施行時特例市では「専門的知見を有する講師がいない」、「研修の効果がわからない」割合が同率で最も高い。

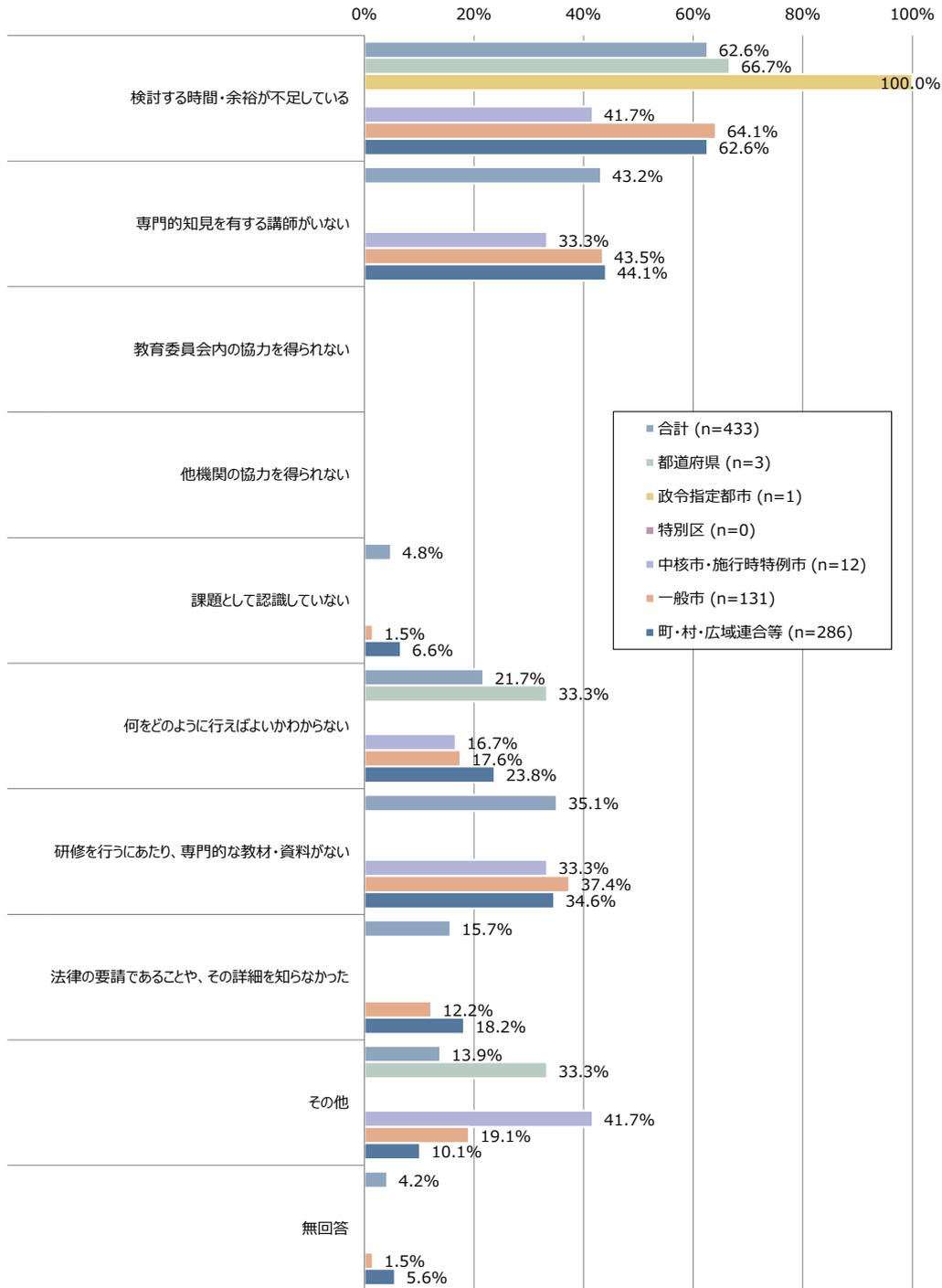
図表 2-21 教育委員会独自に研修を実施している場合の研修上の困りごと (MA)



(4) 研修を実施していない理由

教育職員等並びに教育職員等以外の学校関係者に対し、教育委員会独自の研修を行っておらず、教育委員会以外が主催の外部研修にも派遣していない理由についてみると、いずれの自治体区分においても「検討する時間・余裕が不足している」割合が最も高い。

図表 2-22 教育委員会独自の研修を行っておらず、教育委員会以外が主催の外部研修にも派遣していない理由 (SA)



4. 児童生徒性暴力等対策連絡協議会

■ 関連基本指針・法律

✓ 基本指針：第2-1（4）児童生徒性暴力等対策連絡協議会

✓ 法律：防止に関する措置④

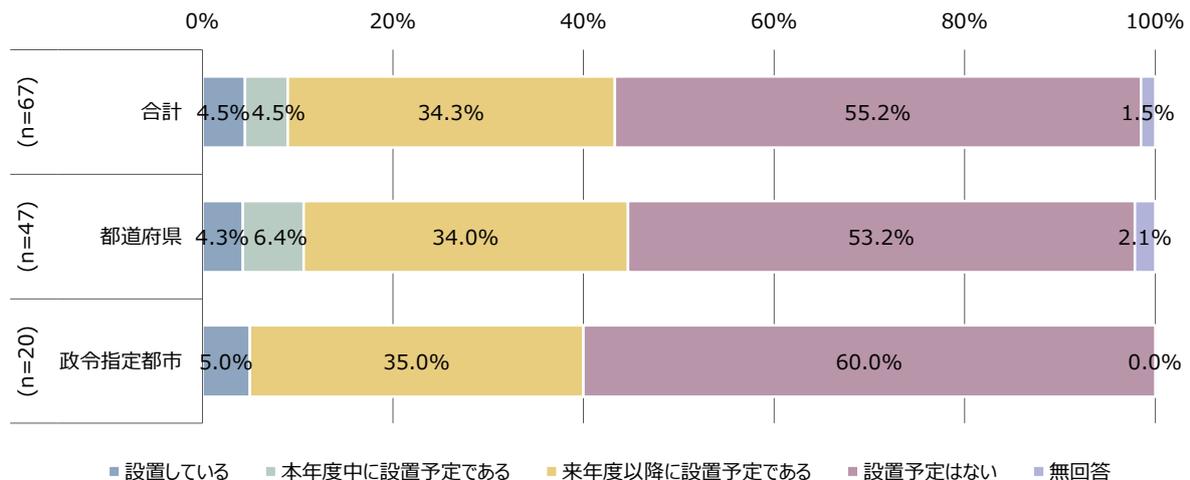
（1）児童生徒性暴力等対策連絡協議会設置状況

都道府県及び政令指定都市における児童生徒性暴力等対策連絡協議会の設置状況についてみると、「設置している」割合は都道府県で4.3%、政令指定都市で5.0%に留まっている。

都道府県では、「本年度中に設置予定である」割合が6.4%、「来年度以降に設置予定である」割合が34.0%となっており、約45%が設置又は設置予定ありとなっている。

政令指定都市については、「来年度以降設置予定である」割合が35.0%となっており、40%が設置又は設置予定ありとなっている。

図表 2-23 児童生徒性暴力等対策連絡協議会設置状況（都道府県、政令指定都市のみ）（SA）



（参考）なお、設置済み又は本年度設置予定である都道府県（5団体）、政令指定都市（1団体）について、その開催頻度をみると、半年に1回以上が4団体となっている。

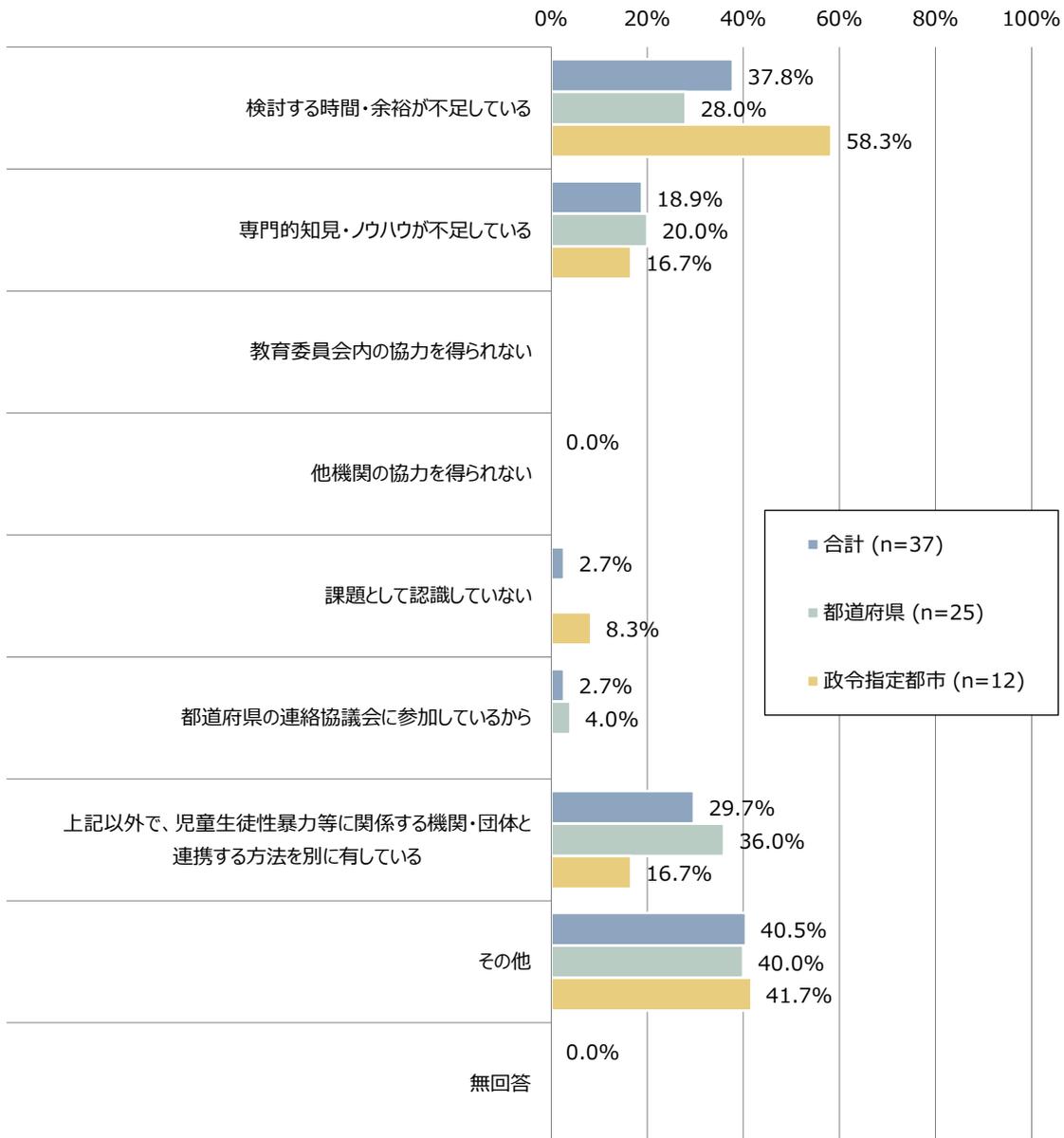
図表 2-24 児童生徒性暴力等対策連絡協議会の開催頻度（参考値）（SA）

自治体区分	3か月に1回以上	半年に1回以上	1年に1回以上、 事案が発生した場合等、不定期	（設置予定の場合）未定	その他
都道府県 (n=5)		3 60.0%			2 40.0%
政令指定都市 (n=1)		1 100.0%			

(2) 児童生徒性暴力等対策連絡協議会を設置していない理由

都道府県及び政令指定都市において、児童生徒性暴力等対策連絡協議会の「設置予定がない」と回答した教育委員会について、その理由をみると、都道府県では「その他」を除き「児童生徒性暴力等に関する機関・団体と連携する方法を別に有している」割合が最も高く、政令指定都市では「検討する時間・余裕が不足している」割合が最も高い。

図表 2-25 児童生徒性暴力等対策連絡協議会の設置予定がない理由
(都道府県、政令指定都市のみ) (SA)



5. 児童生徒性暴力等の早期発見に向けたアンケート調査

■ 関連基本指針・法律

- ✓ 基本指針：第2-2（1）早期発見のための措置及び相談体制の整備
- ✓ 法律：早期発見対処に関する措置①

（1）アンケート調査の実施状況

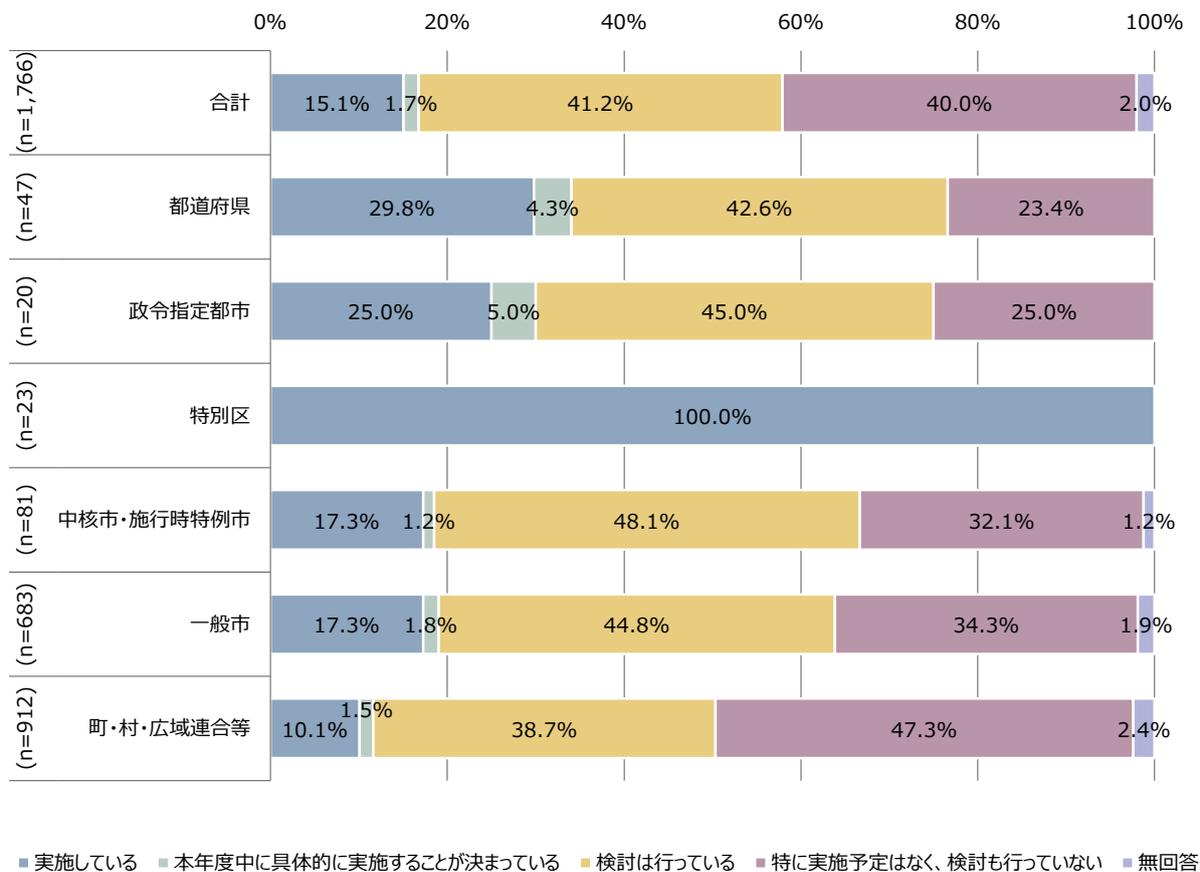
① 教育職員等を対象とする定期的なアンケート

児童生徒性暴力等の早期発見に向けた教育職員等を対象とするアンケート調査の実施状況についてみると、都道府県、政令指定都市、中核市・施行時特例市、一般市では「実施している」割合は1.5割～3割に留まっており、「検討は行っている」割合が最も高い。

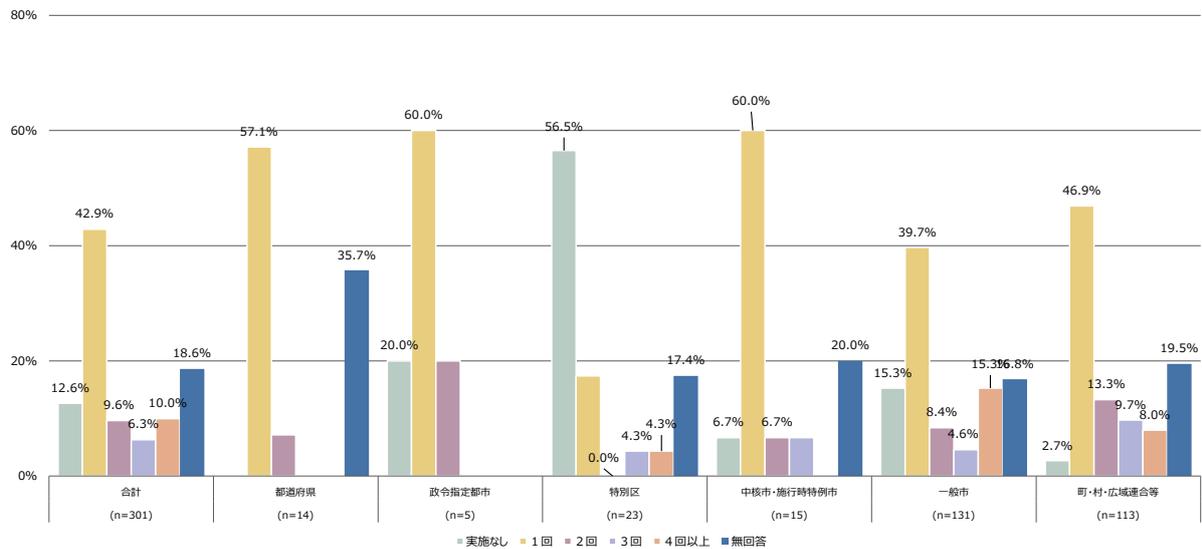
特別区ではすべて「実施している」となっており、町・村・広域連合等では「実施している」割合は10.1%に留まり、「特に実施予定はなく、検討も行っていない」の割合が最も高い。

なお、教育職員等を対象とするアンケート調査の昨年度実施回数をみると、「1回」の割合が最も高い。

図表 2-26 教育職員等を対象とするアンケート調査の実施状況（SA）



図表 2-27 教育職員等を対象とするアンケート調査の昨年度実施回数（NA）



（参考）教育職員等を対象とするアンケート調査の直近の回答数は「50件以下」の割合が最も高く、回答率は「100%」の割合が最も高い。

図表 2-28 教育職員等を対象とするアンケート調査の直近の回答数（参考値）（NA）

自治体区分	50件以下	～100件	～200件	～500件	～1,000件	1,000件超	無回答
合計 (n=301)	41 13.6%	11 3.7%	8 2.7%	18 6.0%	14 4.7%	9 3.0%	200 66.4%
都道府県 (n=14)	1 7.1%			1 7.1%		2 14.3%	10 71.4%
政令指定都市 (n=5)						1 20.0%	4 80.0%
特別区 (n=23)	1 4.3%				1 4.3%	2 8.7%	19 82.6%
中核市・施行時特例市 (n=15)	2 13.3%	1 6.7%				2 13.3%	10 66.7%
一般市 (n=131)	20 15.3%		1 0.8%	15 11.5%	13 9.9%	2 1.5%	80 61.1%
町・村・広域連合等 (n=113)	17 15.0%	10 8.8%	7 6.2%	2 1.8%			77 68.1%

図表 2-29 教育職員等を対象とするアンケート調査の直近の回答率（参考値）（NA）

自治体区分	25%以下	～50%	～75%	～100%未満	100%	無回答
合計 (n=301)	20 6.6%	1 0.3%	1 0.3%	25 8.3%	60 19.9%	194 64.5%
都道府県 (n=14)	1 7.1%			1 7.1%	1 7.1%	11 78.6%
政令指定都市 (n=5)				2 40.0%		3 60.0%
特別区 (n=23)				3 13.0%	1 4.3%	19 82.6%
中核市・施行時特例市 (n=15)				2 13.3%	3 20.0%	10 66.7%
一般市 (n=131)	10 7.6%	1 0.8%		14 10.7%	22 16.8%	84 64.1%
町・村・広域連合等 (n=113)	9 8.0%		1 0.9%	3 2.7%	33 29.2%	67 59.3%

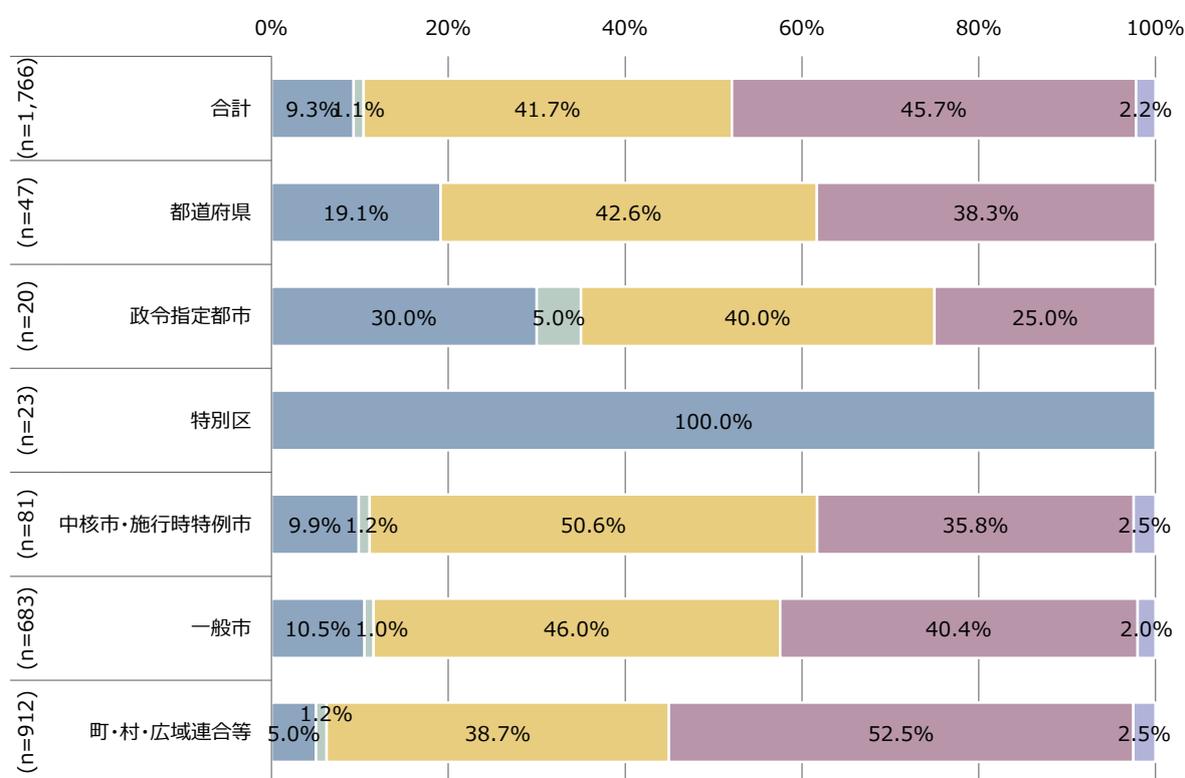
② 教育職員等以外の学校関係者を対象とする定期的なアンケート

児童生徒性暴力等の早期発見に向けた教育職員等以外の学校関係者を対象とするアンケート調査の実施状況についてみると、都道府県、政令指定都市、中核市・施行時特例市、一般市では「実施している」割合は1割～3割に留まり、「検討は行っている」割合が最も高い。

特別区ではすべて「実施している」となっており、町・村・広域連合等では「特に実施予定はなく、検討も行っていない」の割合が最も高い。

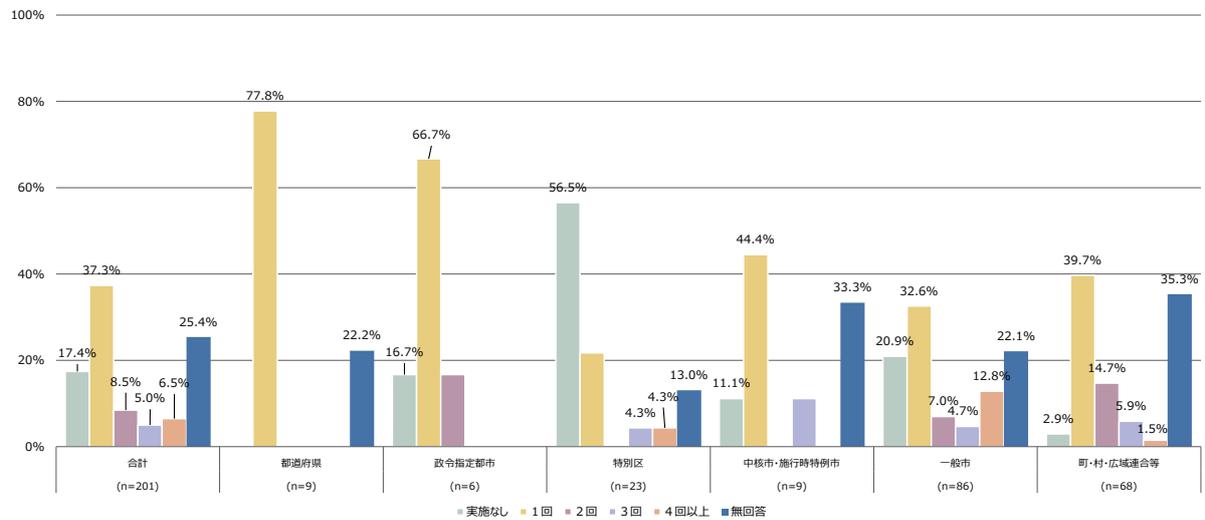
なお、教育職員等以外の学校関係者を対象とするアンケート調査の昨年度実施回数は「1回」の割合が最も高い。

図表 2-30 教育職員等以外の学校関係者を対象とするアンケート調査の実施状況（SA）



■ 実施している ■ 本年度中に具体的に実施することが決まっている ■ 検討は行っている ■ 特に実施予定はなく、検討も行っていない ■ 無回答

図表 2-31 教育職員等以外の学校関係者を対象とするアンケート調査の昨年度実施回数 (NA)



(参考) 教育職員等以外の学校関係者を対象とするアンケート調査の直近の回答数は「50件以下」の割合が最も高く、回答率は「100%」の割合が最も高い。

図表 2-32 教育職員等以外の学校関係者を対象とするアンケート調査の直近の回答数 (参考値) (NA)

自治体区分	50件以下	~100件	~200件	~500件	~1,000件	1,000件超	無回答
合計	29	2	3	2	1	1	163
(n=201)	14.4%	1.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0.5%	81.1%
都道府県	1						8
(n=9)	11.1%						88.9%
政令指定都市	1						5
(n=6)	16.7%						83.3%
特別区	1	1	2				19
(n=23)	4.3%	4.3%	8.7%				82.6%
中核市・施行時特例市							9
(n=9)							100.0%
一般市	14	1	1	1		1	68
(n=86)	16.3%	1.2%	1.2%	1.2%		1.2%	79.1%
町・村・広域連合等	12			1	1		54
(n=68)	17.6%			1.5%	1.5%		79.4%

図表 2-33 教育職員等以外の学校関係者を対象とするアンケート調査の直近の回答率
(参考値) (NA)

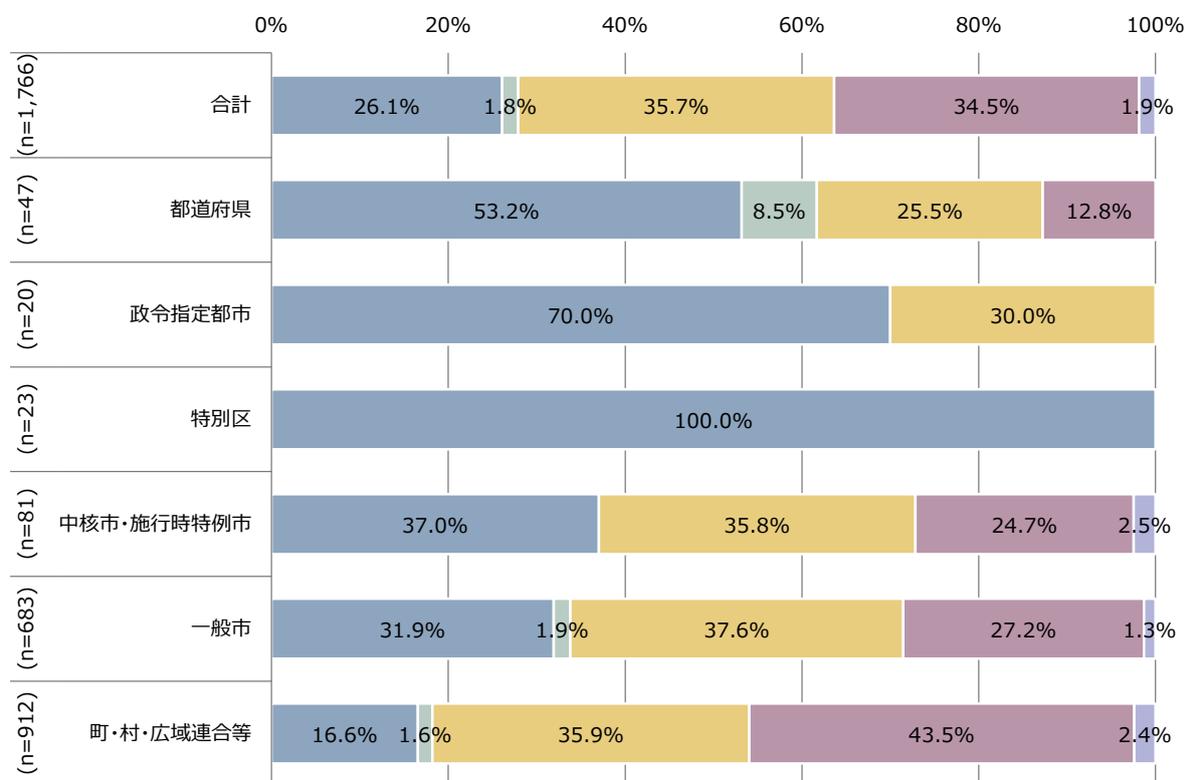
自治体区分	25%以下	～50%	～75%	～100%未満	100%	無回答
合計 (n=201)	7 3.5%			8 4.0%	33 16.4%	153 76.1%
都道府県 (n=9)	1 11.1%			1 11.1%	1 11.1%	6 66.7%
政令指定都市 (n=6)				1 16.7%		5 83.3%
特別区 (n=23)				4 17.4%		19 82.6%
中核市・施行時特例市 (n=9)					1 11.1%	8 88.9%
一般市 (n=86)	4 4.7%			1 1.2%	13 15.1%	68 79.1%
町・村・広域連合等 (n=68)	2 2.9%			1 1.5%	18 26.5%	47 69.1%

③ 児童生徒を対象とする定期的なアンケート

児童生徒性暴力等の早期発見に向けた児童生徒を対象とするアンケート調査の実施状況についてみると、都道府県、政令指定都市、中核市・施行時特例市では「実施している」割合が最も高い。

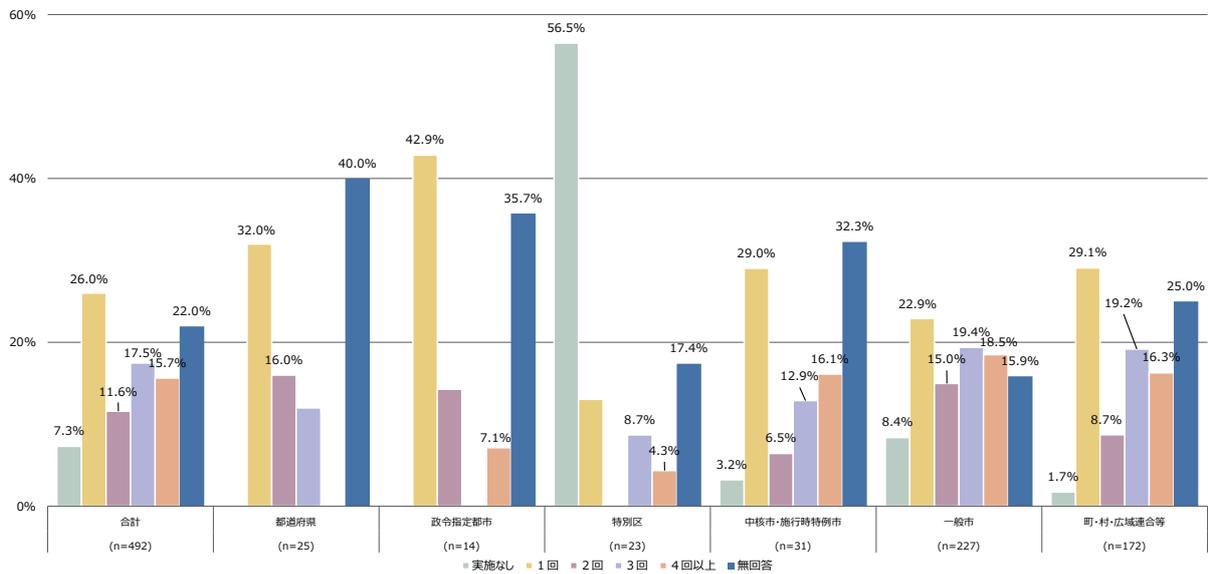
特別区ではすべて「実施している」となっており、一般市では「実施している」割合は31.9%であり、「検討は行っている」割合が37.6%と最も高い。町・村・広域連合等では「実施している」割合は16.6%に留まり、「特に実施予定はなく、検討も行っていない」割合が43.5%と最も高い。

図表 2-34 児童生徒を対象とするアンケート調査の実施状況 (SA)



■ 実施している ■ 本年度中に具体的に実施することが決まっている ■ 検討は行っている ■ 特に実施予定はなく、検討も行っていない ■ 無回答

図表 2-35 児童生徒を対象とするアンケート調査の昨年度実施回数（NA）



（参考）児童生徒を対象とするアンケート調査の直近の回答数は「50件以下」の割合が最も高く、回答率は「～100%未満」の割合が最も高い。

図表 2-36 児童生徒を対象とするアンケート調査の直近の回答数（参考値）（NA）

自治体区分	50件以下	～100件	～200件	～500件	～1,000件	1,000件超	無回答
合計 (n=492)	70 14.2%	7 1.4%	4 0.8%	10 2.0%	10 2.0%	69 14.0%	322 65.4%
都道府県 (n=25)	1 4.0%	1 4.0%	1 4.0%			6 24.0%	16 64.0%
政令指定都市 (n=14)	3 21.4%					2 14.3%	9 64.3%
特別区 (n=23)	2 8.7%					1 4.3%	20 87.0%
中核市・施行時特例市 (n=31)	4 12.9%	1 3.2%				4 12.9%	22 71.0%
一般市 (n=227)	39 17.2%	1 0.4%		1 0.4%	3 1.3%	42 18.5%	141 62.1%
町・村・広域連合等 (n=172)	21 12.2%	4 2.3%	3 1.7%	9 5.2%	7 4.1%	14 8.1%	114 66.3%

図表 2-37 児童生徒を対象とするアンケート調査の直近の回答率（参考値）（NA）

自治体区分	25%以下	～50%	～75%	～100%未満	100%	無回答
合計 (n=492)	49 10.0%	4 0.8%		59 12.0%	40 8.1%	340 69.1%
都道府県 (n=25)	1 4.0%	1 4.0%		2 8.0%		21 84.0%
政令指定都市 (n=14)				2 14.3%	1 7.1%	11 78.6%
特別区 (n=23)	1 4.3%					22 95.7%
中核市・施行時特例市 (n=31)	5 16.1%			2 6.5%	2 6.5%	22 71.0%
一般市 (n=227)	29 12.8%	1 0.4%		31 13.7%	19 8.4%	147 64.8%
町・村・広域連合等 (n=172)	13 7.6%	2 1.2%		22 12.8%	18 10.5%	117 68.0%

(2) アンケート調査方法

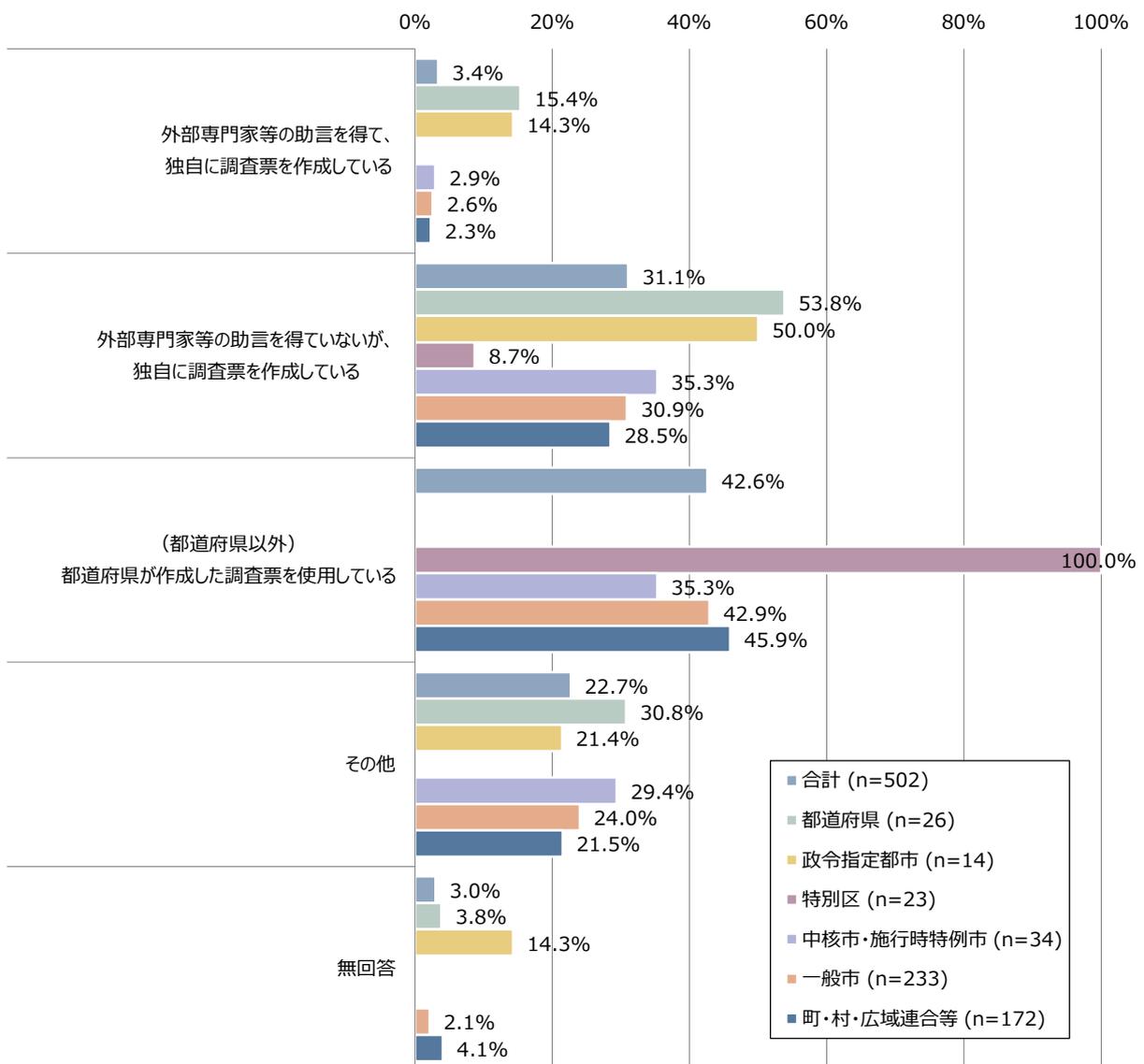
① 使用する調査票

児童生徒性暴力等の早期発見に向けたアンケート調査に使用する調査票についてみると、都道府県、政令指定都市では「外部専門家等の助言を得ていないが、独自に調査票を作成している」割合が最も高い。

特別区ではすべて「都道府県が作成した調査票を使用している」となっており、中核市・施行時特例市では「外部専門家等の助言を得ていないが、独自に調査票を作成している」「都道府県が作成した調査票を使用している」割合が同率で最も高い。

一般市、町・村・広域連合等では「都道府県が作成した調査票を使用している」割合が最も高い。

図表 2-38 アンケート調査実施に使用する調査票 (MA)



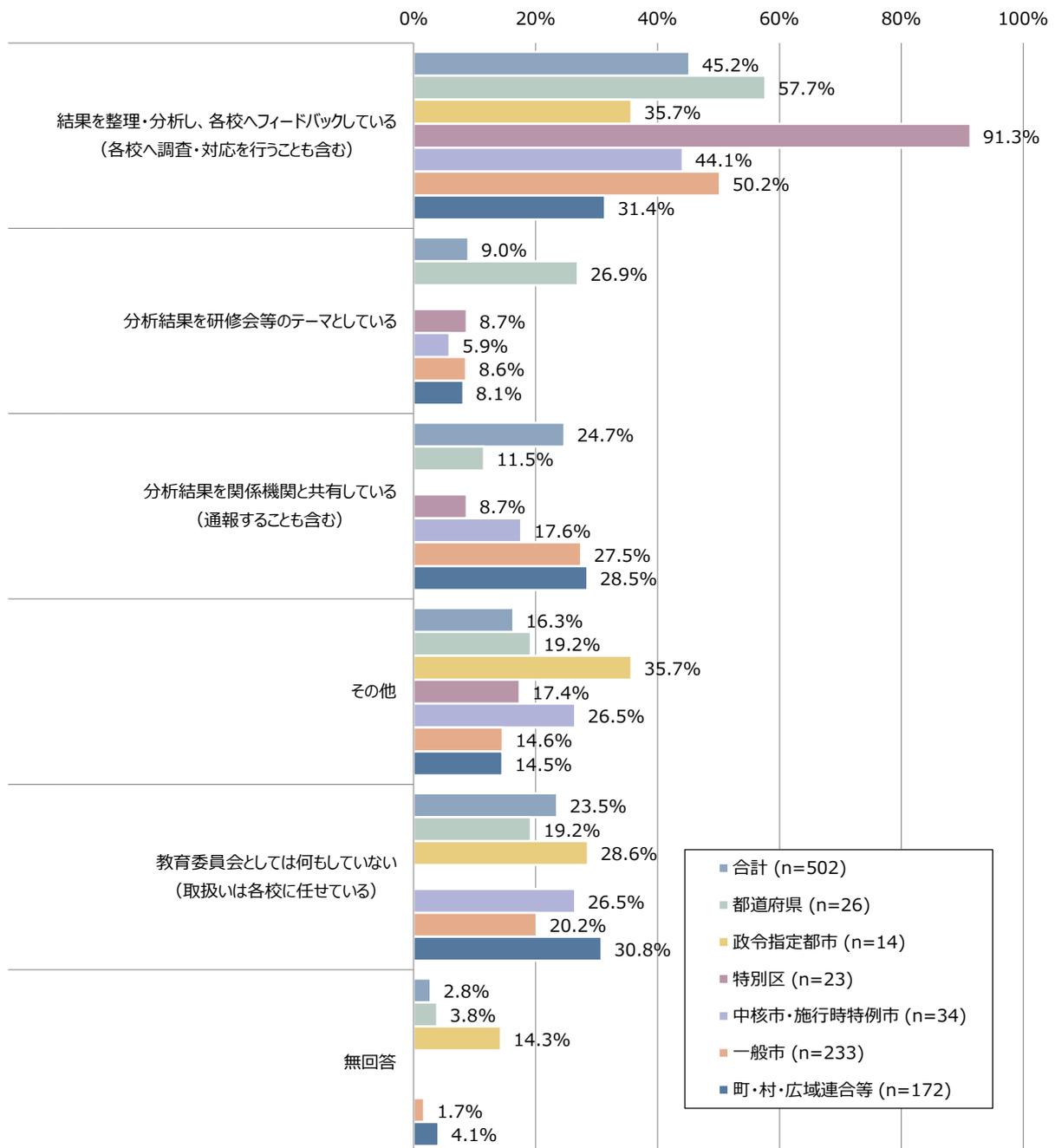
図表 2-39 独自に調査票を作成した際に指導・助言を得た外部専門家等（FA）

自治体区分	自由回答
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、社会福祉士、心理士、弁護士 ・ 大学教授 ・ スクール・セクシュアルハラスメント防止NPO代表 ・ 大学助教 ・ NPO 団体 <p>（子どもの人権に関して、暴力防止プログラムやお互いを認めるための多様性、ライフスキルにつながるプログラムや、男女共同参画推進プログラムなど、エンパワメントの理念に基づく事業を行い、一人一人の人権意識の向上をめざし、もって子どもの人権が守られる安心な地域社会の創造に寄与することを目的としている団体） /等</p>
政令指定都市	・ カウンセラー、スクールソーシャルワーカー
特別区	－
中核市・ 施行時特例市	－
一般市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察、法務局、児童相談所 ・ 人権擁護委員会、民生委員・児童委員協議会 ・ 大学教授 /等
町・村・広域連 合等	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラー ・ 弁護士、社会福祉士、臨床心理士 ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー /等

② アンケート調査結果の活用方法

アンケート調査結果の活用方法についてみると、いずれの自治体区分においても「結果を整理・分析し、各校へフィードバックしている（各校へ調査・対応を行うことも含む）」の割合が最も高い。

図表 2-40 アンケート調査結果の活用方法（MA）



図表 2-41 アンケート調査結果を共有する関係機関（FA）

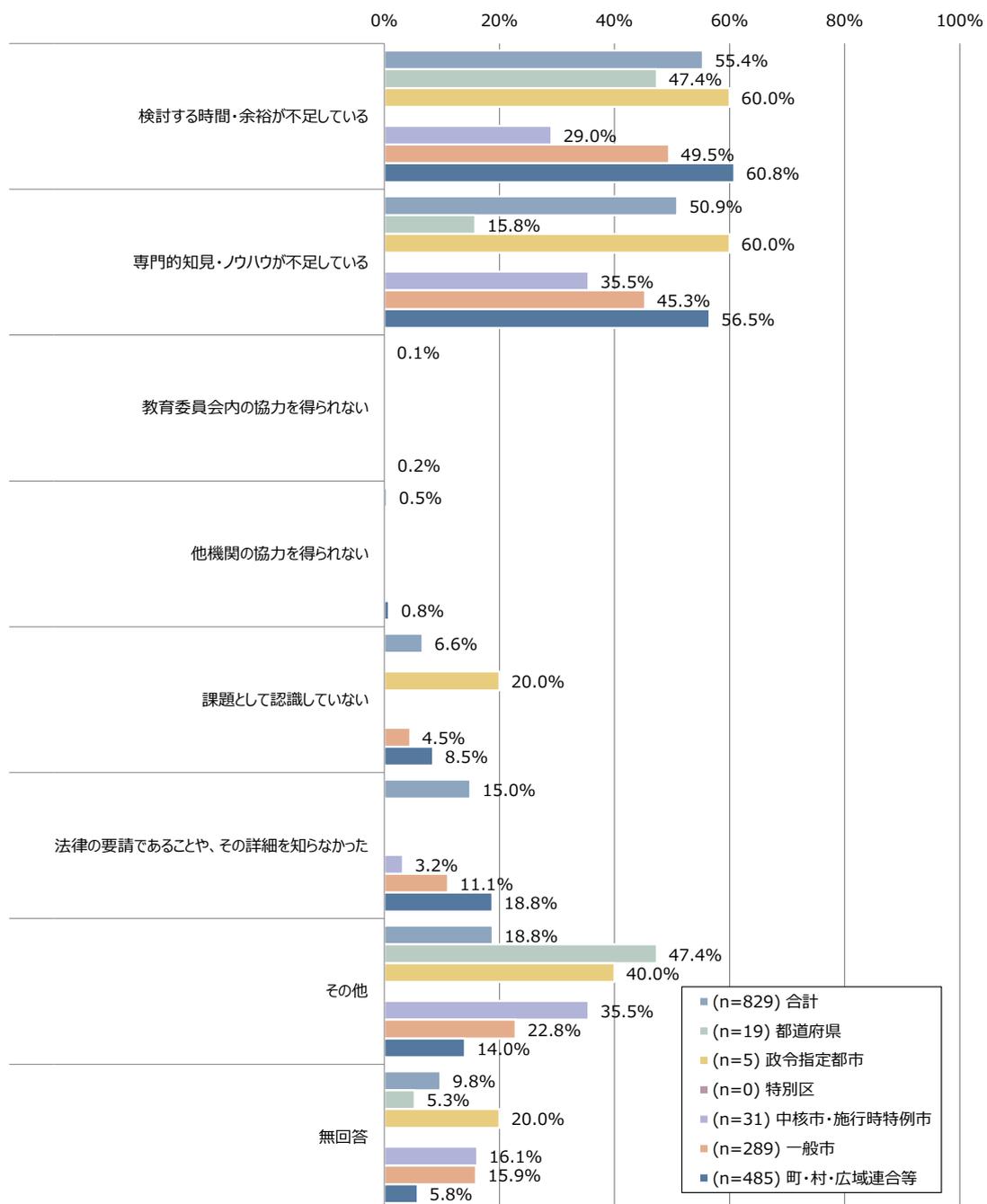
自治体区分	自由回答
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・警察、児童相談所等関係機関と連携し、未然防止に努めている。 ・警察、子ども女性相談センター等 / 等
政令指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県教育委員会 ・児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口（弁護士） / 等
特別区	—
中核市・ 施行時特例市	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所，市関係各課，スクールカウンセラー， スクールソーシャルワーカーとの連携 等 ・重大な事案が発生した場合には、警察等に通報することもあり得る。警察署、こども家庭センター（県）、こども家庭総合支援室（市）等 ・市立少年センター（教育委員会内）、市立こども総合支援センター ・市庁舎内家庭こども相談課、児童相談所、警察と情報共有を行っている。
一般市	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県教育委員会（スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャルワーカーを含む）、市こども家庭課、警察、児童相談所等と情報共有を行っている。 ・市のこども支援課や保健センター、県の児童相談所等との情報共有を密に行っている。 ・場合によっては SC や SSW と共有し、必要に応じてカウンセリング等を行っている。 ・市福祉事務所子ども家庭課、児童相談所 ・警察、児童相談所、教育センター、市長部局福祉関係各課 ・市役所内関係課（子育て支援課等） ・教育センターの相談機関と情報を共有する。 ・市教育研究所 ・こども青少年課 ・いじめ問題対策連絡協議会で結果、分析を共有している。参加関係機関として、児童相談所、法務局、警察署、人権擁護委員など想定 ・(必要に応じて)警察、東播少年サポートセンター・医療機関、中央こども家庭センター ・市人権啓発センター・健康課・社会福祉課 ・適応指導教室や市の子育て支援課と連携し、情報の共有及び対応を行っている。 ・市内校長会 ・法務局、市 P T A 連絡協議会、市子ども会育成連絡協議会、市社会福祉協議会（主任児童委員）、 ・生徒指導審議委員会 / 等
町・村・広域連 合等	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県教育委員会、警察、児童相談所 ・児童相談所、警察署、こどもみらい課 ・村いじめ防止対策連絡協議会、村いじめ防止対策専門部会 ・児童相談所、警察、町福祉課北 ・学校、教育委員会、スクールカウンセラー、町の保健福祉課 ・町要保護対策協議会、町健康推進課 ・警察・PTA 等との連携を考えているが、近年警察や民生課との連携を行ったケースはない。 ・要保護児童対策地域協議会、いじめ問題等対策連絡協議会 / 等

③ アンケート調査を実施する予定がない理由

教育職員等、教育職員等以外、児童生徒いずれを対象としたアンケートも実施する予定がない理由についてみると、都道府県、一般市、町・村・広域連合等では「検討する時間・余裕が不足している」割合が最も高い。

政令指定都市では「検討する時間・余裕が不足している」、「専門的知見・ノウハウが不足している」割合が最も高く、中核市・施行時特例市では「専門的知見・ノウハウが不足している」割合が最も高い。

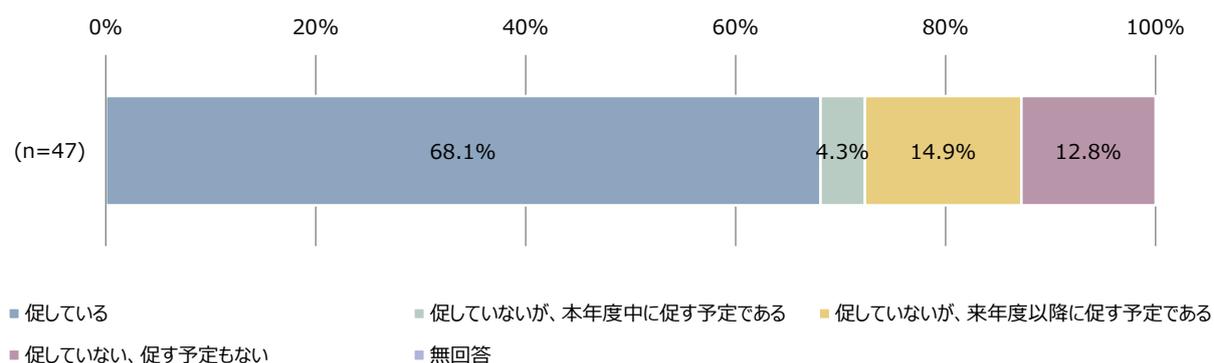
図表 2-42 アンケート調査を実施する予定がない理由 (MA)



(3) 児童生徒性暴力等実態把握についての市町村への通知等

児童生徒性暴力等の実態把握について市町村への通知等の状況を見ると、「促している」割合が68.1%と最も高く、次いで「促していないが、来年度以降に促す予定である」(14.9%)となっている。

図表 2-43 児童生徒性暴力等の実態把握について、市区町村教育委員会へ通知等により促しているか（都道府県のみ）(SA)



6. 児童生徒性暴力の早期発見に向けた相談窓口の設置等

■ 関連基本指針・法律

- ✓ 基本指針：第2-2（1）早期発見のための措置及び相談体制の整備
- ✓ 法律：早期発見対処に関する措置①

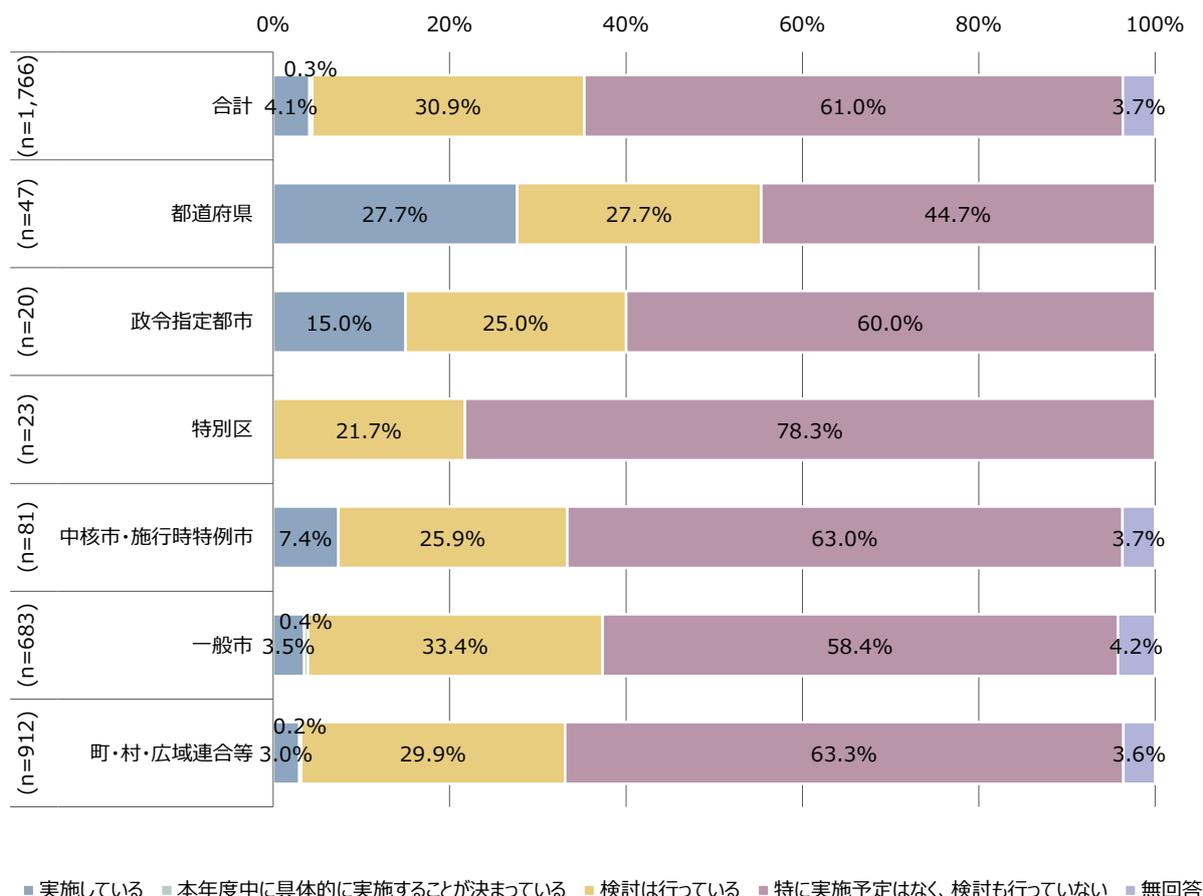
（1）相談窓口の設置と周知

① 児童生徒性暴力等に特化した相談窓口を設置・周知

児童生徒性暴力等に特化した相談窓口の設置・周知状況をみると、いずれの自治体区分においても「特に実施予定はなく、検討も行っていない」割合が最も高い。

なお、「実施している」割合は、都道府県では27.7%、政令指定都市では15.0%、中核市・施行時特例市では7.4%、一般市では3.5%、町・村・広域連合等では3.0%に留まっている。

図表 2-44 児童生徒性暴力等に特化した相談窓口の設置・周知状況（SA）



(参考) 児童生徒性暴力等に特化した相談窓口の昨年度相談件数は「5件以下」の割合が最も高い。相談窓口の担当職員総数は「5人以下」、専任職員は「0人」の割合が最も高い。

図表 2-45 児童生徒性暴力等に特化した相談窓口の昨年度相談件数(参考値)(NA)

自治体区分	5件以下	～10件	～15件	～20件	20件超	無回答
合計	46			1	3	44
(n=94)	48.9%			1.1%	3.2%	46.8%
都道府県	5			1	2	5
(n=13)	38.5%			7.7%	15.4%	38.5%
政令指定都市					1	2
(n=3)					33.3%	66.7%
特別区						
(n=0)						
中核市・施行時特例市	4					2
(n=6)	66.7%					33.3%
一般市	16					24
(n=40)	40.0%					60.0%
町・村・広域連合等	21					11
(n=32)	65.6%					34.4%

図表 2-46 児童生徒性暴力等に特化した相談窓口の本年度職員数：担当職員総数(参考値)(NA)

自治体区分	5人以下	～10人	～15人	～20人	20人超	無回答
合計	45	6	7	1	1	39
(n=99)	45.5%	6.1%	7.1%	1.0%	1.0%	39.4%
都道府県	7	1	1			4
(n=13)	53.8%	7.7%	7.7%			30.8%
政令指定都市	1					2
(n=3)	33.3%					66.7%
特別区						
(n=0)						
中核市・施行時特例市	2	1	1			2
(n=6)	33.3%	16.7%	16.7%			33.3%
一般市	15	2	3		1	22
(n=43)	34.9%	4.7%	7.0%		2.3%	51.2%
町・村・広域連合等	20	2	2	1		9
(n=34)	58.8%	5.9%	5.9%	2.9%		26.5%

図表 2-47 児童生徒性暴力等に特化した相談窓口の本年度職員数：専任職員数
(参考値) (NA)

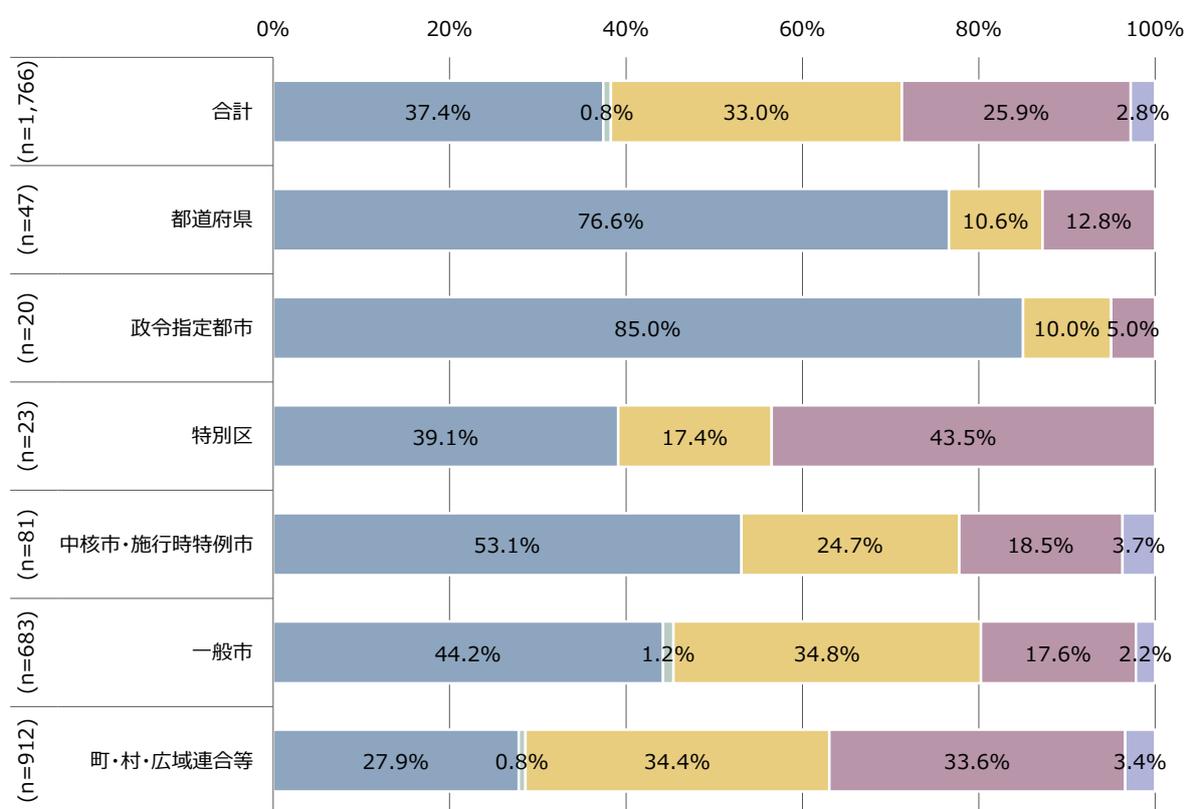
自治体区分	0人	1人	2～3人	4～5人	6人超	無回答
合計	41	3	9	1	2	43
(n=99)	41.4%	3.0%	9.1%	1.0%	2.0%	43.4%
都道府県	4	1	2		1	5
(n=13)	30.8%	7.7%	15.4%		7.7%	38.5%
政令指定都市			1			2
(n=3)			33.3%			66.7%
特別区						
(n=0)						
中核市・施行時特例市	4					2
(n=6)	66.7%					33.3%
一般市	14	1	3	1	1	23
(n=43)	32.6%	2.3%	7.0%	2.3%	2.3%	53.5%
町・村・広域連合等	19	1	3			11
(n=34)	55.9%	2.9%	8.8%			32.4%

② いじめや虐待等、その他の相談窓口において児童生徒性暴力等の相談窓口を設置・周知

いじめや虐待等、その他の相談窓口における児童生徒性暴力等の相談窓口を設置・周知状況をみると、都道府県、政令指定都市、中核市・施行時特例市、一般市では「実施している」割合が最も高い。

特別区では「実施している」割合は39.1%であり、「特に実施予定はなく、検討も行っていない」割合が43.5%と最も高く、町・村・広域連合等では「実施している」割合は27.9%であり、「検討は行っている」割合が34.4%と最も高い。

図表 2-48 いじめや虐待等、その他の相談窓口における児童生徒性暴力等の相談窓口の設置・周知状況



■実施している ■本年度中に具体的に実施することが決まっている ■検討は行っている ■特に実施予定はなく、検討も行っていない ■無回答

(参考) いじめや虐待等、その他の相談窓口における相談窓口の昨年度相談件数は「25件以下」の割合が最も高い。相談窓口の担当職員総数は「5人以下」、専任職員は「0人」の割合が最も高い。

図表 2-49 いじめや虐待等、その他の相談窓口における児童生徒性暴力等の相談窓口の
昨年度相談件数（参考値）(NA)

自治体区分	25件以下	～50件	～100件	～200件	～300件	300件超	無回答
合計	420	11	7	9	5	25	193
(n=670)	62.7%	1.6%	1.0%	1.3%	0.7%	3.7%	28.8%
都道府県	9		1			8	18
(n=36)	25.0%		2.8%			22.2%	50.0%
政令指定都市	6	1				1	9
(n=17)	35.3%	5.9%				5.9%	52.9%
特別区	3				1		5
(n=9)	33.3%				11.1%		55.6%
中核市・施行時特例市	25	1	1	2		2	13
(n=44)	56.8%	2.3%	2.3%	4.5%		4.5%	29.5%
一般市	191	3	5	6	3	12	86
(n=306)	62.4%	1.0%	1.6%	2.0%	1.0%	3.9%	28.1%
町・村・広域連合等	186	6		1	1	2	62
(n=258)	72.1%	2.3%		0.4%	0.4%	0.8%	24.0%

図表 2-50 いじめや虐待等、その他の相談窓口における児童生徒性暴力等の相談窓口の
本年度職員数：担当職員総数（参考値）(NA)

自治体区分	5人以下	～10人	～15人	～20人	20人超	無回答
合計	401	80	27	11	27	139
(n=685)	58.5%	11.7%	3.9%	1.6%	3.9%	20.3%
都道府県	5	3	2	1	6	19
(n=36)	13.9%	8.3%	5.6%	2.8%	16.7%	52.8%
政令指定都市	4	1	2		3	7
(n=17)	23.5%	5.9%	11.8%		17.6%	41.2%
特別区		3	1			5
(n=9)		33.3%	11.1%			55.6%
中核市・施行時特例市	11	12	4	3	4	10
(n=44)	25.0%	27.3%	9.1%	6.8%	9.1%	22.7%
一般市	184	48	13	6	12	51
(n=314)	58.6%	15.3%	4.1%	1.9%	3.8%	16.2%
町・村・広域連合等	197	13	5	1	2	47
(n=265)	74.3%	4.9%	1.9%	0.4%	0.8%	17.7%

図表 2-51 いじめや虐待等、その他の相談窓口における児童生徒性暴力等の相談窓口の
本年度職員数：専任職員数（参考値）（NA）

自治体区分	0人	1人	2 ～3人	4 ～5人	6 ～10人	11 ～20人	20人超	無回答
合計 (n=685)	325 47.4%	93 13.6%	80 11.7%	25 3.6%	17 2.5%	10 1.5%	5 0.7%	130 19.0%
都道府県 (n=36)	10 27.8%	1 2.8%	1 2.8%		3 8.3%	1 2.8%		20 55.6%
政令指定都市 (n=17)	4 23.5%		2 11.8%	1 5.9%	1 5.9%		2 11.8%	7 41.2%
特別区 (n=9)	3 33.3%				1 11.1%			5 55.6%
中核市・施行時特例市 (n=44)	15 34.1%	1 2.3%	13 29.5%	1 2.3%	3 6.8%	2 4.5%		9 20.5%
一般市 (n=314)	134 42.7%	53 16.9%	44 14.0%	18 5.7%	7 2.2%	7 2.2%	3 1.0%	48 15.3%
町・村・広域連合等 (n=265)	159 60.0%	38 14.3%	20 7.5%	5 1.9%	2 0.8%			41 15.5%

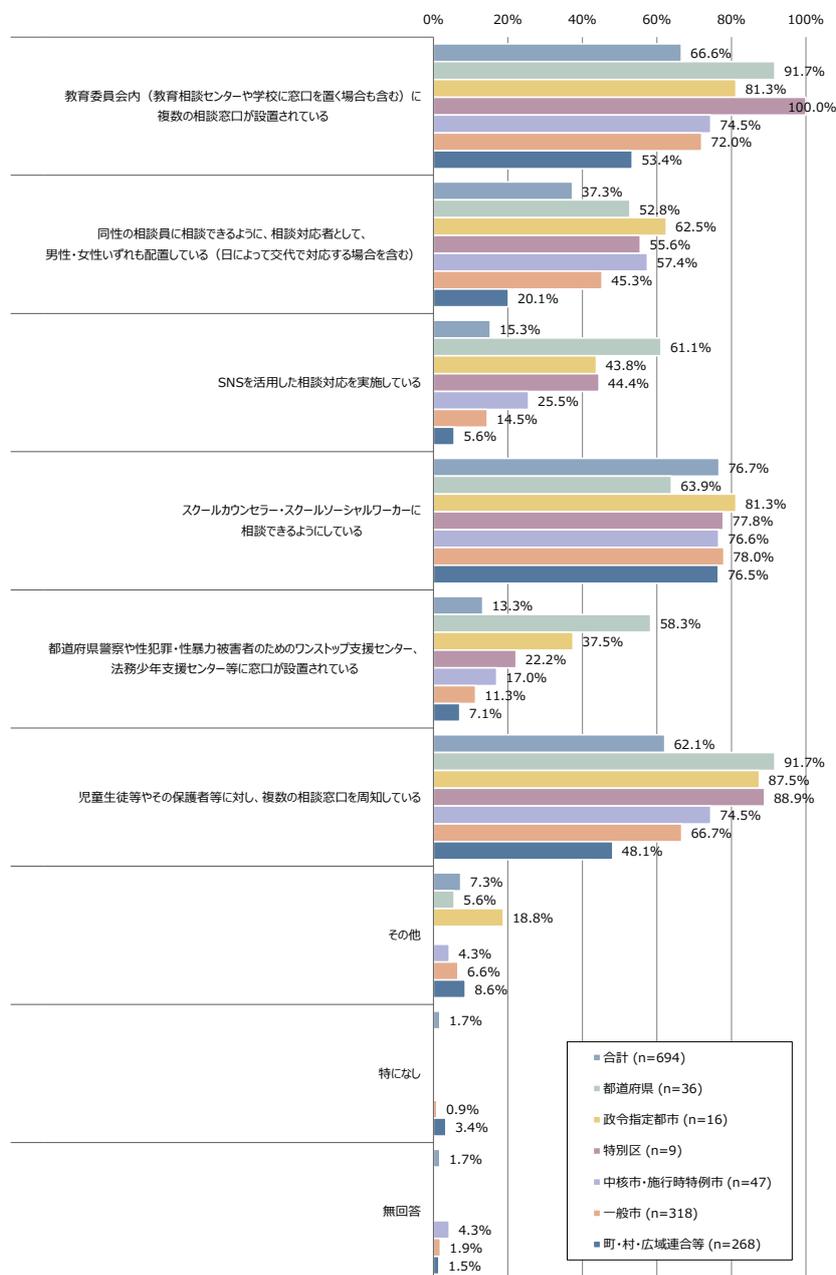
(2) 相談体制の構築及び工夫等

相談窓口の対応体制及び通告しやすい工夫についてみると、都道府県では「教育委員会内（教育相談センターや学校に窓口を置く場合も含む）に複数の相談窓口が設置されている」「児童生徒等やその保護者等に対し、複数の相談窓口を周知している」割合が同率で最も高い。

政令指定都市では「児童生徒等やその保護者等に対し、複数の相談窓口を周知している」割合が最も高く、特別区では「教育委員会内（教育相談センターや学校に窓口を置く場合も含む）に複数の相談窓口が設置されている」割合が最も高い。

中核市・施行時特例市、一般市、町・村・広域連合等では「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーに相談できるようにしている」割合が最も高い。

図表 2-52 相談窓口の対応体制及び工夫



図表 2-53 相談・通告しやすくなるような工夫 (FA)

自治体区分	自由回答
都道府県	<p>■相談窓口の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話のみの相談方法をインターネット上でも行えるようにした。 ・メールでの相談・通告を受け付けている。 ・相談しやすいように、学校に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との対面での相談をはじめ、電話相談やSNS相談等の匿名での相談等、さまざまな相談窓口を設置・周知している。 ・より相談しやすい手段を選択できるよう、複数の相談窓口（学校、県教委事務局等）の設置や、複数の相談手段（電話、メール等）を設置している。 ・電話、メール、LINE（SNS）を併用した窓口を設置している ・24時間、いつでも、どこからでも相談できる体制を整えている。 ・googleフォームを利用して、性暴力対応の主幹課である教職員課に直接連絡が入るようになっており、匿名での相談もできる。 ・相談しやすいよう、相談電話では匿名で相談を受け付けている。 ・複数の相談窓口を設け、メール相談にも対応することにより相談しやすくしている。 ・電話で相談できる24時間SOSダイヤルや「ふれあいコール」、メールで相談できる「子どもメール相談」「ひなた子どもネット相談（画像投稿ができる）」を開設し、児童生徒がいつでも相談・通告できる環境を整えている。※「ふれあいコール」、「子どもメール相談」、「ひなた子どもネット相談」は、本県独自の相談窓口である。 /等 <p>■相談対応の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談・通報に対しては、必ず返信をし、返信に対する回答が無い場合であっても、再度返信を行い、相談が継続できるようフォローを行っている。 ・相談窓口の役割や同意なく情報開示しない旨を伝え、相談者に寄り添いながら、二次被害が生じないよう丁寧に対応する。担当課につなぐ場合には、たらいまわしにされた感覚にならないように留意するとともに、相談者が対応報告を求める場合には応じる。 ・相談員は常に傾聴に心がけ、受容と共感を基本に、相談者の苦しみや悩みを聴き手である自分自身の苦しみや悩みとしてしっかりと受け止め、相談者の問題解決や自立に資するよう、相談マニュアルに明記している。 ・関係者のプライバシーや名誉、その他の人権を尊重するとともに知り得た秘密を厳守することとしている。 ・心の教育センターへの来所相談において、相談部屋で安心して相談できるように環境整備を行っている。また、相談者のプライバシーを守るように個人情報の保護に徹底している。 /等 <p>■相談対応者の属性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談内容に応じて女性職員が対応 ・性暴力特化の相談窓口の相談員は性犯罪の対応や被害者支援に長けた弁護士であり、聴き取りの際に児童・生徒の人権等に配慮がなされた客観的な聴き取りが可能である。 ・相談については、定期的に研修を設けるなど、相談員の資質向上に努めるよう指導している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校内における相談窓口を男女一人ずつ配置して、周知するようにしている。 /等 <p>■周知・通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力特化の相談窓口を開設する際は HP のレイアウト等についても専門家から意見を伺い、相談しづらいことを気軽に相談してもらえるように工夫している。また、 ・要望があった高校を対象に、性暴力・デート DV に関する出前講座を行い、これらの暴力についての基礎知識に加え、性暴力に該当するかどうか分からない段階であっても相談窓口に連絡してほしい旨伝えるなど、相談窓口を身近に感じてもらえるよう工夫している（講師の報酬や旅費は県費負担のため、学校の予算措置は不要）。 /等
政令指定都市	<p>■相談窓口の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・匿名可 ・電話で相談しづらい方も相談できるようメールでも相談を受け付けている ・低学年については電話等での相談は難しいことが想定されるため、送料無料の手紙相談を実施している。また、手紙を受け取った場合は相談員が子どもに寄り添った手紙を返信することで「また、相談したい」という気持ちを醸成している。 ・24時間365日対応で、名古屋市内全ての小学校4年生から高校3年生を対象に報告相談アプリ「STANDBY」を導入した。児童生徒がタブレットから相談できる。相談内容で心配なものについては、学校を通じて迅速に対応することが出来る。 ・学校を介さずに、児童生徒から直接教育委員会あてに回答が届くようオンラインで相談できる体制を構築した。 ・相談者が相談しやすいように、SNSによって、学校を通さずに相談員に直接相談できるようにしている。 ・子どもお手紙相談では、相談者が相談しやすいように、切手を貼らず投函できる手紙の様式を準備しており、その様式によって、学校を通さずに相談員に直接相談できるようにしている。手紙の様式は、児童生徒に配付する他、学校内の児童生徒の手に取りやすい場所に備え付けるようにしている。 /等 <p>■相談対応者の属性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区に設けている教育委員会には男女それぞれの指導主事を配置するとともに、区役所内の相談機関と連携をとれるよう準備をしている。 ・SCの配置日数を大幅に増加した。 /等 <p>■周知・通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、保護者向けに性暴力防止と相談窓口周知のために、カード（小学1年生）とリーフレット（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、支援学校）を配付。 ・中学3年生と高校3年生の生徒向けにデートDV防止のための冊子を配付し、相談窓口の周知を行っている。 /等
特別区	<p>■周知・通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が相談しやすくなるように、相談電話や相談レターなど、複数の対応方法や連絡先を紹介した。 /等

<p>中核市・ 施行時特例市</p>	<p>■相談窓口の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が保護者や教職員に相談しづらい内容について、児童生徒に配布している一人一台端末から Google のチャット機能等を利用し、直接、相談員に相談できる環境を構築している。 ・オンライン窓口のため、いつでも相談しやすい環境を整えている。 ・保護者の希望があれば来所相談につないでいる。 ・市では相談窓口を一本化（こども総合支援センター）し、ワンストップ体制を取り入れている。常設の対応相談職員 2 名に加え、学校関係者（指導主事 2 名）を兼務させ、学校との連絡調整にあたっている。また、一人一台端末を活用した相談フォームを運用し、直接相談しづらい内容でもタブレットを通じた相談ができる体制を整えている。 ・SNS 等を活用した相談フォームでは、24 時間相談可能な体制を取り、「情報提供承認」欄も設けることで、相談者が相談しやすい環境を整えている。 ・電話相談では、子ども専用の窓口を設置している。 / 等 <p>■相談対応の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者の匿名希望を尊重する。 ・対応についての相談者の意思を確認した上で、寄り添った対応を行っている。 ・相手の気持ちに寄り添いながら傾聴し、必要に応じて関係機関につなげる。 ・秘密保持 ・内容によっては他の適切な機関を案内している。 ・匿名（名前を名乗らない）で相談ができる。 / 等 <p>■相談対応者の属性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職経験者が相談者の話を丁寧に聞き取り、適切な助言等を行っている。 ・市教育研究所の臨床心理士を学校へ派遣し、教職員等への助言や当該児童生徒への面談を行っている。 ・話しやすいように、同性の相談員を配置している。また、経験豊富な退職校長や臨床心理士等が相談員になっている。 ・メール相談では、カウンセラーの助言のもとに返信内容を作成し、返信している。 ・同性の職員が聞き取ったり、相談者の要望に添って直接会って話を聞く機会を設けたりするなど、相談者への配慮をしている / 等 <p>■周知・通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年に 3 回（各学期ごと）、教育相談に係る案内を市内の小・中・義務教育学校の全児童生徒人数分配布している。 ・広報誌への掲載、チラシでの周知 ・パンフレットの配布を行っている。特記事項なし特になし ・ホームページ、チラシ等で、相談窓口の周知。 ・児童・生徒が相談しやすいように「子どもの笑顔を守るコール」の配布用カードを作成・配布している。 ・各学校においては、児童生徒の目にとまるよう複数の箇所に相談窓口の掲示をするとともに、学校 H P や学校便りを通じて保護者にも広く案内している。
------------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口に係るパンフレットを配布し、相談しやすくなるよう配慮している。 /等
一般市	<ul style="list-style-type: none"> ■相談窓口の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の一人1台端末、メール、電話、対面等相談しやすい方法で相談できるようにしている。 ・学校外の施設に相談窓口を設置し、予約制で対応している。 ・SNS相談や電話相談では、匿名での報告・相談ができるようにしている。 ・現在、児童生徒性暴力等に関する相談はないが、児童生徒一人一台端末にアプリを導入し、SNSを活用した相談もできるようにしている。 ・LINE等で気軽に相談できる体制 ・電話・面接・電子メール等、相談者の実態に応じて相談方法を選べるようにしている。 ・プライバシーに配慮した相談室の設置 ・児童生徒のタブレットから匿名メール相談のアプリから相談できるようにしている。 /等 ■相談対応の方法 <ul style="list-style-type: none"> ・相談者等に対して最も適切な機関が対応し、さらに組織的に対応できるように各関係機関で情報共有・ケース会議等を行っている。 ・市教委、子育て支援課、学校等との情報共有を図り、必要に応じて、教育相談やケース会議、カウンセリングを行う機会を設けて対応している。 ・児童相談所や警察につなぎ、連携を取りながら対応している。 ・担当者は一人であるが、係員全員で対応できる体制を取っている。相談については、事実の確認を第一にし、必要があるときは関係機関を紹介するなど、相談者に寄りそった対応を心がけている。 ・個人情報の取扱いに気を付けている。 ・相談者に心理的なフォローが必要となった場合、カウンセラー等の専門家につなぐ仕組みをとっている。 ・相談する人が「話してよかった」と思ってもらえるよう、「勇気をもって相談してくれて、ありがとう」などの声掛けの工夫をしている。また、相談室については、リラックスして話ができるよう、壁面に季節の飾りをするなど、明るい雰囲気づくりを心掛けている。 /等 ■相談対応者の属性 <ul style="list-style-type: none"> ・市では3名のスクールソーシャルワーカー（SSW）を任用。SSW3名が担当校を定期的に巡回訪問しており、いじめ・虐待等の兆しや兆候について早期に情報収集ができています。また、学校・教諭と良好な関係を構築しており、市教委への相談に至るハードルを下げ、いじめ・虐待等の疑いの段階で把握をしています。 ・SSWの先生方との情報共有や接続 ・相談員は、管理職や生徒指導のスペシャリスト、養護教諭等、児童生徒対応に慣れている教職員経験者を配置している。 ・教職経験豊富な退職教職員を相談員として配置している。 ・男女相談員の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口には、心理士など資格を持った市のスクールソーシャルワーカーや中学校に配置している心の教室相談員が相談窓口となっている。 ・相談員や心理士等を配置し、様々な相談に対応できるように配慮 ・相談時は複数（男女2人以上）の職員で対応できるようにし、保護者の

	<p>思いに寄り添える体制を整えている。 /等</p> <p>■周知・通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当児童生徒全員に相談窓口の名称・連絡先電話番号、メッセージ等が記載されたカードを配布している。 ・市内全児童・生徒宛てに相談窓口が書かれたカードを配布している。 ・相談アプリの導入・活用にあたり、 <ul style="list-style-type: none"> －すぐに相談できる環境が身近になる。 －匿名、シンプルな操作で報告・相談が可能なので、いじめなどの早期発見につながる。という内容を生徒本人や家庭へ周知している。 ・Web ページ上で秘密厳守を強調している。また、当相談窓口の他にも、様々な相談先を照会している。 /等
町・村・広域連合等	<p>■相談窓口の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に時間帯は設定せず、随時受け付けている。秘密は必ず守ることを周知している。 ・GIGA スクール端末や個人携帯からもログイン可能な相談アプリを導入している。 ・一人一台端末のグーグルクラスルームに相談窓口を設け、児童生徒が相談しやすいように配慮している。 ・夏季休業中、児童生徒の端末に相談アプリを開設し、電話やメール等、本人が相談しやすい手段を選べるように配慮している。 ・相談員が終日在校していることから、いつでも相談できるようになっている。 ・役場や公民館等、窓口を複数設置し、日曜日にも相談できるようにしている。 /等 <p>■相談対応の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングの手法を用いた相談体制の確立 ・必要があれば他機関へつなげたり、自治体の福祉サービスを紹介したりして、継続的に相談者をサポートしている。 ・個人情報に配慮し、他の人と顔を合わさず相談できる体制づくり。 ・相談を受けた場合や学校から情報提供があった場合に、すぐに教育委員会と福祉部局（子ども支援係・家庭児童相談員）と連携がとれる体制になっている。 /等 <p>■相談対応者の属性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめや虐待等の相談窓口」は町役場町民課にもあり、町民課係長及び保健師と情報を共有している。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を複数配置。 ・女性の相談員を配置している。 ・相談しやすいよう、養護教諭を相談対応者としている。また男子が相談しやすいよう、男性職員の相談対応者も決めている。 ・男性と女性のどちらでも相談できるようにしている。 ・男女両方の相談員の配置をしていることで、異性には相談しにくい内容も相談できるような環境を整えている。 ・養護教諭の他、中学校においては、正副担任を女性、男性のペアとなるように配置している。

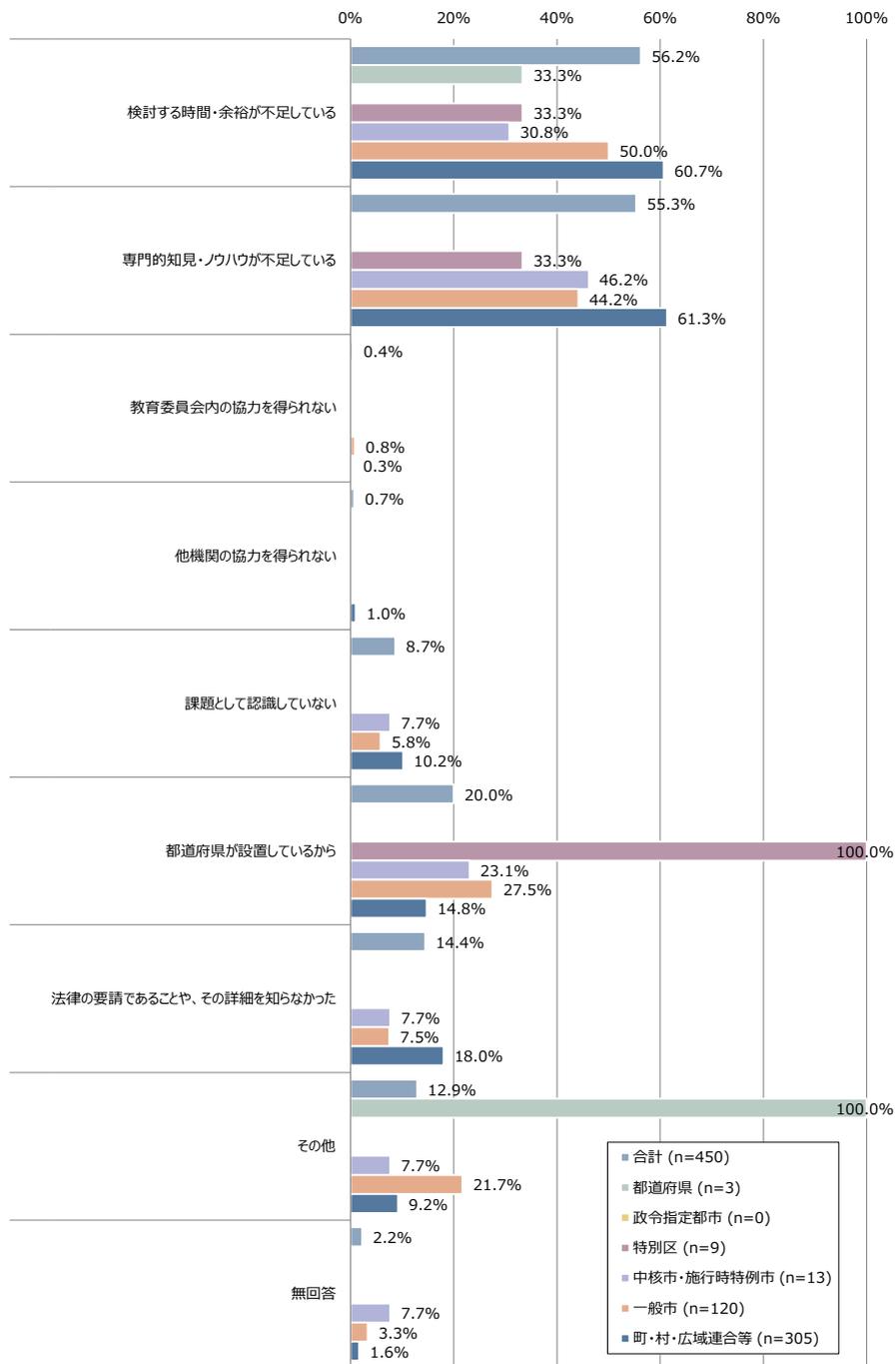
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員は、小中学校で教育相談・特別支援相談を長年行ってきた方で、多くの子供たちや保護者に親しまれた方である。 ・女子児童・生徒が相談しやすいように女性職員を担当にするなど配慮をしている。 /等 <p>■周知・通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度始めに、小学校5・6年生と中学生に向けて、教育支援センターと教育相談室を紹介するチラシを配布している。 ・学校便りで家庭に知らせたり、学校内の廊下に相談担当者の顔写真を入れた掲示物で周知したりしている。 ・学校に相談窓口があることのチラシを配布している。 ・教育支援センターのチラシを配布・周知を実施 ・学校だより（HP）による広報 相談窓口を紹介するパンフレットを配付し、周知を図っている。 ・長期休暇明けに教育支援センターのチラシを全小中学生に配布し、周知している。 /等
--	---

(3) 相談窓口の設置予定がない理由

児童生徒性暴力等に特化した相談窓口及びその他相談窓口の設置予定がない理由についてみると、都道府県、一般市では「検討する時間・余裕が不足している」割合が最も高く、特別区では「都道府県が設置しているから」の割合が最も高い。

中核市・施行時特例市、町・村・広域連合等では「専門的知見・ノウハウが不足している」割合が最も高い。

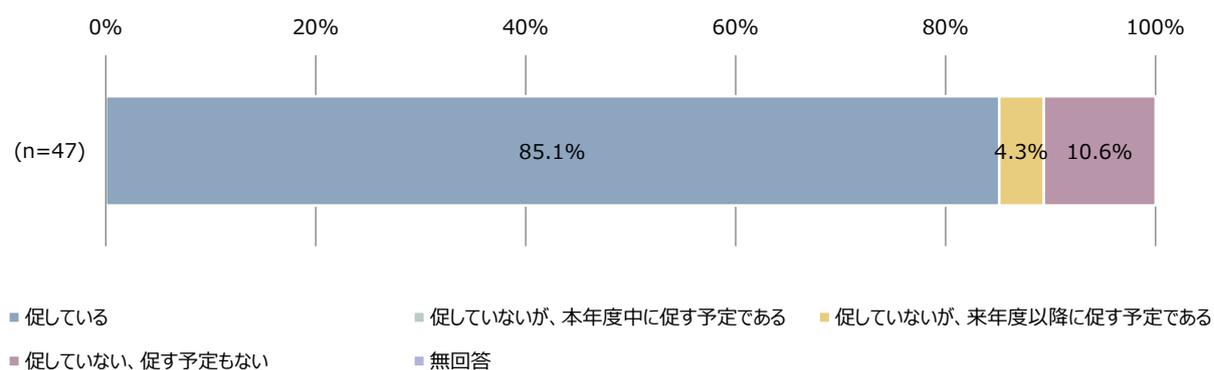
図表 2-54 児童生徒性暴力等に特化した相談窓口及びその他相談窓口の設置予定がない理由 (MA)



(4) 児童生徒性暴力等に関する相談窓口の設置と周知に係る通知等

児童生徒性暴力等に関する相談窓口の設置と周知に関する市町村への通知等の状況を見ると、「促している」割合が85.1%と最も高く、次いで「促していない、促す予定もない」(10.6%)となっている。

図表 2-55 児童生徒性暴力等に関する相談窓口の設置と周知について、市区町村教育委員会へ通知等により促しているか（都道府県のみ）(SA)

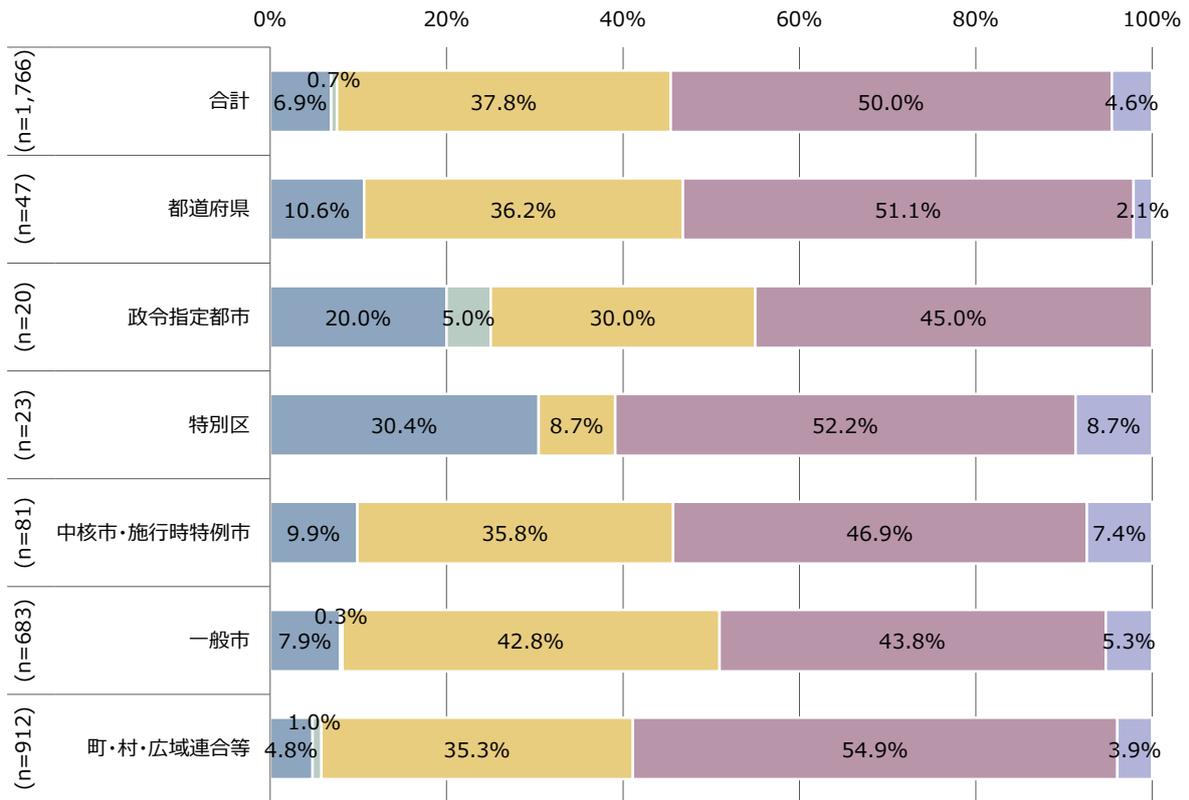


(5) 早期発見に特化した研修

児童生徒性暴力等の早期発見に特化した研修の実施状況についてみると、いずれの自治体区分においても「実施している」割合は3割程度以下となっており、「特に実施予定はなく、検討も行っていない」割合が最も高い。

なお、特別区では30.4%、政令市指定都市では20.0%が「実施している」となっている。

図表 2-56 児童生徒性暴力等の早期発見に特化した研修の実施状況 (SA)



■ 実施している ■ 本年度中に具体的に実施することが決まっている ■ 検討は行っている ■ 特に実施予定はなく、検討も行っていない ■ 無回答

7. 教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置

■ 関連基本指針・法律

- ✓ 基本指針：第2-2（2）教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置
- ✓ 法律：第18条第1項、第2項、第4項、第7項等

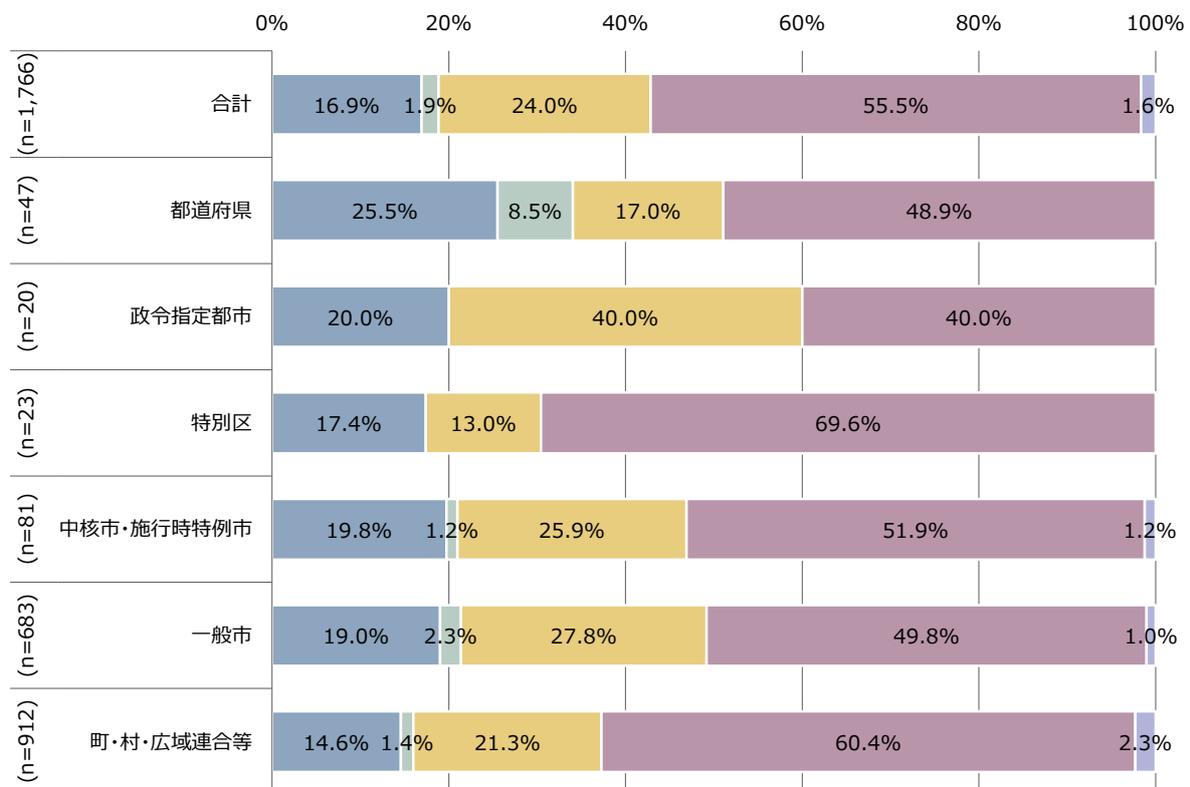
（1）事案があると思われるときの対応の明示

① マニュアル等への対応の明示

教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの対応について、法第18条第1項及び第2項、第4項、第7項や、基本指針第2-2（2）等に基づき、学校への通報、警察署への通報・連携について、その対応や留意事項等のマニュアル等への明示状況についてみると、いずれの自治体区分においても「明示しておらず、マニュアル等の作成も進めていない」割合が最も高い。

「明示している」割合については、都道府県で25.5%、政令指定都市で20.0%であるが、その他の自治体区分では2割未満にとどまる。

図表 2-57 児童生徒性暴力等の事案に関し、マニュアル等へ対応の明示状況（SA）



- 明示している（都道府県教育委員会が作成したものを市区町村教育委員会が用いる場合を含む）
- 明示していないが、本年度中の明示に向けてマニュアル等の作成を具体的に進めている
- 明示していないが、来年度以降の明示に向けてマニュアル等の作成を具体的に進めている
- 明示しておらず、マニュアル等の作成も進めていない
- 無回答

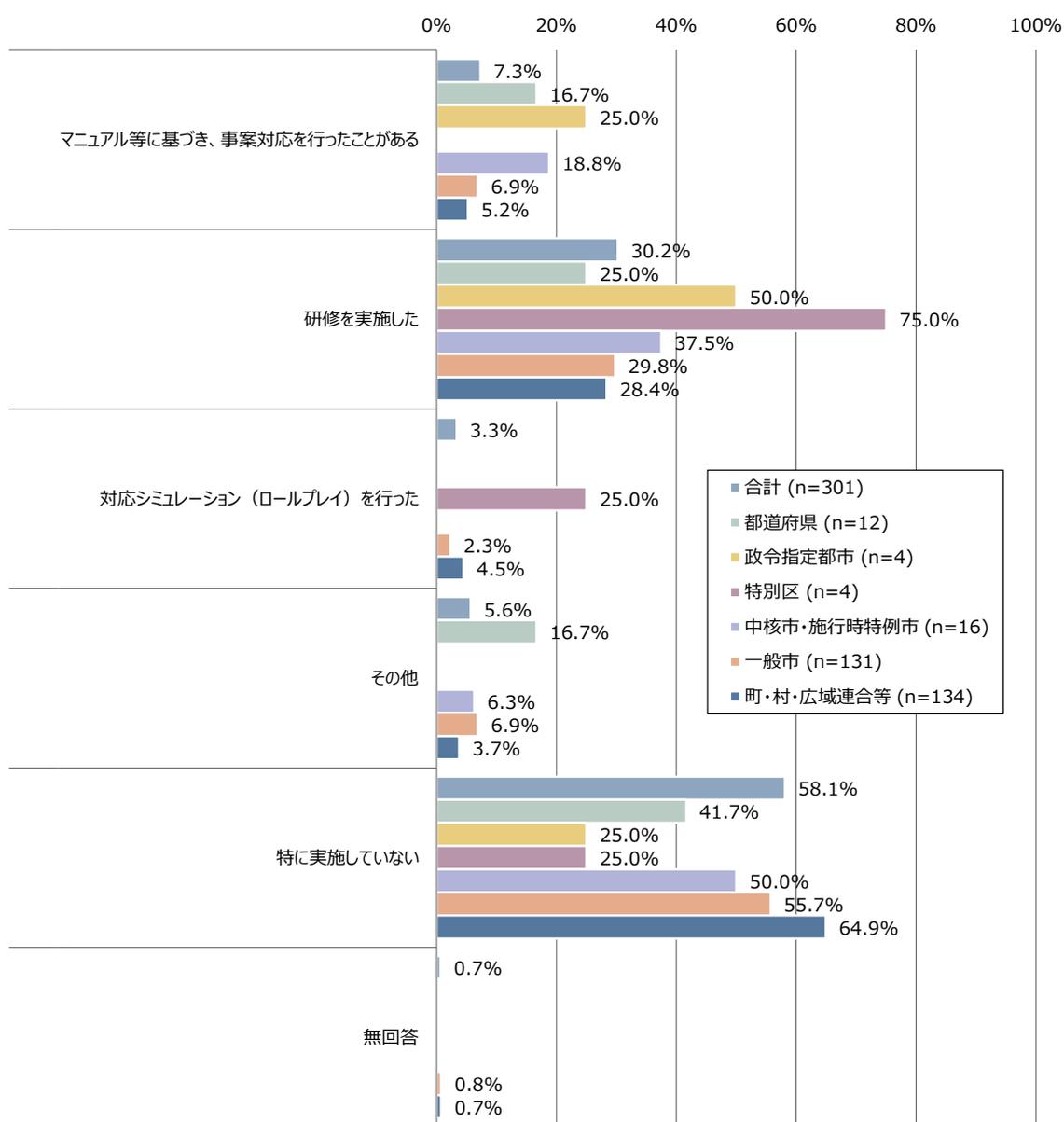
② マニュアル等を用いた事案対応経験、研修等の実施

事案があると思われるときの対応についてマニュアル等に対応を明示している教育委員会について、事案対応経験や研修等の実施状況を見ると、「事案対応を行ったことがある」割合は政令指定都市では25.0%、中核市・施行時特例市では18.8%、都道府県では16.7%となっている。

「研修を実施した」割合は、特別区では75.0%、政令指定都市では50.0%、中核市・施行時特例市では37.5%となっている。

なお、「特に実施していない」割合は、町・村・広域連合等では64.9%、一般市では55.7%、中核市・施行時特例市では50.0%となっている。

図表 2-58 事案があると思われるときの対応マニュアル等に基づく
事案対応経験、研修等の実施状況 (MA)

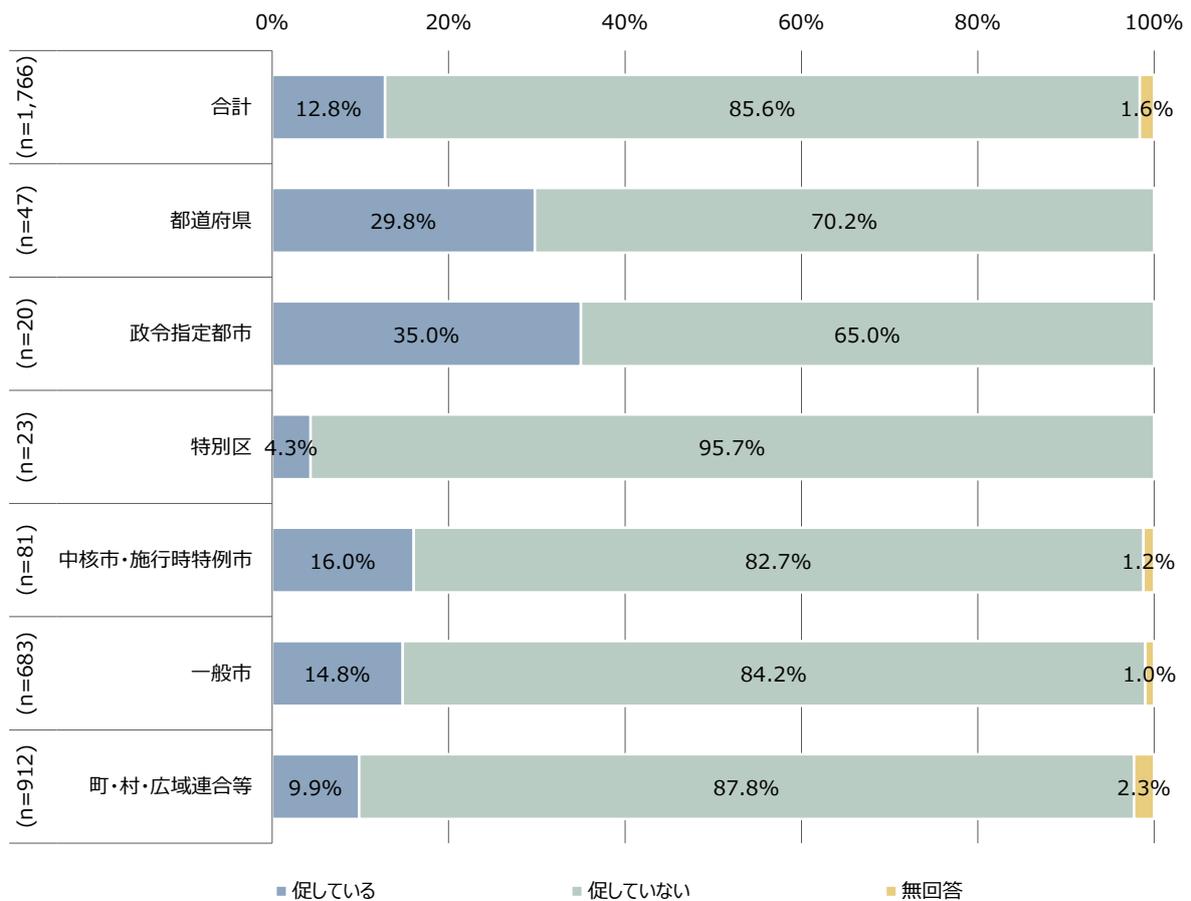


※都道府県、政令指定都市、特別区、中核市・施行時特例市の回答数が少ないことに留意が必要である。

③ 事案発生時の校内の対応体制のマニュアルや規定、モデルの作成、各学校への促進

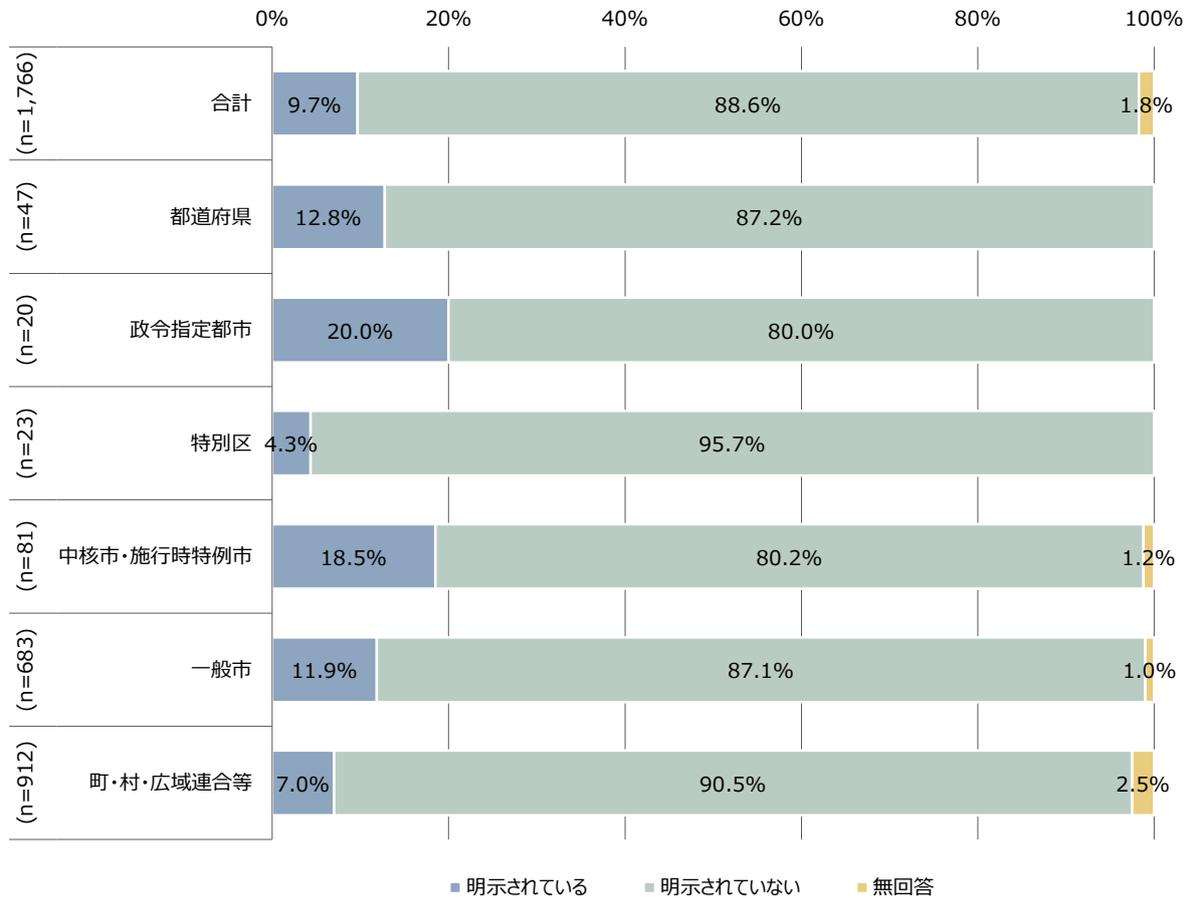
事案が発生した際の校内の対応体制について、マニュアルや規定、モデルを作成するなどして各学校へ促しているかについてみると、いずれの自治体区分においても「促していない」割合が6割超となっている。

図表 2-59 事案発生時の校内対応体制について、マニュアルや規定、モデルを作成し各学校へ促しているか (SA)



④ 事案が発生した際の関係機関との協力・連携体制について、関係機関との協定などの明示

事案が発生した際の関係機関との協力・連携体制について、関係機関との協定などを文章により明示されているかをみると、いずれの自治体区分においても「明示されていない」割合が8割以上となっている。



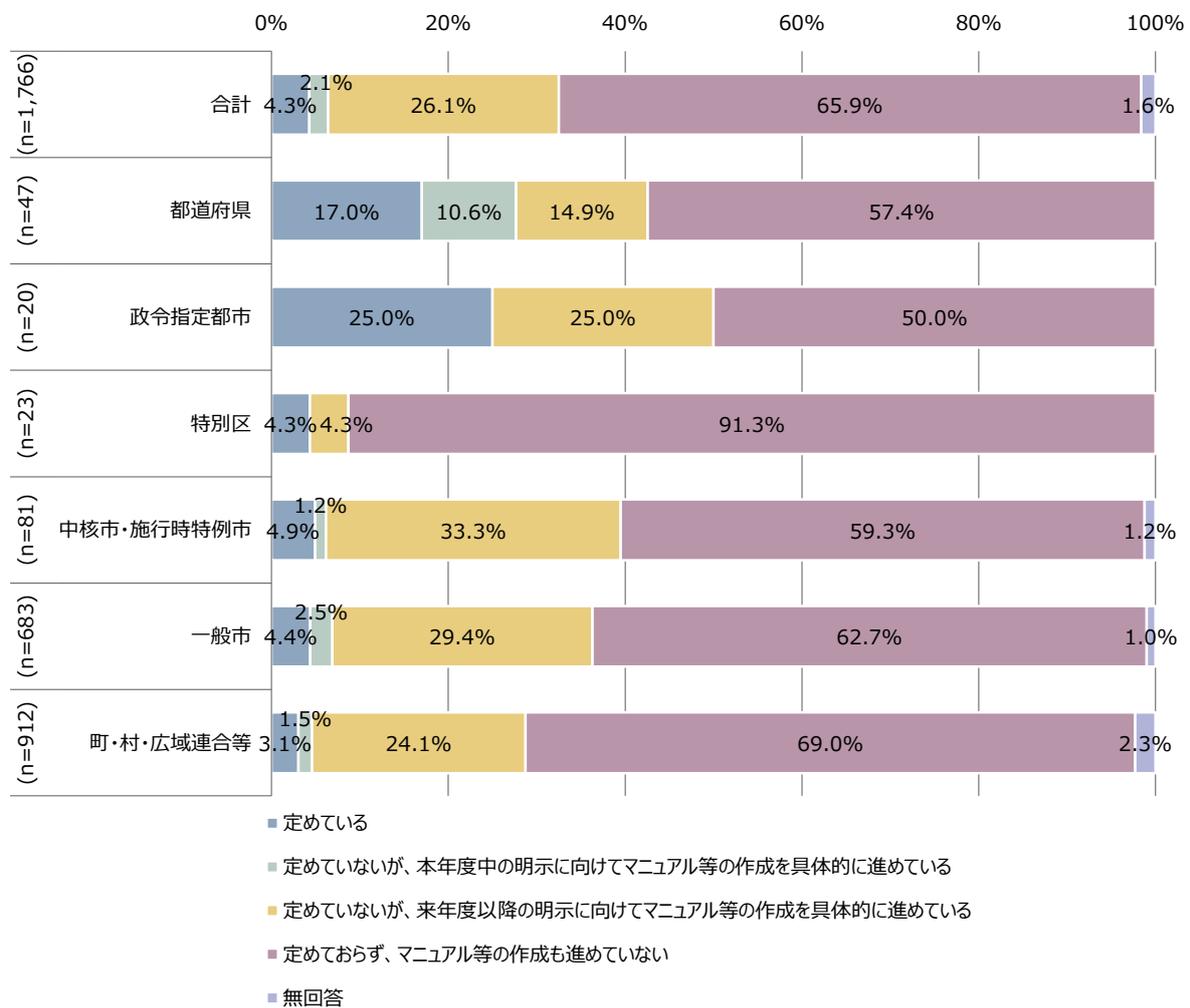
(2) 児童生徒等と教育職員等の接触回避

① 第18条第6項に基づく、児童生徒等と教育職員等の接触回避等のマニュアル等の策定状況

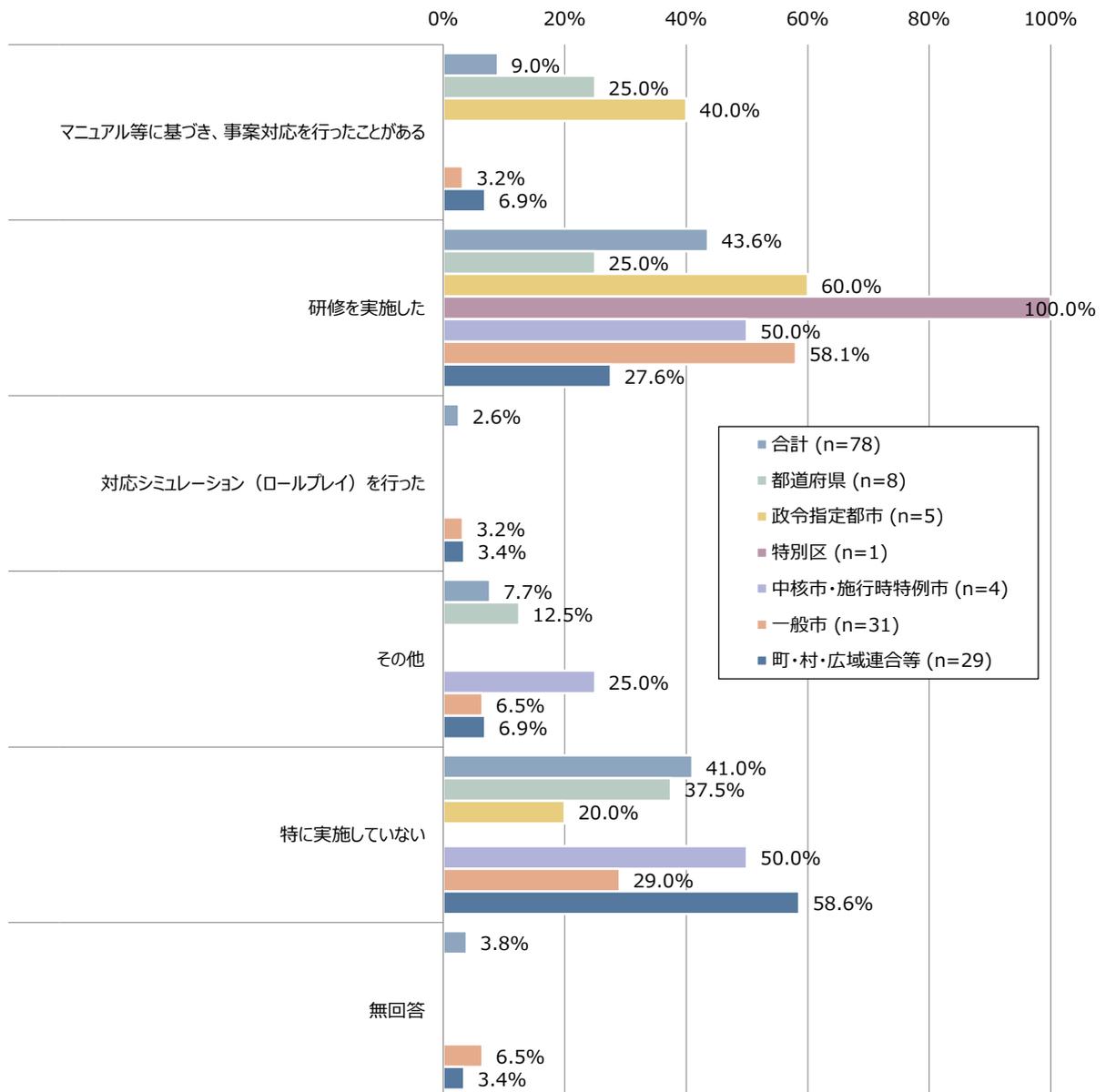
児童生徒等と教育職員等の接触回避等のマニュアル等の策定状況をみると、いずれの自治体区分においても「定めておらず、マニュアル等の作成も進めていない」割合が最も高い。

「定めている」割合は、政令指定都市で25.0%、都道府県で17.0%となっており、その他の自治体区分では0.5割未満に留まる。

図表 2-60 第18条第6項に基づく、児童生徒等と教育職員等の接触回避等のマニュアル等の策定状況 (SA)



(参考) なお、マニュアル等を用いた事案対応経験、研修等の実施状況についてみると、都道府県、町・村・広域連合等では「特に実施していない」割合が最も高く、それ以外の自治体区分では「研修を実施した」割合が最も高い。

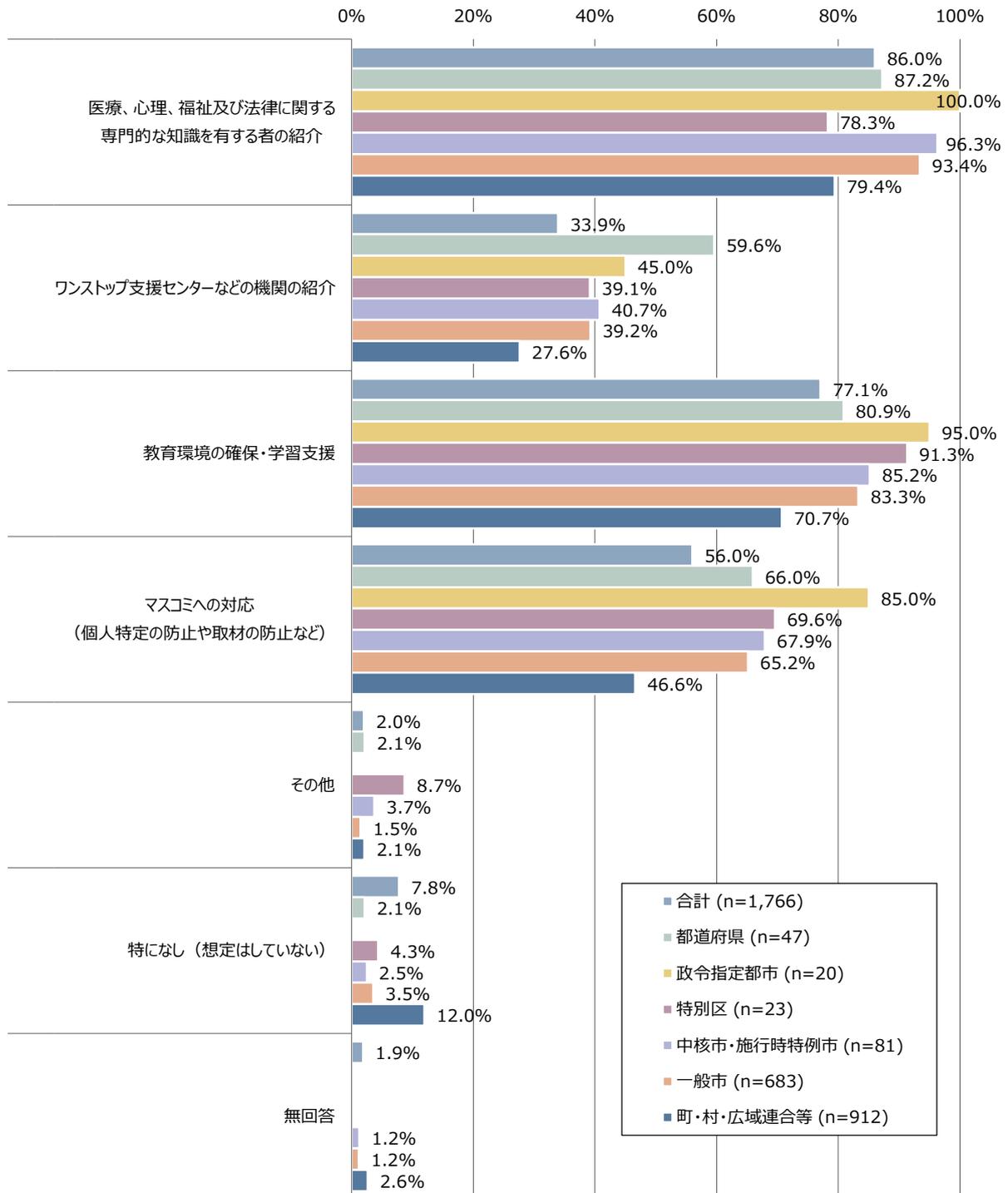


※回答数が少ないため参考値

(3) 被害児童生徒及び保護者への対応の想定

被害対象児童生徒等への保護及び支援等に向けた児童生徒等及び保護者への対応の想定についてみると、特別区を除き「医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の紹介」の割合が最も高く、次いで「教育環境の確保・学習支援」、「マスコミへの対応（個人特定の防止や取材の防止など）」が高い。なお、特別区では「教育環境の確保・学習支援」割合が最も高い。

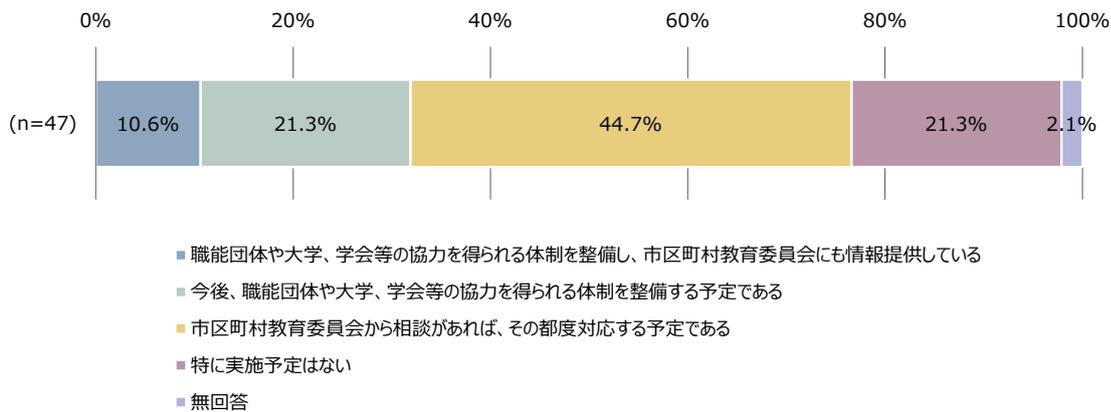
図表 2-61 被害児童生徒等及び保護者への対応の想定



(4) 法第 19 条第 3 項に基づく、学校の設置者が専門家の協力を得た調査が適切に行えるような、専門的な知識を有する者に関する情報提供を行う準備の実施状況

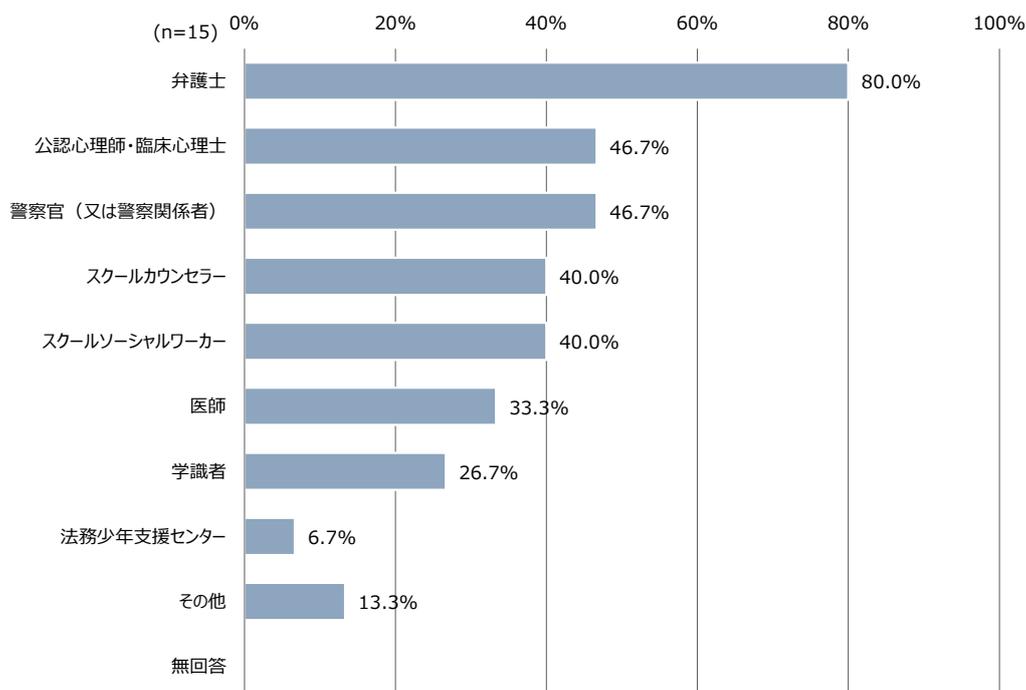
法第 19 条第 3 項に基づき、学校の設置者が専門家の協力を得た調査が適切に行えるよう、専門的な知識を有する者に関する情報提供を行う準備についてみると、「市区町村教育委員会から相談があれば、その都度対応する予定である」割合が 44.7%と最も高い。次いで、「今後、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を整備する予定である」「特に実施予定はない」割合がいずれも 21.3%である。

図表 2-62 専門的な知識を有する者に関する情報提供を行う準備（都道府県のみ）(SA)



専門的な知識を有する者に関する情報提供を行う準備を整備しているとした教育委員会について、協力を得ている関係者をみると、「弁護士」割合が 80.0%と最も高く、次いで「公認心理師・臨床心理士」「警察官（又は警察関係者）」割合がいずれも 46.7%である。

図表 2-63 協力を得ている関係者（都道府県のみ）(MA)



8. その他の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策

■ 関連基本指針・法律

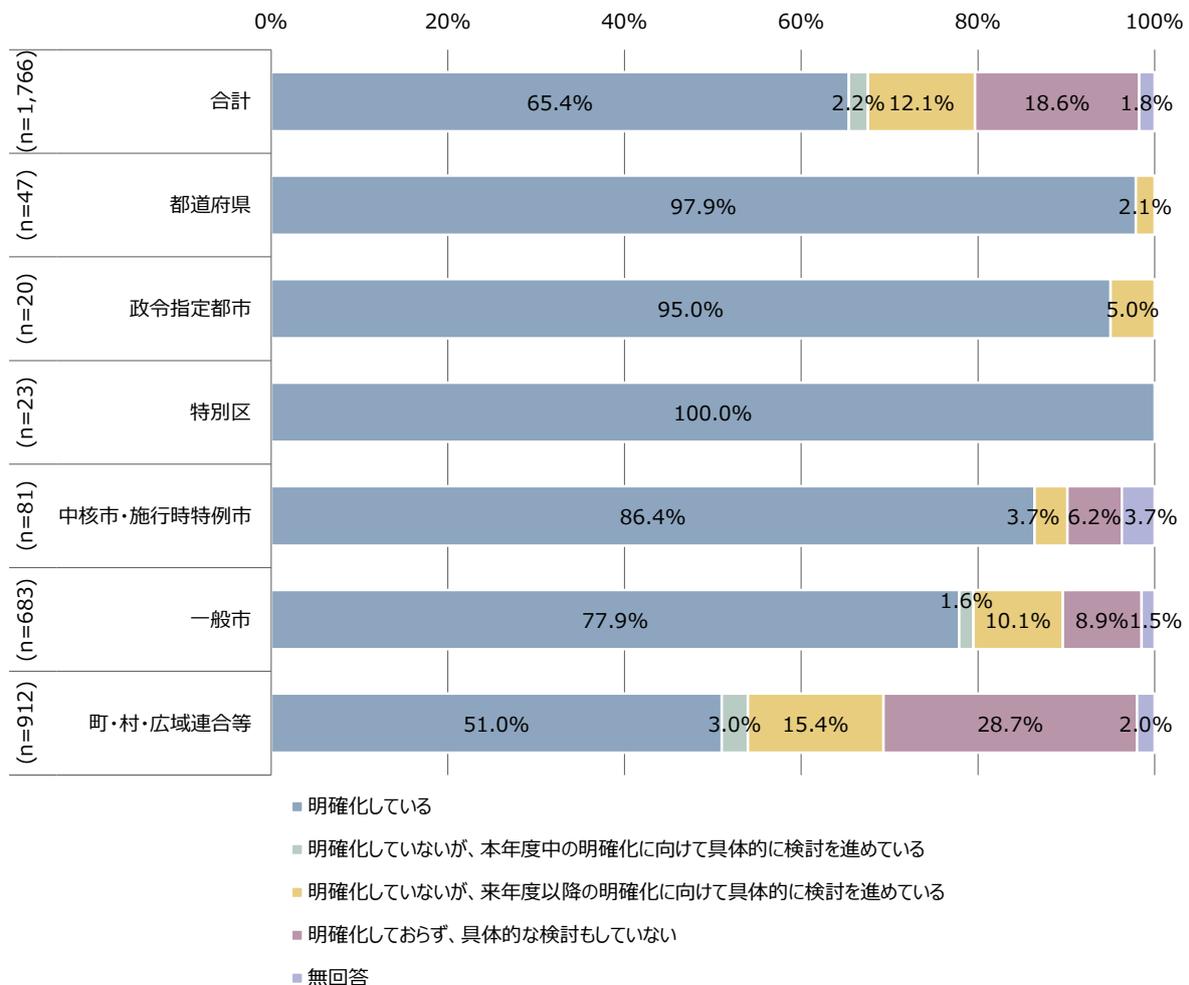
✓ 基本指針：第2-1（5）その他の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策

（1）SNS等の利用

① SNS等を用いて児童生徒等と私的なやりとりをしてはならないことを指針・通知、研修等により明確化しているか

SNS等を用いて児童生徒等と私的なやりとりをしてはならないことを指針・通知、研修等により明確化しているかをみると、いずれの自治体区分においても「明確化している」割合が最も高く、都道府県では97.9%、政令指定都市では95.0%、特別区では100%である。一方で、町・村・広域連合等では51.0%に留まる。

図表 2-64 SNS等を用いた児童生徒等との私的なやり取りの禁止の明確化

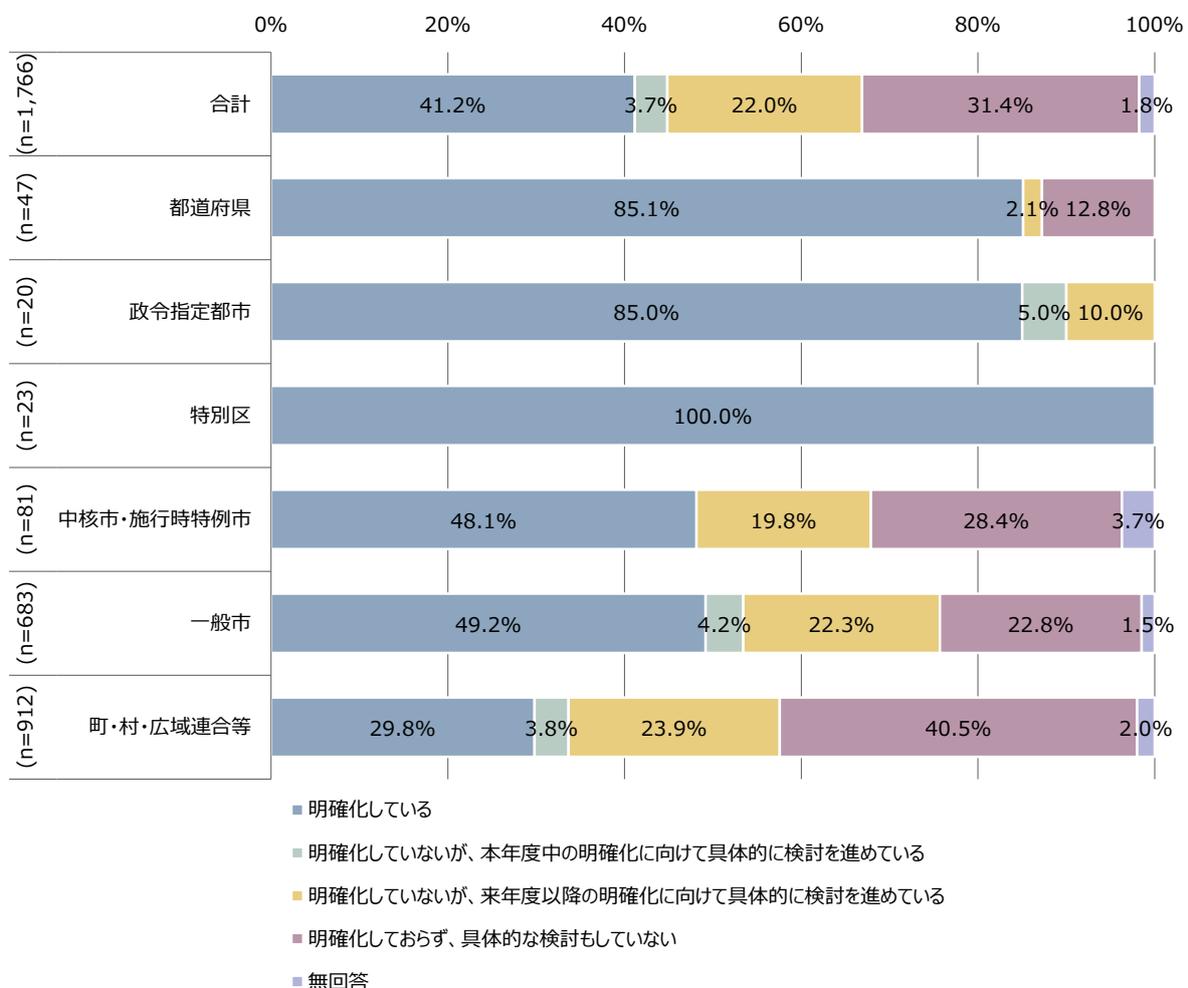


② SNS等を用いて児童生徒等と業務上必要な連絡を行う場合における、児童生徒等・保護者等との適切な連絡方法・管理職との情報共有等について取扱いを明確化しているか

SNS等を用いて児童生徒等と業務上必要な連絡を行う場合における、児童生徒等・保護者等との適切な連絡方法・管理職との情報共有等について取扱いを明確化しているかをみると、町・村・広域連合等を除き「明確化している」割合が最も高い。町・村・広域連合等では「明確化しておらず、具体的な検討もしていない」割合が最も高い。

なお、「明確化している」割合は、都道府県では85.1%、政令指定都市では85.0%、特別区では100%であるのに対し、中核市・施行時特例市では48.1%、一般市では49.2%、町・村・広域連合等では29.8%であり、半数を下回る。

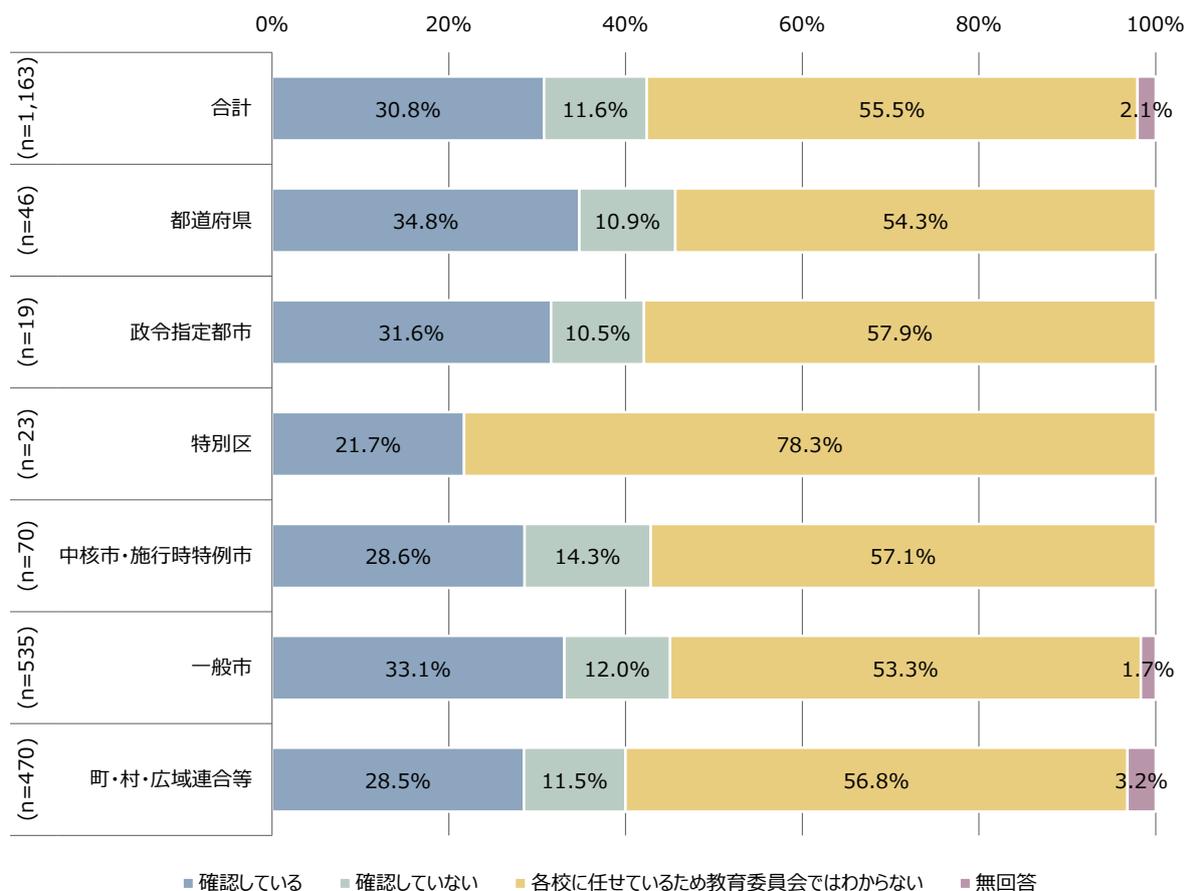
図表 2-65 SNS等を用いた業務上必要な連絡を行う場合の児童生徒等・保護者等との適切な連絡方法・管理職との情報共有等の取扱いの明確化（SA）



③ SNS 等を用いた児童生徒とのやり取りについて、その取扱いが遵守・徹底されていることを定期的に確認しているか

SNS 等を用いた児童生徒とのやり取りについて、その取扱いが遵守・徹底されていることを定期的に確認しているかをみると、いずれの自治体区分においても「確認している」割合は4割未満であり、「各校に任せているため教育委員会ではわからない」割合が過半を超える。

図表 2-66 SNS 等を用いた児童生徒のやり取りに関する取扱いの遵守・徹底の確認状況 (SA)

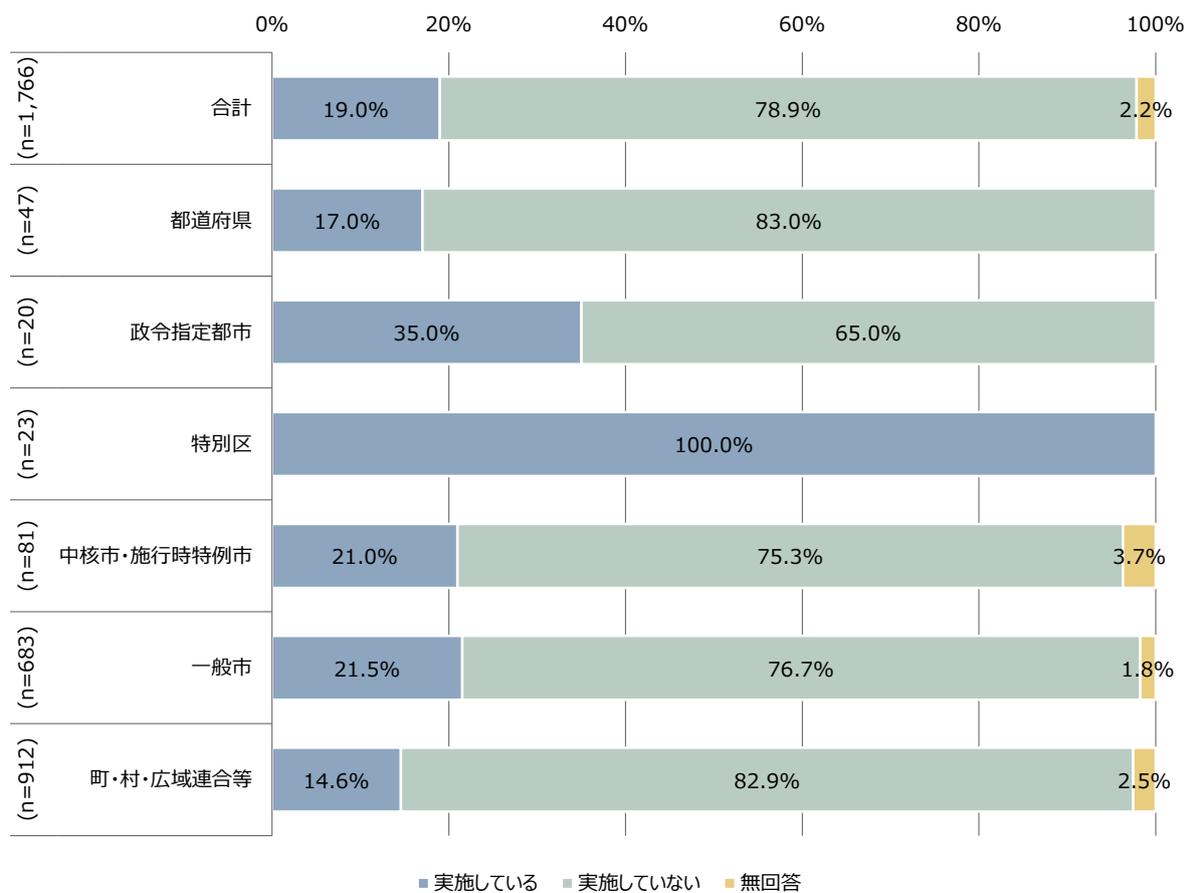


④ 児童生徒性暴力等の防止に向けた、SNS 等の利用に特化した研修の実施状況

SNS 等の利用に特化した研修の実施状況をみると、「実施している」割合は特別区では 100%であるが、その他の自治体区分では「実施していない」割合が「実施している」割合を超える。

「実施している」割合は、政令指定都市では 35.0%、一般市では 21.5%、中核市・施行時特例市では 21.0%、都道府県では 17.0%、町・村・広域連合等では 14.6%に留まる。

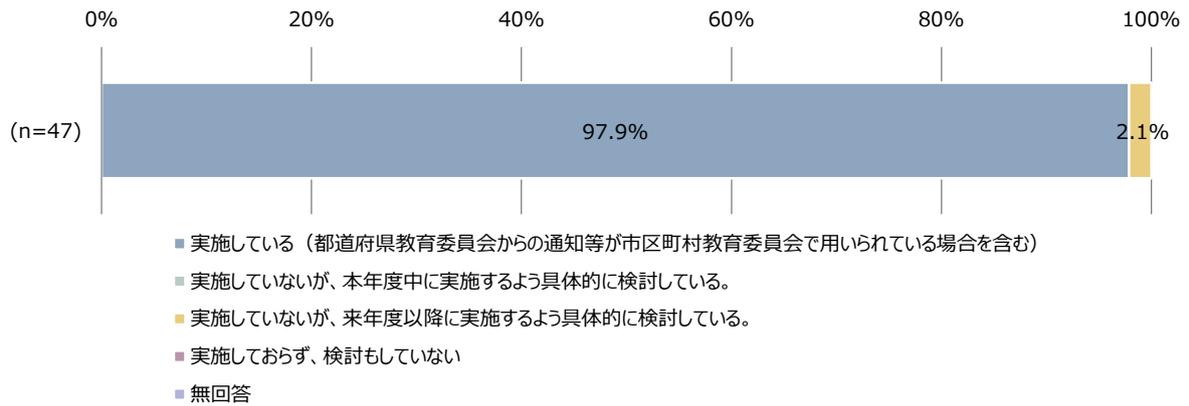
図表 2-67 児童生徒性暴力等防止に向けた SNS 等の利用に特化した研修の実施状況 (SA)



⑤ SNS等を用いて児童生徒等と私的なやりとりをしてはならないことの明確化について、市区町村教育委員会へ促しているか

SNS等を用いて児童生徒等と私的なやりとりをしてはならないことの明確化について、市区町村教育委員会へ促しているかをみると「実施している」割合が97.9%となっている。

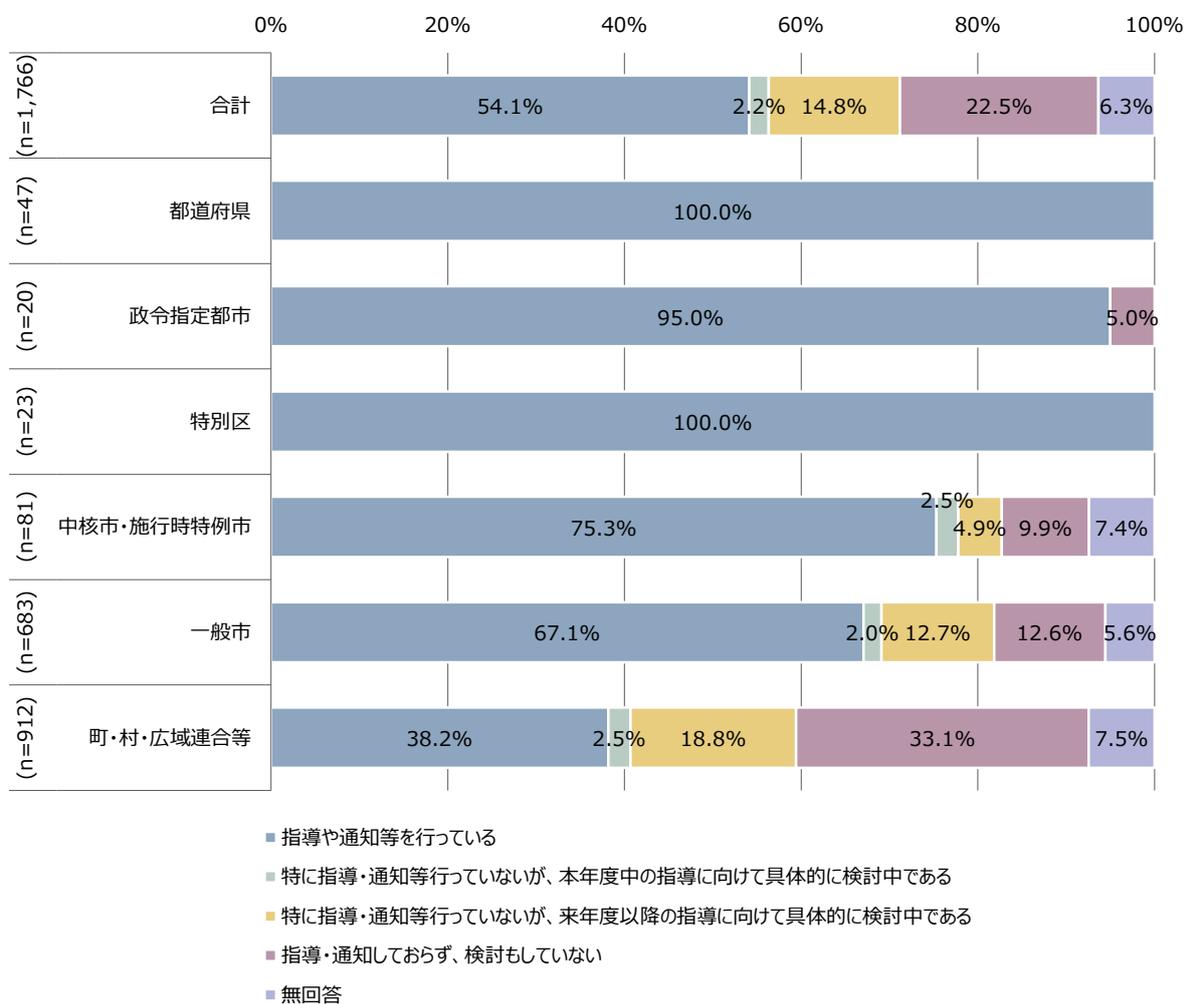
図表 2-68 SNS等を用いて私的なやりとりをしてはならないことの明確化に関し市区町村教育委員会へ促しているか（都道府県のみ）（SA）



(2) 執務環境の見直しによる密室状態の回避や教育指導体制の見直しによる組織的な対応等に係る、学校や市区町村教育委員会への指導や通知等

執務環境の見直しによる密室状態の回避や教育指導体制の見直しによる組織的な対応等について、学校や市区町村教育委員会へ指導や通知等を実施しているかをみると、いずれの自治体区分においても「指導や通知等を行っている」割合が最も高い。なお、都道府県、特別区では100%であり、政令指定都市では95.0%である。また、中核市・施行時特例市では75.3%、一般市では67.1%であるが、町・村・広域連合等では38.2%に留まる。

図表 2-69 執務環境の見直しによる密室状態の回避や教育指導体制の見直しによる組織的な対応等に関する、学校や市区町村教育委員会への指導や通知等の実施状況



第3章 児童生徒性暴力等防止推進事業有識者 委員会の開催(委員会委員による点検・分析)

1. 有識者委員会の概要

(1) 有識者委員会設置の主旨

本事業の進め方の検討ならびに、アンケート調査結果及びヒアリング調査結果の点検・分析を実施するため、有識者委員会を設置した。

(2) 委員会体制

委員	上谷 さくら	桜みらい法律事務所 弁護士
委員	木村 国広	長崎大学教育学部 教授
委員	小池 夏子	全国公立小・中学校女性校長会 会長 文京区立湯島小学校校長
委員	後藤 弘子	千葉大学大学院社会科学研究院 教授
委員	原田 隆之	筑波大学人間系心理学域 教授
委員	東村 耕作	奈良県教育委員会教職員課長
委員長	藤岡 淳子	大阪大学大学院 名誉教授 一般社団法人もふもふネット 代表理事

事務局		
文部科学省		
初等中等教育局	初等中等教育企画課長	堀野 晶三
初等中等教育局	初等中等教育企画課 課長補佐	一色 潤貴
初等中等教育局	初等中等教育企画課 教員人事管理システム専門官	水島 淳
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社		
公共経営・地域政策部	副主任研究員	鈴庄 美苗
公共経営・地域政策部	副主任研究員	土方 孝将
公共経営・地域政策部	研究員	阿部 誠二
共生・社会政策部	研究員	横幕 朋子

(3) 開催概要

委員会開催概要は次のとおり。なお、本委員会はすべてオンラインで開催した。

回	日時	議題
第1回	令和4年8月3日(水) 13:30~15:30	✓ 委員紹介 ✓ 委員長選任 ✓ 本事業の内容と進め方 - 本事業の趣旨について - 事業実施計画について - アンケート調査について
第2回	令和4年9月28日(水) 13:30~15:30	✓ アンケート調査結果(集計速報)とヒアリング調査対象の抽出について ✓ 本事業の取りまとめについて(自由討議)
第3回	令和4年12月22日(木) 15:30~17:30	✓ ヒアリング調査結果の報告・意見交換について ✓ 研修用動画について
第4回	令和5年2月10日(金) 10:00~12:00	✓ 周知用資料について ✓ 児童生徒性暴力等防止推進に向けて(自由意見)

※本事業業務内容「委員会委員による点検・分析」について、第2回議題の「アンケート調査結果(集計速報)とヒアリング調査対象の抽出について」、第3回議題の「ヒアリング調査結果の報告・意見交換について」、第4回議題の「周知用資料について」に関連し、各調査結果を事前に提示し、事前に点検・分析を実施いただいた上で、各回において点検・分析結果を踏まえた意見を頂戴した。

第4章 研修動画並びに周知用資料の作成

1. 研修動画の作成

(1) 研修動画の目的

教育職員等が児童生徒性暴力等に対して当事者意識をもち、児童生徒性暴力の発生予防及び適切な事後対応が可能となるよう、意識づけを行うことを目的とし、また、各都道府県・市町村教育委員会の研修用資料として活用されることも目的として、研修動画を作成した。

(2) 研修動画の概要

研修動画は次のとおり計5本の動画を作成した。

タイトル	目的
①「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」についての基礎の習得	特に現場の対応に関わる児童生徒性暴力防止の重要性を理解するとともに、被害者への影響の理解等を通じて法・指針策定の背景を理解する。
②生徒の性被害を防ぐために私たちにできること － 1 事例から考えよう － 2 思考の誤りについて	教育職員等の思考の誤りを見直すワークや解説等を行いながら、架空事例を通じて、児童生徒性暴力が生じない行動の在り方について理解を深める。
③児童生徒への性加害にどう対応するか － 1 子供への性暴力を発見したら・・・ － 2 子供からのSOSを受けたら・・・	子供への性暴力を発見するための学校現場における仕組みづくりや、子供からのSOSに対する初動対応等、現場の教育職員等が、現場で取るべき「早期発見」「初期対応」について事例を踏まえて理解を深める。

2. 周知用資料の作成

(1) 周知用資料の目的

教育職員等による児童生徒性暴力等防止に向け、法に位置付けられた都道府県・市区町村教育委員会に求める対応について、その取り組みの実施及び推進に向けた参考資料となることを目的とし、周知用資料（好事例集）を作成した。

(2) 周知用資料の概要

児童生徒性暴力等に関する実態や全国の取組動向を示しつつ、ヒアリング調査結果を踏まえた各教育委員会の取組事例を整理した。

取組事例の整理に当たっては、児童生徒性暴力等防止に向けた現在の取組が、「性暴力防止に関する知識を身に付け活用できる」こと、「早期発見ができるようになる」こと、「事案発生させにくい環境整備・発生した後迅速に対応できるようになる」ことの3つに分類できるため、それぞれ【知る】編、【見つける】編、【守る】編として、各教育委員会の取組事例を整理した。

0. はじめに

1. データ等から見る性暴力の実態と、全国の取組状況

1-1 子供が被害者となる性暴力を「事実」から見る

1-2 データから見る全国の教育委員会の取組状況

2 全国の取組事例

【知る】編

2-1 基礎的な学びを深めたい

2-2 実践に寄与する学びを深めたい

2-3 教師自身が自らを振り返ることができる取組を進めたい

【見つける】編

2-4 子供からのSOSの気付きやすくする仕組みづくりを作りたい

2-5 外部機関と連携して、防止に向けた体制を作りたい

【守る】編

2-6 事案発生時に迅速に対応できるルールを作りたい

2-7 事案を発生させにくい環境を作りたい

おわりに

Appendix I 先進自治体が参考とする取組（例）、参考文献

Appendix II 事例集に掲載のある自治体一覧

Appendix III 文部科学省が公開する研修動画

參考資料

■ アンケート調査票

文部科学省事業 「児童生徒性暴力等防止に向けた取組状況調査(兼 公立学校教職員人事行政状況調査)」ご協力をお願い

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課 教育公務員係
(調査会社)三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)

～調査について～

※ 本調査は、全都道府県・市区町村教育委員会 に送付しております。

- ◆ 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が令和4年4月1日に施行され、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」(令和4年3月18日策定)や関連する文部科学省通知を踏まえてこれらに則った対応が求められているところですが、各都道府県・市区町村教育委員会による取組状況は明らかでなく、本年度「児童生徒性暴力等防止推進事業」により児童生徒性暴力等防止推進に向けた調査を進めることとなりました。
- ◆ 本取組状況調査は、各都道府県・市区町村教育委員会における現在の取組状況の全国状況を把握するとともに、各教育委員会の参考となりうる取組を抽出し、取組状況調査実施後に実施予定のヒアリング調査に向け、皆様から教職員等による児童生徒性暴力防止に向けた取組状況を紹介いただきたく、実施するものです。
- ◆ なお、本調査では、昨年度文部科学省が実施した「公立学校教職員の人事行政状況調査」における内容と同一のものがあり、今年度は本調査で確認し、昨年度同様に公表することとしている項目もありますので、このことから必ず回答・提出をしてください。
- ◆ 本調査では、次の法・基本指針に基づいて設問を設定しています。回答に当たっては、適宜ご参照ください。
<教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)>
https://www.mext.go.jp/content/20210702-mxt_kyoikujinzai01-10000009_5.pdf
<教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針>
https://www.mext.go.jp/content/20220323-mxt_kyoikujinzai01-000011979_02.pdf

～ご回答方法～

- ◆ ご回答は、このExcelファイルに直接ご入力ください。
- ◆ ご回答方法は、まず「0_共通」のシートをご回答いただき、シート名の「1_教育職員等に対する啓発」から「5_その他の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等施策」の順にご回答ください。
- ◆ 設問は問1～問23まであります。回答不要な設問は黒塗りされますので、次の設問に進んでください。
- ◆ **回答時点は、令和4年9月1日時点としてご回答ください。**
- ◆ **各種取組を実施している場合、取組がわかる資料を併せてご提出ください。**
- ◆ すべての設問について、回答する教育委員会が設置している、取り組んでいるものをご回答ください。たとえば、都道府県教育委員会の場合、市町村教育委員会が実施している取組は回答対象外です。
- ◆ 回答を変更したい場合等、回答欄は「Delete」もしくは「BackSpace」にて削除することが可能です。
- ◆ なお、本調査のご回答に際し、学校等への照会をいただく必要はありません。貴教育委員会が把握されている範囲でご回答下さい。
- ◆ アンケートの結果は統計的に処理し、個別データを外部に公表したり、本調査の目的以外に使用することはございません。ただし、回答内容について確認させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

ご記入頂きました本調査票は、貴自治体名をファイル名にして保存して頂き、

令和4年9月15日(木)

までに電子メール(jidousei@murc.jp)宛にご返信下さいますようお願い申し上げます。

【例】 ■■■県〇〇市⇒ ■■■県〇〇市_xlsx

<調査の趣旨、位置づけに関するお問い合わせ先>

文部科学省 初等中等教育局初等中等教育企画課 教育公務員係

【担 当】 水島、御嶽
【電 話】 03-6734-2588
【FAX】 03-6734-3731
【E-mail】 syoto@mext.go.jp

<アンケート調査内容や回答方法等に関するお問い合わせ先、アンケート回答ご提出先>

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

【担 当】 土方、横幕、阿部、鈴庄
【E-mail】 jidousei@murc.jp
【電 話】 03-6733-1640

【お問い合わせ時間】(平日) 10:00～12:00・13:00～17:00

※恐れ入りますが、在宅勤務下につき、電話が繋がらない場合はメッセージをお残しください。翌営業日まで
折り返しのご連絡を致します。なお、メールでのお問合せも受付けております。

個人情報のお取り扱いについて

・ご回答は、文部科学省及び調査委託者の三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が取り扱います。お預かりする個人情報は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)の「個人情報保護方針」

(<https://www.murc.jp/corporate/privacy/>)及び「個人情報の取り扱いについて」(<https://www.murc.jp/privacy/>)に従って適切に取り扱います。

・ご回答いただいた内容は、本アンケートの分析及びアンケート回答のお問合せ、アンケート調査後のヒアリング調査実施のために利用させていただきます。回答者が特定されない形で統計的に処理いたしますので、個々の回答が他に知られることはありません。

・個人情報の削除等の申し出は上記お問い合わせ先までご連絡ください。

・本調査は「公立学校教職員の人事行政状況調査」の内容と同一のものがありますので回答いただけない場合には文部科学省よりご連絡を差し上げる場合がございます。

■ アンケート調査票

はじめに貴自治体についてお伺いします。

■ 貴自治体名についてお答えください。

		名称	記入方法	
回答欄	都道府県名		該当する内容を入力 右下角の▼印をクリックして表示される[選択肢]から該当するものを選択	<small>※都道府県の場合は空欄</small>
	市区町村名			

■ 貴自治体の区分についてお答えください。

回答欄			
[選択肢]			
1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 特別区	4. 中核市
5. 施行時特例市	6. その他の市	7. 町	8. 村
9. その他(連合組合等)			

■ ご回答頂いた方についてお答えください。

ご所属(担当課)		役職	
お名前			
電話番号		メールアドレス	

■ アンケート調査票

基本指針第2-1 (1) 教育職員等に対する啓発、法 防止に関する措置①について

■ 児童生徒性暴力防止に向けた啓発活動について

問1 児童生徒に対する性暴力等の防止に向け、教育職員等への啓発活動を実施していますか。次の①～④について、【選択肢】より該当する番号をそれぞれ1つずつ選び、回答して下さい。
 なお、「実施している」「本年度中に具体的に実施することが決まっている」ものには、昨年度実施回数、昨年度1回あたり平均時間、本年度実施予定回数（実施済含む）を回答してください。

	回答欄		昨年度 実施 回数	昨年度 1回あた り平均時 間	本年度 実施予定 回数（実 施済含）
① 教育委員会独自に教育職員等に対する研修を行っている		⇒⇒⇒			
② 教育委員会独自に教育職員等以外 ^{※注} の学校関係者に対する研修を行っている（別途実施せずとも、教育職員等向け研修を受講できるようにしている場合を含む）		⇒⇒⇒			
③ 教育委員会以外が主催の外部研修に教育職員等を派遣している（※市区町村教育委員会が都道府県教育委員会主催の研修に派遣する場合も含む）		⇒⇒⇒			
④ 教育委員会以外が主催の外部研修に教育職員等以外 ^{※注} を派遣している（※市区町村教育委員会が都道府県教育委員会主催の研修に派遣する場合も含む）		⇒⇒⇒			

以下選択肢1～4より1つずつ選択し数字を選択↑

【選択肢】

- 1 実施している
- 2 本年度中に具体的に実施することが決まっている
- 3 検討は行っている
- 4 特に実施予定はなく、検討も行っていない

それぞれ数値を直接入力
 *わからない場合は「不明」と入力
 *セルが黒塗りの場合は回答不要
 *児童生徒に対する性暴力防止に関する内容の研修時間を回答。（おおむねの時間で構いません）

※注：「教育職員等以外」・・・事務職員や部活動指導員、学習支援員など（基本指針P19参照）

①～④すべてを回答してください。

■ アンケート調査票

問1-1	問1で独自に研修を行っている（①②いずれも、またはいずれかで「1実施している」と回答した教育委員会について、研修の内容として当てはまるものをすべて回答してください。
------	--

回答欄	1	法及び基本指針により求められる措置の周知
	2	児童生徒性暴力等の特徴の周知
	3	児童生徒性暴力等の防止等に関して、児童生徒等の人権、特性等に関する理解
	4	「生命（いのち）の安全教育」の指導等に関する理解
	5	子どもの権利条約への理解
	6	その他

↑当てはまるものに「1」を選択

※「6 その他」を選んだ場合、具体的な内容を教えてください。

回答欄	
-----	--

問1-2	問1で独自に研修を行っている（①②いずれも、またはいずれかで「1実施している」と回答した教育委員会について、研修の手法として当てはまるものをすべて選択してください。
------	--

回答欄	1	外部専門家等による講義
	2	動画視聴による講義
	3	ロールプレイ形式・ディベート形式等の工夫を図った研修
	4	校長等管理職からの説明
	5	その他

↑当てはまるものに「1」を選択

※「1 外部専門家等」を選んだ場合、差し支えなければ当該専門家の「専門性」等、また、当該専門家を選定した理由を教えてください。

回答欄	
-----	--

※「2 動画視聴による講義」を選んだ場合、動画の内容（テーマ等）を教えてください。

回答欄	
-----	--

※「5 その他」を選んだ場合、具体的な内容を教えてください。

回答欄	
-----	--

■ アンケート調査票

問1-3	問1で独自に研修を行っている（①②いずれも、またはいずれかで「1実施している」）と回答した教育委員会について、研修に使用する動画・資料等は、何を使用していますか。当てはまるものをすべて選択してください。
------	---

回答欄	1	独自に作成した研修用資料を使用している
	2	独自に作成した研修用動画を使用している
	3	国・都道府県の資料を使用している
	4	国・都道府県が作成した動画を使用している
	5	民間団体（NPO等）が作成した資料を使用している
	6	民間団体が作成した動画を使用している
	7	その他

↑当てはまるものに「1」を選択

※「5 民間団体（NPO等）が作成した資料を使用している」「6 民間団体が作成した動画を使用している」を選んだ場合、差し支えなければ具体的な団体名等を教えてください。

回答欄	
-----	--

※「5 その他」を選んだ場合、具体的な内容を教えてください。

回答欄	
-----	--

問1-4	問1で独自に研修を行っている（①②いずれも、またはいずれかで「1実施している」）と回答した教育委員会について、研修参加者からの評価が高い、また、研修効果が高いと示される研修内容があれば教えてください。 ※可能な範囲でご回答ください。 ※評価の分かる資料のご提出に代えていただいてもかまいません。
------	---

回答欄	
-----	--

■ アンケート調査票

問1-5	問1で独自に研修を行っている（①②いずれも、またはいずれかで「1実施している」）と回答した教育委員会について、研修を行う上での困りごとはありますか。当てはまるものをすべて選択してください。
------	--

回答欄	1	専門的知見を有する講師がない
	2	研修を行うにあたり、専門的な教材・資料がない
	3	研修の効果がわからない
	4	よりよい研修にするための工夫の仕方がわからない
	5	適切なテーマがわからない
	6	その他

↑当てはまるものに「1」を選択

※「2 教材がない」を選んだ場合、どのような内容の研修教材があるとよいと思いますか。具体的に教えてください。

回答欄	
-----	--

※「6 その他」を選んだ場合、具体的な内容を教えてください。

回答欄	
-----	--

問2	問1で児童生徒に対する性暴力防止に向けた研修①～④すべて「4特に実施予定はなく、検討も行っていない」と回答した教育委員会について、その理由として当てはまるもの最大3つを選んでください。
----	--

回答欄	1	検討する時間・余裕が不足している
	2	専門的知見を有する講師がない
	3	教育委員会内の協力を得られない
	4	他機関の協力を得られない
	5	課題として認識していない
	6	何をどのように行えばよいかわからない
	7	研修を行うにあたり、専門的な教材・資料がない
	8	法律の要請であることや、その詳細を知らなかった
	9	その他

↑当てはまるもの最大3つに「1」を選択

※「9 その他」を選んだ場合、具体的な内容を教えてください。

回答欄	
-----	--

⇒次のシート「2.児童生徒性暴力等対策連絡協議会の設置」に進んでください。

■ アンケート調査票

基本指針第2-1 (4) 児童生徒性暴力等対策連絡協議会、法 防止に関する措置④について

本シートは都道府県・指定都市教育委員会のみご回答ください。

■ 児童生徒性暴力等対策連絡協議会について

問3	貴自治体では、児童生徒性暴力等対策連絡協議会を設置していますか。設置している又は設置予定の場合は、協議会の開催頻度として当てはまるものを教えてください。 ※指定都市の場合、都道府県で設置されている協議会へ参加している場合は除きます
----	--

回答欄	1 設置している 2 本年度中に設置予定である 3 来年度以降に設置予定である 4 設置予定はない
-----	--

↑当てはまる番号を選択

⇒⇒⇒⇒⇒

協議会の頻度として最も適するものを1つ選択	
回答欄	1 3か月に1回以上、定期的を実施 2 半年に1回以上、定期的を実施 3 1年に1回以上、定期的を実施 4 事案が発生した場合等、不定期に、必要に応じて実施 5 (設置予定の場合) 未定 6 その他

※「6 その他」を選んだ場合、具体的に教えてください。

回答欄	
-----	--

問3-1	問3で「1 設置している」「2 本年度中に設置予定である」「3 来年度以降に設置予定である」教育委員会について、協議会の構成員と選定理由を教えてください。 ※協議会名簿等の資料のご提出に代えていただいてもかまいません。
------	--

回答欄	
-----	--

問3-2	問3で「1 設置している」「2 本年度中に設置予定である」「3 来年度以降に設置予定である」教育委員会について、連絡協議会の目的、役割、主旨、取り扱う主な議題等を教えてください。(予定含む) ※可能な範囲でご回答ください。 ※資料のご提出に代えていただいてもかまいません。
------	--

回答欄	
-----	--

問4	問3で「4 設置予定はない」と回答した教育委員会について、その理由としてあてはまるもの最大3つを選んでください。
----	--

回答欄	1 検討する時間・余裕が不足している 2 専門的知見・ノウハウが不足している 3 教育委員会内の協力を得られない 4 他機関の協力を得られない 5 課題として認識していない 6 都道府県の連絡協議会に参加しているから 7 6以外で、児童生徒性暴力等に関する機関・団体と連携する方法を別に有している 8 その他
-----	---

↑当てはまるもの最大3つ「1」を選択

※「8 その他」を選んだ場合、具体的な内容を教えてください。

回答欄	
-----	--

⇒次のシート「3.早期発見のための措置及び相談体制」に進んでください。

■ アンケート調査票

基本指針第2-2(1) 早期発見のための措置及び相談体制の整備、法 早期発見対処に関する措置①

■ 早期発見に向けたアンケート調査について

問5	<p>児童生徒性暴力等の早期発見に向けたアンケートを実施していますか。次の①～③について、【選択肢】より該当する番号をそれぞれ1つずつ選び、回答して下さい。</p> <p>なお、「1実施している」場合には、<u>昨年度実施回数</u>、<u>直近の回答数</u>、<u>直近の回答率</u>を回答してください。※黒塗りとならなかった回答欄をご回答ください。</p>
----	--

	回答欄		昨年度	直近の	直近の
			実施回数	回答数	回答率
① 教育職員等を対象とする定期的なアンケートを実施している		→→→			
② 教育職員等以外の学校関係者を対象とする定期的なアンケートを実施している		→→→			
③ 児童生徒等を対象とする定期的なアンケートを実施している		→→→			

以下選択肢1～4より1つずつ選択し数字を選択↑

<p>【選択肢】</p> <p>1 実施している</p> <p>2 本年度中に具体的に実施することが決まっている</p> <p>3 検討は行っている</p> <p>4 特に実施予定はなく、検討も行っていない</p>
--

それぞれ数値を直接入力
※わからない場合は「不明」と記入

問5-1	問5で「児童生徒等を対象とする定期的なアンケートを実施している」（①～③いずれかで「1実施している」と回答した教育委員会について、どのような調査票を使用していますか。
------	---

回答欄	<p>1 外部専門家等の助言を得て、独自に調査票を作成している</p> <p>2 外部専門家等の助言を得ていないが、独自に調査票を作成している</p> <p>3 (回答者が市町村の場合) 都道府県が作成した調査票を使用している</p> <p>4 その他</p>
-----	--

↑当てはまるものに「1」を選択

※「1 外部専門家等の助言を得て、独自に調査票を作成している」を選んだ場合、差し支えなければ助言を得た外部専門家の専門性や保有資格等を教えてください。

回答欄	
-----	--

※「4 その他」を選んだ場合、具体的な内容を教えてください。

回答欄	
-----	--

問5-2	問5で「児童生徒等を対象とする定期的なアンケートを実施している」（①～③いずれかで「1実施している」と回答した教育委員会について、アンケート調査結果をどのように活用していますか。当てはまるものをすべて選択してください。
------	---

回答欄	<p>1 結果を整理・分析し、各校へフィードバックしている（各校へ調査・対応を行うことも含む）</p> <p>2 分析結果を研修会等のテーマとしている</p> <p>3 分析結果を関係機関と共有している（通報することも含む）</p> <p>4 その他</p> <p>5 教育委員会としては何もしていない（取扱い各校に任せている）</p>
-----	--

↑当てはまるものに「1」を選択

※「3 分析結果を関係機関と共有している」を選んだ場合、共有する関係機関を具体的に教えてください。

回答欄	
-----	--

※「4 その他」を選んだ場合、具体的な内容を教えてください。

■ アンケート調査票

回答欄	
-----	--

問6	問5でアンケートを実施・検討していない（①～③のいずれかで「4 特に実施予定はなく、検討も行っていない」と回答した教育委員会について、その理由としてあてはまるもの最大3つ選んでください。
----	---

回答欄	<table border="1"><tr><td style="width: 30px; text-align: center;">1</td><td>検討する時間・余裕が不足している</td></tr><tr><td style="width: 30px; text-align: center;">2</td><td>専門的知見・ノウハウが不足している</td></tr><tr><td style="width: 30px; text-align: center;">3</td><td>教育委員会内の協力を得られない</td></tr><tr><td style="width: 30px; text-align: center;">4</td><td>他機関の協力を得られない</td></tr><tr><td style="width: 30px; text-align: center;">5</td><td>課題として認識していない</td></tr><tr><td style="width: 30px; text-align: center;">6</td><td>法律の要請であることや、その詳細を知らなかった</td></tr><tr><td style="width: 30px; text-align: center;">7</td><td>その他</td></tr></table>	1	検討する時間・余裕が不足している	2	専門的知見・ノウハウが不足している	3	教育委員会内の協力を得られない	4	他機関の協力を得られない	5	課題として認識していない	6	法律の要請であることや、その詳細を知らなかった	7	その他
1	検討する時間・余裕が不足している														
2	専門的知見・ノウハウが不足している														
3	教育委員会内の協力を得られない														
4	他機関の協力を得られない														
5	課題として認識していない														
6	法律の要請であることや、その詳細を知らなかった														
7	その他														

↑当てはまるもの最大3つ「1」を選択

※「7 その他」を選んだ場合、具体的な内容を教えてください。

回答欄	
-----	--

■ アンケート調査票

■ 早期発見に向けた相談窓口の設置等について

問7 児童生徒性暴力等の早期発見に向け、児童生徒性暴力等の相談窓口等の取組を実施していますか。次の①～②について、【選択肢】より該当する番号をそれぞれ1つずつ選び、回答して下さい。

なお、①、②について「1実施している」場合には、昨年度相談件数、本年度の相談窓口担当職員数・うち専任職員数、開設曜日・時間帯、「2本年度中に具体的に実施することが決まっている」場合には、本年度の相談窓口担当職員数・うち専任職員数、開設曜日・時間帯の予定を回答してください。※黒塗りとならなかった回答欄をご回答ください。

	回答欄	⇒⇒⇒	昨年度 相談 件数	本年度相談窓口担当		本年度開設曜日・ 時間帯
				担当職員 総数	専任職員 数	
① 児童生徒性暴力等に特化した相談窓口を設置・周知している						
② いじめや虐待等の相談窓口と兼ねて、児童生徒性暴力等の相談窓口を設置・周知している						
③ 早期発見に特化した研修を実施している						

以下選択肢1～4より1つずつ選択し数字を選択↑

それぞれ数値を直接入力

具体的に記入

【選択肢】

- 1 実施している
- 2 本年度中に具体的に実施することが決まっている
- 3 検討は行っている
- 4 特に実施予定はなく、検討も行っていない

※その他実施しているものがあれば、具体的な内容を教えてください。

回答欄	
-----	--

※教育委員会が設置した相談窓口への相談件数のみ

※わからない場合は「不明」「未定」と記入

※相談窓口が複数ある場合

ー相談窓口担当職員数は「合計」を記入

ー開設曜日・時間帯は最も開設時間が長い窓口を回答

問7-1 問7で「①児童生徒性暴力等に特化した相談窓口を設置・周知している」「②いじめや虐待等の相談窓口と兼ねて相談窓口を設置・周知している」いずれかを「1実施している」または「2本年度中に具体的に実施することが決まっている」と回答した教育委員会について、相談体制の構築及び周知について当てはまるものをすべて選択して下さい。

回答欄	
	1 教育委員会内（教育相談センターや学校に窓口を置く場合も含む）に複数の相談窓口が設置されている
	2 同性の相談員に相談できるように、相談対応者として、男性・女性いずれも配置している（日によって交代で対応する場合を含む）
	3 SNSを活用した相談対応を実施している
	4 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーに相談できるようにしている
	5 都道府県警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、法務少年支援センター等に窓口が設置されている
	6 児童生徒等やその保護者等に対し、複数の相談窓口を周知している
	7 その他
	8 特になし

↑当てはまるものに「1」を選択

※「7 その他」を選んだ場合、具体的な内容を教えてください。

回答欄	
-----	--

■ アンケート調査票

問7-2	問7で「児童生徒性暴力等に特化した」あるいは「いじめや虐待等の相談窓口と兼ねて相談窓口を設置・周知している」（①②いずれも、またはいずれかで「1実施している」）と回答した教育委員会について、相談・通告しやすくなるような配慮や相談・通告した人へのフォロー等、相談、通告した人が「話してよかった」と評価された、あるいは思ってもらえるような工夫をしていれば教えてください。 ※可能な範囲でご回答ください。 ※工夫の分かる資料のご提出に代えていただいてもかまいません。
------	--

回答欄	
-----	--

問8	問7で「相談窓口の設置予定はない」（①②いずれも「4. 特に実施予定はなく、検討も行っていない」）と回答した教育委員会について、その理由としてあてはまるもの最大3つを選んでください。
----	---

回答欄	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>検討する時間・余裕が不足している</td></tr> <tr><td>2</td><td>専門的知見・ノウハウが不足している</td></tr> <tr><td>3</td><td>教育委員会内の協力を得られない</td></tr> <tr><td>4</td><td>他機関の協力を得られない</td></tr> <tr><td>5</td><td>課題として認識していない</td></tr> <tr><td>6</td><td>都道府県が設置しているから</td></tr> <tr><td>7</td><td>法律の要請であることや、その詳細を知らなかった</td></tr> <tr><td>8</td><td>その他</td></tr> </table>	1	検討する時間・余裕が不足している	2	専門的知見・ノウハウが不足している	3	教育委員会内の協力を得られない	4	他機関の協力を得られない	5	課題として認識していない	6	都道府県が設置しているから	7	法律の要請であることや、その詳細を知らなかった	8	その他
1	検討する時間・余裕が不足している																
2	専門的知見・ノウハウが不足している																
3	教育委員会内の協力を得られない																
4	他機関の協力を得られない																
5	課題として認識していない																
6	都道府県が設置しているから																
7	法律の要請であることや、その詳細を知らなかった																
8	その他																

↑当てはまるもの最大3つ「1」を選択

※「8 その他」を選んだ場合、具体的な内容を教えてください。

回答欄	
-----	--

問9	問5で「アンケートを実施している」又は問7で「相談窓口を設置・周知している」と回答した教育委員会について、アンケートの実施や相談窓口の設置により、児童生徒に対する性暴力の早期発見・未然防止につながった事例があれば、どの程度未然に防止できたのかも含め、具体的に教えてください。 ※可能な範囲でご回答ください。 ※事例のわかる資料のご提出に代えていただいてもかまいません。
----	--

回答欄	
-----	--

都道府県は問10へ、市区町村は次のシート「4. 事案の対応」に進んでください。

問10	都道府県教育委員会のみにお伺いします。次の①、②について、市町村教育委員会へ実施を促していますか。【選択肢】より該当する番号をそれぞれ1つずつ選び、回答して下さい。
-----	--

	回答欄
①	児童生徒性暴力等の実態把握について、市区町村教育委員会へ通知等により促していますか。
②	相談窓口の設置と周知について、市町村教育委員会へ通知等により促していますか。

以下選択肢1～4より1つずつ選択し数字を選択↑

【選択肢】	
1	促している
2	促していないが、本年度中に促す予定である
3	促していないが、来年度以降に促す予定である
4	促していない、促す予定もない

⇒次のシート「4.事案への対応」に進んでください。

■ アンケート調査票

基本指針第2-2（2）教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置

■ 教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置について

問11	教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの対応について、法第18条第1項及び第2項、第4項、第7項や、基本指針第2-2（2）等に基づき、学校への通報、警察署への通報・連携について、その対応や留意事項等をマニュアル等にて明示していますか。
-----	---

回答欄		1 明示している（都道府県教育委員会が作成したものを市区町村教育委員会が用いる場合を含む） 2 明示していないが、本年度中の明示に向けてマニュアル等の作成を具体的に進めている 3 明示していないが、来年度以降の明示に向けてマニュアル等の作成を具体的に進めている 4 明示しておらず、マニュアル等の作成も進めていない
-----	--	--

↑当ではまる番号を選択

問11-1	問11で「1 明示している」と回答した教育委員会について、明示されたマニュアル等を用いて実際の対応を実施した経験、研修や対応シミュレーションなどを実施したことがありますか。当ではまるものすべて選択してください。
-------	---

回答欄		1 マニュアル等に基づき、事案対応を行ったことがある 2 研修を実施した 3 対応シミュレーション（ロールプレイ）を行った 4 その他 5 特に実施していない
-----	--	---

↑当ではまるものに「1」を選択

※「1 マニュアル等に基づき、事案対応を行ったことがある」を選んだ場合、具体的な内容を教えてください。（資料に代えていただいてもかまいません）

回答欄	
-----	--

※「4 その他」を選んだ場合、具体的な内容を教えてください。

回答欄	
-----	--

問12	事案が発生した際の校内の対応体制（役職ごとの役割分担等）のマニュアルや規定、モデルを作成するなどして、各学校に促していますか。
-----	---

回答欄		1 促している 2 促していない
-----	--	---------------------

↑当ではまる番号を選択

※「1 促している」場合、具体的な対応体制のモデルなどについて教えてください。（それがわかる資料の提出に代えていただいてもかまいません）

回答欄	
-----	--

問13	事案が発生した際の関係機関との協力・連携体制について、関係機関との協定など、文章により明示されていますか。
-----	---

回答欄		1 明示されている 2 明示されていない
-----	--	-------------------------

↑当ではまる番号を選択

※「1 明示されている」場合、具体的な連携先について教えてください。（それがわかる資料の提出に代えていただいてもかまいません）

回答欄	
-----	--

■ アンケート調査票

問14	教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの対応について、法第18条第6項に基づき、児童生徒等と教育職員等の接触回避等のマニュアル等を定めていますか。
-----	---

回答欄	1 定めている 2 定めていないが、本年度中の明示に向けてマニュアル等の作成を具体的に進めている 3 定めていないが、来年度以降の明示に向けてマニュアル等の作成を具体的に進めている 4 定めておらず、マニュアル等の作成も進めていない
-----	---

↑当てはまる番号を選択

問14-1	問14で「1 定めている」と回答した教育委員会について、定められたマニュアル等を用いて実際の対応を実施した経験、研修や対応シミュレーションなどを実施したことがありますか。当てはまるものすべて選択してください。
-------	--

回答欄	1 マニュアル等に基づき、事案対応を行ったことがある 2 研修を実施した 3 対応シミュレーション（ロールプレイ）を行った 4 その他 5 特に実施していない
-----	---

↑当てはまるものに「1」を選択

※「1 マニュアル等に基づき、事案対応を行ったことがある」を選んだ場合、具体的な内容を教えてください。（資料に代えていただいてもかまいません）

回答欄	
-----	--

※「4 その他」を選んだ場合、具体的な内容を教えてください。

回答欄	
-----	--

問15	教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるとき、被害対象児童への聞き取りを行う方又は想定している方を教えてください。また、教育職員等が聞き取りを実施する場合、当該職員の役職（管理職、担任、養護教諭等）について教えてください。 ※可能な範囲でご回答ください。 ※回答のわかる資料のご提出に代えていただいてもかまいません。
-----	---

回答欄	
-----	--

問16	被害対象児童生徒等への保護及び支援等について、児童生徒等及び保護者への対応として想定していることはありますか。当てはまるものをすべて選択してください。
-----	---

回答欄	1 医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の紹介 2 ワンストップ支援センターなどの機関の紹介 3 教育環境の確保・学習支援 4 マスコミへの対応（個人特定の防止や取材の防止など） 5 その他 6 特になし（想定はしていない）
-----	--

↑当てはまるものに「1」を選択

※「5 その他」を選んだ場合、具体的な内容を教えてください。

回答欄	
-----	--

都道府県は問17へ、市区町村は次のシート「5.その他の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等施策」に進んでください。

■ アンケート調査票

問17	都道府県教育委員会にお伺いします。法第19条第3項に基づき、学校の設置者が専門家の協力を得た調査が適切に行えるよう、専門的な知識を有する者に関する情報提供を行う準備はされていますか。
-----	---

回答欄		1 職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を整備し、市区町村教育委員会にも情報提供している 2 今後、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を整備する予定である 3 市区町村教育委員会から相談があれば、その都度対応する予定である 4 特に実施予定はない
-----	--	---

↑当てはまる番号を選択

問17-1	問17で「体制を整備」している、又は「体制を整備する予定である」（問17で1又は2）と回答した教育委員会について、協力を得ている関係者をすべて選択してください。
-------	--

回答欄		1 警察官（又は警察関係者） 2 学識者 3 弁護士 4 医師 5 公認心理師・臨床心理士 6 スクールカウンセラー 7 スクールソーシャルワーカー 8 法務少年支援センター 9 その他
-----	--	---

↑当てはまるものに「1」を選択

※「2 学識者」を選んだ場合、差し支えなければ当該学識者の「専門性」等、また、当該学識者を選定した理由を教えてください。

回答欄	
-----	--

※「9 その他」を選んだ場合、具体的な内容を教えてください。

回答欄	
-----	--

⇒次のシート「5.その他の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等施策」に進んでください。

■ アンケート調査票

基本指針第2-1(5) その他の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策、人事行政状況調査項目

■ その他の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策について

問18	SNS等を用いて児童生徒等と私的なやりとりをしてはならないことを指針・通知、研修等により明確化していますか。
-----	--

回答欄	1	明確化している
	2	明確化していないが、本年度中の明確化に向けて具体的に検討を進めている
	3	明確化していないが、来年度以降の明確化に向けて具体的に検討を進めている
	4	明確化しておらず、具体的な検討もしていない

↑当ではまる番号を選択

問19	SNS等を用いて児童生徒等と業務上必要な連絡を行う場合における、児童生徒等・保護者等との適切な連絡方法・管理職との情報共有等について取扱いを明確化していますか。
-----	--

回答欄	1	明確化している
	2	明確化していないが、本年度中の明確化に向けて具体的に検討を進めている
	3	明確化していないが、来年度以降の明確化に向けて具体的に検討を進めている
	4	明確化しておらず、具体的な検討もしていない

↑当ではまる番号を選択

※「1 明確化している」を選んだ場合、業務上必要な連絡の具体的な内容を教えてください。（資料に代えていただいてもかまいません）

回答欄	
-----	--

問20	問18、問19いずれかで「明確化している」と回答した教育委員会にお伺いします。SNS等を用いた児童生徒とのやり取りについて、その取扱いが遵守・徹底されていることを定期的に確認していますか。
-----	--

回答欄	1	確認している
	2	確認していない
	3	各校に任せているため教育委員会ではわからない

↑当ではまる番号を選択

※「1 確認している」場合、その確認方法について教えてください。（それがわかる資料の提出に代えていただいてもかまいません）

回答欄	
-----	--

■ アンケート調査票

問21	SNS等の利用に特化して、児童生徒性暴力等の防止に向けて研修を実施していますか。
-----	--

回答欄	1 実施している	
	2 実施していない	

↑当てはまる番号を選択

問22	都道府県教育委員会にお伺します。SNS等を用いて児童生徒等と私的なやりとりをしてはならないことの明確化について、市区町村教育委員会へ促していますか。
-----	--

回答欄	1 実施している（都道府県教育委員会からの通知等が市区町村教育委員会で用いられている場合を含む）	
	2 実施していないが、本年度中に実施するよう具体的に検討している。	
	3 実施していないが、来年度以降に実施するよう具体的に検討している。	
	4 実施しておらず、検討もしていない	

↑当てはまる番号を選択

問23	児童生徒性暴力等を予防するために、執務環境の見直しによる密室状態の回避や教育指導体制の見直しによる組織的な対応等について、学校や市区町村教育委員会へ指導や通知等を行っていますか。
-----	---

回答欄	1 指導や通知等を行っている	
	2 特に指導・通知等行っていないが、本年度中の指導に向けて具体的に検討中である	
	3 特に指導・通知等行っていないが、来年度以降の指導に向けて具体的に検討中である	
	4 指導・通知しておらず、検討もしていない	

↑当てはまる番号を選択

問23-1	問24で「1 指導や通知等を行っている」と回答した教育委員会について、その内容として当てはまるものすべて選択してください。
-------	---

回答欄	1 執務環境の見直しによる密室状態の回避の指導等している	
	2 単独での教育指導を行わないよう指導等をしている	
	3 その他	

↑当てはまるものに「1」を選択

※「1 執務環境の見直しによる密室状態の回避」を選んだ場合、死角をなくすなど物理的な対応の具体的な内容を教えてください。

回答欄	
-----	--

※「3 その他」を選んだ場合、具体的な内容を教えてください。

回答欄	
-----	--

設問は以上となります。お手数ですが貴教育委員会の取組がわかる資料、マニュアル等がありましたら併せてご送付ください。

ご協力誠にありがとうございました。